



令和5年 第1回  
本別町議会定例会会議録

自 令和5年 3月 7日  
至 令和5年 3月 24日

本別町議会

# 令和5年本別町議会第1回定例会会議録（第1号）

令和5年3月7日（火曜日） 午後1時30分開会

## ○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 4号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第20回）について
日程第 7	議案第 5号	令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について
日程第 8	議案第 6号	令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
日程第 9	議案第 7号	令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について
日程第10	議案第 8号	令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について
日程第11	議案第 9号	令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第5回）について
日程第12	議案第10号	令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第13	議案第11号	令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）について
日程第14	議案第12号	令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について
日程第15	請願第 1号	負箆地区町道の整備を求める請願書
日程第16		令和5年度町政執行方針・教育行政執行方針

## ○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 4号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第20回）につ

			いて
日程第 7	議案第 5号	令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について	
日程第 8	議案第 6号	令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について	
日程第 9	議案第 7号	令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について	
日程第10	議案第 8号	令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について	
日程第11	議案第 9号	令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第5回）について	
日程第12	議案第10号	令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について	
日程第13	議案第11号	令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）について	
日程第14	議案第12号	令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について	
日程第15	請願第 1号	負簀地区町道の整備を求める請願書	
日程第16		令和5年度町政執行方針・教育行政執行方針	

○出席議員（12名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規

総務課主幹 上原章司  
総務課主査 石川雅康  
教育次長 武田敏英  
農委事務局長 高橋優  
選管事務局長 三品正哉

建設水道課主幹 小出勝栄  
教 育 長 高橋哲也  
社会教育課長 千代孝徳  
代表監査委員 畑山一洋

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 中川雅之  
総務担当主事 今井綾香

総務担当主査 越後 忠

開会宣告（午後 1時30分）

---

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和5年第1回本別町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、柏崎秀行議員、高橋利勝議員及び藤田直美議員を指名いたします。

---

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

令和4年12月14日第4回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は本日3月7日から3月27日までの21日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から3月9日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、請願第1号の取扱いについて申し上げます。請願第1号負簞地区町道の整備を求める請願書については、産業厚生常任委員会に付託し、審査とする取り扱いを予定いたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。本日までに5件の提出がありました。子どもたちのマスク着用の自由化と黙食の廃止を求める要望、以上1件については、議会運営基準138によることとし、後刻議員に写しを配布することといたします。

会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の採択を求める陳情、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情、以上4件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取扱いについて申し上げます。提出議案中、議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、ないし議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件の議案については、議長を除く11名の委員で構成する令和5年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り運

びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月7日から3月27日までの21日間とすることにしたいと思  
います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月7日から3月27日までの21日間とすることに決定  
いたしました。

お諮りします。

議事の都合により、3月8日から13日、17日から23日、25日から26日の計  
15日間を休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から13日、17から23日、25日から26日の計15日間  
は休会とすることに決定をいたしました。

---

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第2号専決処分報告。公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定め  
ることについて、報告を求めます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 報告第2号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害  
賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、外勤中における公用車両の事故であります。

令和5年1月18日午前11時30分ごろ、公用車両であるリース車両バン帯広〇〇  
〇〇〇〇〇〇が、中川郡本別町東町16番地24地先において、本別公園からの帰庁移  
動中、アイスバーン路面でスリップを起こし、道路左側に堆積された雪山に接触、車両  
が横転し損傷したものであります。

事故後直ちにリース車両の所有者へ謝罪と破損状況を確認し、2月13日に示談が成  
立、民法第695条の規定に基づき和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第  
180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告

いたします。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1、和解の相手方については、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故によるリース車両の損傷にかかる損害賠償額を一金943,400円と定め、本別町が車両の賃貸者に対し支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後は、このような事故を起こさないよう、安全運転に努めてまいります。

以上、報告第2号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、報告第3号専決処分報告。令和4年度本別町一般会計補正予算（第19回）について、報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 報告第3号専決処分報告。

令和4年度本別町一般会計補正予算（第19回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

今回の補正につきましては、ただ今報告をいたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,824万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、21節補償補填及び賠償金94万4,000円の増額補正は、リース車両の損傷に係る損害賠償金として支払うものであります。

上段1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入94万4,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、報告第4号専決処分報告。令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）について、報告を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 報告第4号専決処分報告。

令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によ

り報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を5万円増額補正し、資本的収入の総額を9,854万円とするものであります。内容は、本別町内にお住まいの匿名の方から5万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を5万円増額補正し、資本的支出の総額は1億3,236万8,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては、省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和4年12月分及び令和5年1月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、町長から令和4年度学校林現況報告の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和4年度第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の令和4年度第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、議長の動静について。令和4年第4回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第5 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第5 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

まず初めに、令和4年度各会計の予算執行状況について報告いたします。

1月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額77億5,312万4,000円に対し、収入済額57億7,655万5,000円で74.5%の執行率となっ



ております。歳出は、支出済額51億4,952万3,000円で66.4%の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比0.5%、額にして1,362万6,000円減の29億3,870万9,000円になる見込みであります。交付税財源の不足分を地方が直接借り入れしている臨時財政対策債は、前年度比73.2%1億1,701万1,000円減の4,287万6,000円で、普通交付税を加えた総額では前年度を4.2%下回る結果となっております。特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では18.2%減の2億6,543万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額10億4,518万円に対し、収入済額7億6,746万9,000円で73.4%の執行率で、国保税の収納率は、現年度が86.1%、滞納繰越金分が23.2%となっております。歳出は、支出済額8億2,104万8,000円で78.6%の執行率となっております。歳出総額の90.0%を占めます。保険給付費と国民健康保険事業納付金はそれぞれ74.1%と95.0%の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億4,077万5,000円に対し、収入済額1億2,730万5,000円で90.4%の執行率となっております。歳出は、支出済額1億2,678万2,000円で90.1%の執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額10億8,180万4,000円に対し、収入済額8億2,367万4,000円で76.1%の執行率となっております。このうち、介護保険料につきましては、調定額1億8,751万1,000円に対し、収納額が1億5,934万9,000円で85.0%の収納率となっております。歳出は、支出済額7億2,755万6,000円で67.3%の執行率となっており、このうち、保険給付費につきましては6億3,593万6,000円で、支出済額の87.4%となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額3億5,613万9,000円に対し、収入済額は2億1,604万2,000円で60.7%の執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額1億6,113万4,000円に対しまして、収入済額は1億6,103万3,000円で99.9%の収納率となっております。歳出の支出済額は2億8,885万6,000円で81.1%の執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億2,409万7,000円に対し、収入済額7,506万8,000円で60.5%の執行率となっております。歳出は、支出済額8,938万4,000円で72.0%の執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額4億8,571万3,000円に対し、収入済額1億9,943万3,000円で41.1%の執行率となっております。歳出は、支出済額3億1,902万円で65.7%の執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は1億4,241万4,000円で、支出見込額は1億4,241万4,000円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が1億41万8,000円、支出見込額は1億7,619万4,000円で、不足額7,577万6,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。令和5年1月末現在の延べ患者数は、入院患者が1万820人、前年同期比1,121人9.4%減、外来患者が2万3,600人、前年度比8人減となっております。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は11億3,614万1,000円、支出見込額は11億8,498万6,000円となる見込みで、収益から費用を差し引いた4,884万5,000円の純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が9,817万5,000円、支出見込額が1億3,201万2,000円で、不足額3,383万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

以上、令和4年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、町国保病院の脳神経外科外来の休止について報告いたします。

脳神経外科外来は、平成25年5月より現在までの約10年間にわたり、北斗病院の御支援を受けながら月1回の外来枠を設けて運営してまいりましたが、患者数の減少等の諸事情により北斗病院と協議しましたところ、本年3月をもって一旦終了する運びとなりました。

これまで脳神経外科外来に受診されていた定期処方が必要な患者様につきましては、当院内科及び外科外来で診療を行なうよう引継ぎを行っております。また、急性の脳疾患対応につきましては、従来から北斗病院と画像診断の連携により必要に応じて救急搬送等を行なっているところであり、大きく変わることはないものと考えております。

今後、周辺環境の変化の際には、再開も検討いたしますので御理解を賜りたいと存じます。

以上、本別町議会第1回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第4号令和4年度本別町一般会計補正予算（第20回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第4号令和4年度本別町一般会計補正予算（第20回）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事務事業の完了に伴う計数整理が主なものでありますが、その他の補正の主なものといたしましては、歳入では、地方交付税の増額、歳出では、企業誘致奨励事業補助金の増額及び基金への積立金の増額などがございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,869万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億2,694万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出のほうから御説明をいたしますが、先ほど申し上げましたとおり今回の補正は大部分が事業確定による執行残等の計数整理でございます。

それでは、27ページ、28ページをお開きください。

2、歳出であります。各科目にわたります2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、81ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

2段目の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬中、会計年度任用職員605万円の減額補正は、ワークシェアリング枠として2名分の報酬を計上しておりましたが、該当する採用がなかったことによるものであります。

29ページ、30ページをお開きください。

中ほどの12節委託料中、健康診断委託料、総合健診180万1,000円の増額補正は、会計年度任用職員の保険者が変更されたことに伴い、保険者負担の率が変更されたことによるものであります。

31ページ、32ページをお開きください。

8目企画費、1節報酬中、会計年度任用職員178万9,000円の減額補正は、地域おこし協力隊の任用数に伴う減額であります。

33ページ、34ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金中、補助金、地方路線バス運行維持対策補助382万1,000円の減額補正は、十勝バスの運行費用の減等によるもの、一番下の移住・定住促進事業573万2,000円の減額補正は、申請対象者数の減によるものであります。

35ページ、36ページをお開きください。

中ほどの14目基金費、24節積立金中、基金積立金であります。今回、財政調整基金に1億3,897万9,000円、減債基金に1,000万円、農業振興基金に1,000万円、退職手当基金に1,000万円を積み立てるものであります。

なお、財政調整基金につきましては、これまで2億7,083万2,000円を取り崩し、前回までの計上分と合わせまして2億3,601万6,000円を積み戻すこととなり、現時点においての基金残高につきましては10億2,134万8,000円となる見込みであります。

また、減債基金につきましては、令和4年度末で4億327万3,000円、農業振興基金につきましては、令和4年度末で1億1,796万4,000円となる見込みであります。

今回の積み立てによりまして、土地開発基金を除く全基金の現時点での現在高は、前年度より1億2,113万3,000円減の27億6,935万5,000円程度になる見込みであります。

なお、3月末に特別交付税及び消費税等の各種交付金が確定いたしますので、令和4年度末の最終現在高は変更になる予定となっております。

2つ下、17目諸費、18節負担金補助及び交付金、補助金、貸切バス借上74万1,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により対象団体の事業縮小によるものであります。

41ページ、42ページをお開きください。

一番下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、43ページ、44ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金中、補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1,580万円の減額、高齢者世帯等生活支援事業648万円の減額、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金2,205万円の減額、その下、19節扶助費中、本別町福祉灯油事業972万円の減額補正は、いずれも申請件数の減による給付見込みによる調整であります。

45ページ、46ページをお願いします。

2段目の2項老人福祉費、2目介護保険費、27節繰出金中、介護サービス事業特別会計繰出金、居宅介護支援事業323万5,000円及び介護老人福祉施設事業1,330万7,000円の増額補正は、特別養護老人ホームにおける新型コロナウイルス感染症クラスター発生後における稼働率の減少などによる収支への影響を調整するものであります。

49ページ、50ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、1節報酬から11節役務費までの351万1,000円、12節委託料中、業務委託料、講演会50万円、13節使用料及び賃借料76万7,000円、17節備品購入費149万7,000円の増額補正は、いずれも出産・子育て応援交付金事業に係る事務費分を計上するものであります。

51ページ、52ページをお開きください。

中ほどの3目予防費、12節委託料中、業務委託料、予防接種技術189万円の減額補正は、各種予防接種者の減に伴う調整であります。

53ページ、54ページをお開きください。

中段の2項清掃費、2目塵芥処理費、7節報償費、奨励金、資源集団回収188万4,000円の減額補正は、資源ごみの減に伴う調整であります。

55ページ、56ページをお開きください。

上段の4項病院費、1目病院公営企業費、18節負担金補助及び交付金中、負担金、

救急医療確保経費 3,500 万円の増、保健衛生行政経費 1,000 万円、不採算地区病院運営経費 2,000 万円の増額補正は、収支の見込みに基づく調整であります。

57 ページ、58 ページをお開きください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、6 目営農用水管理費、18 節負担金補助及び交付金 245 万 4,000 円の減額補正は、朝陽地区簡易水道事業の負担額の確定に伴う調整であります。

下段の 2 項林業費、2 目林業振興費、59 ページ、60 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金中、補助金、豊かな森づくり推進事業 880 万 9,000 円の減額、民有林造林促進事業 306 万 7,000 円の減額、私有林等整備事業 89 万 7,000 円の減額補正は、いずれも事業費の確定に伴う調整であります。

下段の 7 款 1 項商工費、2 目商工業振興費、18 節負担金補助及び交付金中、補助金、中小企業融資保証料 512 万 1,000 円の増額補正は、融資金額及び実行保証料率の増に伴うもの、中小企業融資利子補給 66 万 8,000 円の増額補正は、融資残高および補給率の増に伴うもの、企業誘致奨励事業 4,263 万 9,000 円の増額補正は、事業確定に伴う増額であります。2 つ下の新型コロナウイルス緊急対策支援事業 605 万 3,000 円の減額、商工事業者物価高騰臨時特別支援事業 149 万 5,000 円の減額補正は、いずれも事業費の確定による調整であります。

61 ページ、62 ページをお開きください。

2 段目の 8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費、12 節委託料、業務委託料、公共施設等除雪 96 万 6,000 円の増額補正は、今後の執行見込みにより増額するものであります。

67 ページ、68 ページをお開きください。

上段の 5 項住宅費、2 目空き家等対策費、18 節負担金補助及び交付金、補助金、空き家住宅等除却支援事業 103 万 2,000 円の減額補正は、執行額確定によるものであります。

9 款 1 項消防費、2 目非常備消防費、1 節報酬中、団員報酬、出動報酬 260 万円の減額補正は、災害出動等に係る消防団員の出動人員が減少したことによるものであります。

下段の 10 款教育費、1 項教育総務費、4 目諸費、69 ページ、70 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金中、補助金、本別高校の教育を考える会 930 万 2,000 円の減額補正は、海外研修を国内研修に変更するなどした執行残に伴う調整が主なものとなっております。

75 ページ、76 ページをお開きください。

下段の 5 項保健体育費、2 目スポーツ振興費、77 ページ、78 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金中、補助金、スポーツイベント実行委員会 125 万円の減額補正は、事業の中止等に伴う調整であります。

以上で歳出を終わりました、9ページ、10ページにお戻りください。

1、歳入であります、1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分、個人所得割568万4,000円の減額補正は、課税対象所得が当初見込額より少なかったことによるものであります。

2目法人、1節現年課税分、法人税割555万1,000円の減額補正は、各種法人等の課税標準額が減となったことによるものであります。

2段目の2項1目固定資産税、1節現年課税分中、家屋264万5,000円の増額補正は、課税標準額の増額等により調整するものであります。

下から2段目の4項1目町たばこ税、1節現年課税分432万7,000円の増額補正は、販売本数の増による調整であります。

11ページ、12ページをお開きください。

中段の10款1項1目1節地方交付税1億9,896万7,000円の増額補正は、普通交付税の確定によるもので、決定額は29億3,870万9,000円、前年度対比0.5%の減であります。

その下、13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、3節住宅使用料中、公営住宅使用料240万7,000円の減額補正は、入居戸数の減に伴う調整であります。

13ページ、14ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金3,838万5,000円の減額補正は、事業見込みに伴う調整であります。

15ページ、16ページをお開きください。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金中、出産・子育て応援交付金418万3,000円及び17ページ、18ページをお開きください。

2段目の15款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金中、出産・子育て応援事業補助金104万6,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしました出産・子育て応援交付金事業に係る事務費分といたしまして、国から3分の2、北海道から6分の1が補助金として交付されるものであります。

3つ上に戻りまして、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、地域づくり総合交付金中、高齢者等の冬の生活支援事業1,219万5,000円の減額補正は、補助額の確定に伴う調整であります。

21ページ、22ページをお開きください。

中段の18款繰入金、2項基金繰入金、一番下の計1,734万4,000円の減額補正は、各種基金繰入事業の決算見込みによる調整であります。

下段の20款諸収入、4項1目雑入、5節学校給食費146万8,000円の減額補正は、給食提供数の減に伴う調整であります。

23ページ、24ページをお開きください。

7節雑入中、一番下の光ケーブル移転補償119万1,000円の増額補正は、道営畑地帯総合整備事業に伴う光ケーブル架け替えに対する補償であります。

その下、2目1節過年度収入中、過年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

事務費補助金20万5,000円及びその下、事業費補助金150万円の増額補正は、令和3年度事業の実績報告後に支出された経費について調整するものであります。

下段の21款1項町債、1目総務債2,730万円の増額補正は、発行可能額の確定による調整、その下、2目衛生債180万円、3目農林水産業債630万円、25ページ、26ページをお開きください。

4目土木債620万円の減額補正は、事業費の確定による調整、その下、6目臨時財政対策債1,612万3,000円の減額補正は、発行可能額の確定による調整であります。

以上で歳入を終わらせていただきまして、5ページをお願いをいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

1、追加。

4款衛生費、2項清掃費、十勝圏複合事務組合、下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分7,000円は、工事内容及び施工方法の検討に不測の時間を要したため年度内の完成が困難となったことにより翌年度に繰り越すものであります。

2、変更。

4款衛生費、1項保健衛生費、出産・子育て応援交付金事業は、事業費の変更に伴いまして、翌年度繰越額を273万3,000円から665万6,000円に増額するものであります。

6ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正であります。

1、変更。

これは、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

事項。

番号連携サーバ機器更新事業、限度額1,092万6,000円を1,076万円に。  
ファイル転送システム機器更新事業、限度額346万円を273万7,000円に。  
静脈認証システム機器更新事業、限度額574万2,000円を572万8,000円に。

OCR装置更新事業、限度額236万5,000円を231万8,000円に。

北海道市町村備荒資金組合車両購入、一般公用車、限度額367万4,000円を319万9,000円に。

北海道市町村備荒資金組合車両購入、公園維持管理作業車、限度額971万4,000円を862万円に。

北海道市町村備荒資金組合車両購入、作業用機械運搬車、限度額602万9,000円を596万5,000円に変更するもので、期間の変更はありません。

7ページをお願いします。

第4表、地方債補正であります。1、変更。

これは、事業量、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

起債の目的。

一般補助施設整備等事業、限度額2,190万円を1,610万円に。

緊急自然災害防止対策事業、限度額900万円を860万円に。

辺地対策事業、限度額5,120万円を4,520万円に。

8ページをお願いします。

過疎対策事業、限度額4億4,860万円を4億7,380万円に。

臨時財政対策債、限度額5,899万9,000円を4,287万6,000円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第20回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

まず、歳出からとし一括とします。

27ページから80ページまで、ございませんか。

高橋議員。

○9番（高橋利勝） 2点についてお伺いしたいと思います。まず1点目は44ページの18節負担金補助及び交付金並びに19節の扶助費と関わるわけですが、高齢者世帯等生活支援事業、さらに扶助事業の本別町福祉灯油事業、これは提案のときにいずれも1,355世帯の対象ということで、今回減額補正になってますけど、単純に計算すると540世帯が申請がなかったということなんでしょうか。その点について取組とこの結果をどう受け止めるか、まず1点お伺いをしたいと思います。

2点目は60ページ、7款商工費の18節補助金中、企業誘致奨励事業4,263万9,000円ということですが、この企業誘致に至った経過とこの企業というのはどういう企業なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 高橋議員の御質問に答弁させていただきます。

高齢者世帯等生活支援事業、本別町福祉灯油事業、いずれも同一の基準というような形で実施をさせていただいております。議員おっしゃるとおり1,355世帯を予算化させていただいております。815世帯の執行見込みという形になっております。

これまでの取組といたしましては、各対象となるであろう方に郵送いたしまして申請をいただくという形、また民生児童委員、自治会長へも周知をいたしまして、こういった御相談ですとか該当しそうな方がいらっしゃればぜひお声かけをいただきたいということ、また広報への記載、また広報折り込みの中で2度、3度という形でこの手続きについて呼びかけをしてきたところでもあります。特に12月の広報のときには、高齢者の方が多いというところの想定でありまして、お正月に帰省をされた息子さんですとか娘さんですとか、そういった方々が目についてまたそういった問合せをいただくような形ということを狙いまして、実施をしてきたところでもあります。

結果についてはどう受け止めるかということでもありますけれども、こちらのほうにつきましては、非課税の世帯を対象としております。この部分につきましては最大限1,



355世帯というところで見させていただいております、815世帯という申請の予定でありますけれども、これまでの福祉灯油事業ではプッシュ型でなくちょっと分かりづらいということでありましたので、応募件数も少なくあったんですけれども、今回につきましてはプッシュ型というような形の中で実施をさせていただいておりますので、件数的には大幅に上がっていると思っておりますし、1,355世帯の中につきましては転入されてきた方など所得情報も得られない方も見込んでおりますので、大方該当になる方につきましては申請をいただいたものと受け止めておるところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 60ページの商工費、企業誘致奨励事業の部分でございます。

この部分、今回補正をいたします4,263万9,000円につきましては、令和4年度に新たに町内に工場等を新設あるいは増設をされた事業者、2事業者分の企業奨励金の内容となっております。町外部から町内に進出いただいたというものではなくて、今回の部分につきましては町内事業者2事業者の事業拡大に伴います企業誘致奨励金の対象事業ということとなりまして、1件は食品製造業、もう1件は旅館業、この2事業者について奨励金を支給するための増額補正ということでございます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 1点目の関係ですけれども、今のお話を聞くとこの申請を希望されている方はおおむね申請に応じることができたと受け止めていいのか、その点改めて伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 申請をいただいた方で要件に該当しない方以外につきましては、支給のほうさせていただいているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございせんか。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 49ページ、50ページの2目母子保健費中12節委託料、講演会費50万円の増額となっております。この部分については先ほど少し説明があったかと思いますが、この12節の委託料、17節備品購入費中子育て世代包括支援センター備品という形でなっていますが、この講演会の内容と、どの方を対象にどのような講演会を予定しているのかどうか、またそのセンター備品という部分では必要性和効果についてもう少し詳しく伺いたいと思います。

もう1つは、先ほども質疑がありました60ページの企業誘致奨励事業の部分ですが、大変これ高額な増額補正ということでなっております。説明も4年度中の1件食品業、1件は旅館業となっておりますが、その指定された2件の奨励措置された内容というのを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の質問に答弁させていただきます。

50ページの講演会の想定でありますけれども、こちらにつきましては子育て世帯の方々を対象に開催をしたいと思っております。内容といたしましては、子育てが楽しく思っただきながら子育てを行なっただけのような形で講演会を大学教授を想定今しております、そういった方々が自分の体験談ですとかをお話しただきまして、今後の子育てに活かしていただけるような形で委託で実施をしたいと考えております。

もう1つ備品のところの必要性でありますけれども、伴走型支援事業を実施するに当たりまして様々な情報ですとか、そういったものの管理というところで必要であるということ、またお子さんのベビースケールですとかのところでは、これまでの計量器よりもより優れたものという形の中で、6キログラムまでは2グラム単位で計れるような体重計でありまして、あと体重測定をしながらスケールに乗せたときに身長も併せてデジタルで表示できるといったものの備品を購入をしていきたいと思っておりますし、フードモデルですとかスクリーン等につきましては、そういったお子さんの栄養指導、また各種御相談のときに活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 企業誘致奨励金の内容でございますが、まず1つ目の建物の設備等の投資額の10%を助成いたします設備投資奨励金につきましては、2事業者合わせまして4,123万8,000円、また借入利息の2%以内を助成いたします利子相当額奨励金につきましては、2事業者で合わせまして104万1,000円、合わせまして合計4,263万9,000円の増額補正となります。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 子育て世代包括支援センター備品についてですが、これは新たなスペースに設置されるのでしょうか。今まであったスペースに設置をして利用するという事なんでしょうか。

それと備品の項目の中にフードモデルというのがあるんですが、このフードモデルというものの説明を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 再質問に答弁させていただきます。

設置場所につきましては、健康管理センター、今は子育て包括支援センターというような形にも併用となっております、そちらのほうに設置をいたします。事務机につきましては更新等をさせていただきたいと思っております。

あとフードモデルにつきましては、これは離乳食のフードモデル、俗に食堂等に飾られているようなろうでできました、今はろうじゃないのかもしれませんが、そういった形のフードモデルを考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 1点お聞きいたします。

62ページ、商工費、18節の負担金補助及び交付金です。物価高騰生活商品券応援事業、交付事業ですか、こちら本町独自の物価高騰に対する取組だったかと思えます。確定したということですので、その効果等お知らせ願います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 62ページの物価高騰生活応援商品券交付事業ということで、今回負担金補助交付金15万2,000円の減額を行っております。まずこの部分につきましては、当初11月1日現在の世帯数3,500世帯ということで想定をしておりましたが、対象世帯数ということで3,481世帯となりまして、この差額19世帯分の部分につきまして補助金を今回減額をしているものでございます。

現在、商工会のほうで換金業務を委託して実施をしていただいておりますけれども、最新の2月末の換金状況、いわゆる商品券の使用状況でございますが、世帯分のこの8,000円を1世帯交付した部分につきましては90.37%が使用されている状況でございます。あと3月の近々もう1回、最後の換金の締切りがあるということでございますので、まだ最終確定の数字ということではございませんが、9割を超える利用が現在であるという部分でございます。その利用形態と言いますか、使用の内容につきましては、やはり普通の、例えばいきいき商品券で、自分でお金を出して商品券を購入して、プレミアムを付く商品券を購入するといった部分の使い方の内容が少々変わってきておまして、例えば今回で言うとタクシーの部分であったり、あと燃料関係がやはりちょっと普段より多いのかなと、ということはやはり生活の部分の費用の一部としてこの商品券を利用いただいているのかなと、現時点では捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか。

加藤議員。

○2番（加藤徹己） 27ページから30ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費の中で記念品代、国際交流事業2万円の減額、30ページの10節需用費中食糧費、国際交流事業20万3,000円の減額、18節負担金補助及び交付金中補助金、国際交流事業実行委員会65万5,000円の減額について伺います。

この事業については、12月の補正の中でミッチェルの訪問団一行20人が訪問するというので、1月17日から23日までの6泊7日でホームステイ等するというのでしたけれども、これについて大きく減額されているのでその内容について伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

減額になった要因でございますけれども、加藤議員今おっしゃったとおり当初訪問団の人数20人ということで予定しておりましたが、訪問団の人数が11人、約半分になったということがございまして、それに伴います食糧費ですとか、訪問団員が半分になったということで、ホストファミリーにつきましても10世帯ほどお願いすることを予定しておりましたが5世帯になったですとか、あとはそれに伴いましてウエルカムパ

ーティ等の出席予定者についても落ちてきたというところがございます、全ての品目において減額となった。いわゆる予定していたよりも、行なった事業については6泊7日ということで来てはいただいたんですけども、来てくれた方が半分になったということで、その分の支出が減ったというところになってございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 当初20人ということで、町民も大分期待はしていたんでないかと思うんですけども、オーストラリア、ミッチェルからは多分20人は北海道のほうに来てたのかなと思うんですけども、それは全く来ないで半分の9人だったということなんでしょうか。訪問団の人たちを、ホームステイも半分になったということですけども、これまで多くの町民や子どもたちがミッチェルに訪問してるんで、ホームステイ等の受入れ等でまた交流したいという希望があった方が何かいたようですけども、そのような人たちになんか声がかかんなかったということで、こういう半分になってしまったということでそういうことなのか、町民としてはせつかく来てくれたオーストラリア・ミッチェルの人たちとの交流を非常に楽しみにしてたんですけども、いつ来ていつ帰ったのかも分かんなかったというような声も聞こえたんで、ホームステイ等の選考についても少ない中でも今まで行ったことある人たち、受入れをしたいと思っていた人たちもいるかもしれないんですけども、そういう配慮とか対応とかをされたのかどうかを伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず来られた方については11名ということで、20名ほどっていうのがどの数字なのか分からないんですけども、オーストラリアから、ミッチェルのほうから来られた方については11名の受入れをしております。

またホームステイの関係でございますけれども、ホームステイにつきましては基本的に来られた家族単位で受けていただいておりますので、今回11人の5団体と言いますか、5世帯と言いますか、という形で来られてますので、この方々を分割してホームステイ先を探すということはしてございませんので、今回そういった方がいらっしゃったのかもしれないけれども、今回は実行委員会のほうにお願いをいたしまして5世帯にお願いをしたところでございます。今後仮に来ることがあった場合については、早めに向こうのほうから来られることが分かった段階におきましては、いろいろこちらのほうからレクチャーすることもできるかと思いますが、今回については加藤議員も御承知のとおり、12月頃の訪問に来たいということで1月の受入れであったということで、こちらといたしましてもなるべく手抜かりのないような形で行なわせていただきましたので、町民への周知ということで言えば若干足りなかったのかもしれないけれども、来ていただいた方については皆さん喜んで帰られたと考えておりますので、今回の事業については一定程度成果があったのかなと捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは2款総務費についてお伺いをいたします。

まず31ページから34ページでございますが、8目企画費でございます。うちの18節負担金補助及び交付金、こちら1点目まずのお伺いでございます。この18節負担金補助及び交付金のうち、人の呼び込み、移住者等の呼び込みに関するものとしたしまして、北海道UIJターン新規就業支援事業こちら100万円の減額、また移住定住促進事業ということで573万2,000円の減額が計上されてございます。提案理由の説明の際には、移住定住促進事業につきましては申請対象者数の減ということで御説明いただいたところでございますが、この人を呼び込む事業の事業概要、またこれまでの実績、また今回の結果につきまして背景や理由等についてお伺いをいたします。

2点目でございます。3款の民生費でございます。41ページから44ページにわたります。まず18節負担金補助及び交付金ないし19節扶助費でございますが、こちらを一括で御説明いただいたところでございますので個別具体的にということではなく一括でお伺いをいたします。

まず18節負担金補助及び交付金のうち補助金、こちらまず高齢者や生活困窮であったりとか住民税の非課税世帯であったりとか、そういった方々に対する事業ということで捉えていただきたいです。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、高齢者世帯等生活支援事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、また19節扶助費で本別町福祉灯油事業ということで、さきの9番議員より質疑もあったところでございますが、こちら御答弁からは行政としてはこれまでの経験も踏まえて新たなプッシュ型の呼びかけというものをいたしまして、課題というものはない結果になっているのか、簡単に言えばできる限りのことはやっていわゆる取りこぼし等はないよというような御認識なのか、はたまたまだこの事業を終えてこうしたやり方があるのではないのか、こうした課題感があるのではないのかということなのか、その御認識等についてお伺いをいたすものでございます。

3点目でございます。4款衛生費でございますが、55ページ、56ページでございます。4項病院費の1目病院公営企業費のうち18節負担金補助及び交付金についてお伺いをいたします。

この負担金4項目計上ございますが、こちらそれぞれの必要性、内容、またそれぞれのその財源、こちらにつきまして別枠財源内訳に一般財源で3,747万2,000円の計上がございますが、それぞれお伺いをいたすものでございます。

続きまして8款土木費でございます。61ページ、62ページです。2目の道路維持費、12節の業務委託料、公共施設等除雪で96万6,000円の計上がございます。こちら積算の根拠と事業内容、事業の必要性等についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） まず33ページ、34ページの負担金補助交付金、人を呼び込む取組の部分でございます。

まず北海道UIJターン新規就業支援事業につきましては、北海道と自治体本別町の共同事業ということで、国がその費用の2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1を負担し、首都圏東京都近郊、首都圏から本町に就業移住をされた方に対しまして支援す

る助成金となっております。一定の要件がございますので、こういった部分、今回につきましては対象者が、見込みがないという部分でございます。また、移住定住促進事業573万2,000円の減の部分でございます。こちらにつきましては、令和4年度よりスタートいたしました本町の独自施策でございます、本町へ移住をいたしまして町内の本店事業所就職をするものであったり、また自営で働くもの、そういった方たちに対しましてまず1つ目といたしまして家賃支援、これは1年間の期限付きで月額3万円を上限に支援をするものでございます。こちらのまず実績でございますが、当初3万円の15人分を積算していたところでございますが、現在8名の方がこの家賃支援を今年度受けている実績状況でございます。

また、その他この事業で引っ越し支援、これは移住者の方の引っ越し費用の2分の1を上限20万円といたしまして支給する内容でございます。こちらの実績につきましては現在2名の方が受給をされている状況でございます。

また、移住体験支援ということで町外からの仕事体験等の交通費等の助成をするもので、上限5万円のこれは部分でございますけども、こちらについては実績といたしまして1件ということで、当初それぞれ初年ということでちょっと多めにと言いますか、予算を計上していたという部分がございますので、そういった部分で今回大きな減少になったという内容でございます。こちらの制度につきましては、町の広報であったりホームページ、またこの移住定住促進事業につきましては農協にも協力いただきまして、組合員懇談会、こういった折にも説明等もさせていただきながら町内の方に周知を図っているところでございますし、また今年移住フェア等に3回ほど本別町として参加をしているところでございます。こういった場でもこの制度等について説明等もいたしながら、本町への関係人口を作っていくという部分では、何とか1回お越しいただくといったようなことも説明をいたしながら、この制度の活用について今回進めてきたところがございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 44ページの補助金と19節扶助費の部分について答弁させていただきます。

まず補助金の部分であります。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、こちらにつきましては3年度に引き続きまして4年度、国のほうで実施をするという形で3年度非課税でなかった方を対象に4年度新たに給付をしたものでありまして、こちらにつきましては320世帯を予定しておりましたところ162世帯、高齢者生活支援事業、また扶助費にあります本別町福祉灯油事業につきましては1,355世帯に対しまして815世帯、電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付金につきましては1,500世帯を予定しておりましたが1,059世帯という形で見込んでおります。こちらのほうにつきましては、いずれもプッシュ型で実施をできたという形になっておりまして、いつもの福祉灯油事業、先ほども答弁させていただきましたが、よりは分かりやすいというところでは申請はしやすいと考えております。しかしながら、今言った補助金、扶助費の部分が同じような時期に御案内を出したというところもありまして、中には広報等で御

覧になって自分は申請をしているだろうか、既にお受け取りになっていても何がどの給付金だったのか、少しちょっと混乱しているというようなお電話もいただきまして、その都度給付状況を確認させていただいて、何月何日に振込をさせていただいていますということですか、まだ申請いただいてませんというような御案内をさせていただいているところでもあります。こちらのほうも同じ時期にというところで実施したというところもありまして、少し分かりづらかったと言いますか、何がどの部分かというところが少し混濁されたというところがあるのかなと思っております。

また、国の補助金のほうにつきましては、課税者の扶養になっている方、例えば息子さんが町外に住まわられていて扶養にとっておられて、その方が課税されてる場合については非該当という形になります。これにつきましては一度御申請をされたんですが、後に息子さんから連絡があって取消しをしたというようなケースもございましたし、給付金を受け取らないという方も何名かいらしたような実態になっております。

いずれにいたしましても、これまでの国の給付金等の経験を活かしまして、今後またそういった給付事業がございましたら、分かりやすいような、申請をしやすいような形で努めていきたいと考えておりますが、これまでの取りこぼしという部分では、必ずしもなかったとは言えないかもしれませんが、周知に努めて給付をしてきたと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 55ページ、56ページ、病院公営企業費の部分について私のほうからお答えいたします。

まず質問につきましては負担金4項目ございます、その部分の必要性等、内容等につきましてということかと思えますけれども、負担金これら項目ありますけれども、全て病院の運営に必要であると。基本的にこの項目、建設改良費を除く3つの項目につきましては病院事業予算でいきますところの収益的収支、病院の運営に係る部分の収支における負担金となっているというところがございます、それにつきましては病院事業に事業運営に充てるという部分になっております。繰り返しになりますけど、病院事業運営に必要であるという繰出金になっております。

財源につきましては、地方交付税措置、あるいは過疎債充当というような形になっておりまして、今年度補正後の予算で言いますと合計で4億4,950万9,000円という繰出金の収益的収支に対する繰出金の額になるんですけども、そのうち地方交付税につきましては2億8,895万円、また過疎債ソフト分で充当しておりますのが8,040万円というような状況になっているというところがございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

62ページの12節委託料、公共施設等除雪の関係でございます。この分につきましては、本別市街地と仙美里市街地、勇足市街地の除雪の委託業務でございます。既に令和4年度につきましては、昨年12月23日、1月24日、先月の2月の20日ということで3回出動しているところがございます。残りの期間での除雪対応として1回分の

不足分として96万6,000円の増額をさせていただいたところでございます。根拠といたしましては、各業者6業者契約させていただいております。それぞれの業者の1回分の契約額の部分を根拠として今回96万6,000円必要な部分増額させていただきました。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは1点目についてお伺いをいたします。

先ほどお伺いした点でございますが、北海道U I Jターン新規就業支援事業についてでございますが、こちらこれまでの実績についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。また、御答弁の中から移住定住促進事業については新規事業の初年度であるためちょっと多めに計上ということでございましたが、では予算提案時においてはしっかりとした積算とか見込みに基づいたものではなく、ちょっと多めに予算提案したという理解でよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

また、この移住者を呼び込みというものにつきましては、本町のみならず日本全国どこにおいても取り組んでいる事業であると私自身は認識しているところでございますが、道内や管内においても目覚ましいそうした成果を出して、そうした移住されてきた方々が新しい事業を営んだり、事業承継をしたりとか、そういった事例も見受けられるところでございますが、本町のそれとそうした取組で成果を出しているところとの比較というものに対しては、この結果を踏まえてないしこの事業年度においてはどのように捉えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

2点目でございます。

民生費の、いわゆる住民税非課税世帯等や高齢者等への補助金や福祉灯油事業等について一括でお伺いしている点でございますが、こちら御答弁の中からは同じ時期にこうした類似した事業等の案内があったことから一部混同があったと。何に申請したのか、していないのかが分からなかった等の問合せがあったということでございますが、その件数等についてはどの程度であったのかという点。また、これらそうした問合せがあった時点で、1件2件あった時点で、あ、同じ時期にこうした案内があったと、またはその高齢者等で記憶が曖昧である、控えが手元にない等々ということが容易に想定できたわけでございますが、この年度においてそうした方々、そうした混乱が生じているということを認識した上でどのような取組を行なったのか、具体的にお伺いをいたします。

3点目でございます。

病院費についてでございます。負担金について一括でお伺いをいたしましたところ、当初の提案理由の説明の中においては収支の見込みに基づく調整ということでございました。さきの病院事務長の御答弁の中では病院事業運営に必要であるということでございますが、これつまりは、つまるところ病院を運営していくに当たって赤字を一般会計から埋めるというような理解に換言、言い換えることができるのかなと私は認識したんですが、その認識で誤りがないのかという点についてお伺いをいたします。

先ほど繰入金等について具体的な御答弁をいただいたところでございますが、少しちょっと私のほうで認識しきれなかったものですから改めてお伺いをいたすところござ



いますが、年度における見込みといたしまして一般会計からの繰出金が総額いくらになるのかという点と、うち一般財源はいくらになるのかという点について改めてお伺いをいたします。

続きまして8款の土木費、公共施設等除雪についてでございます。こちら1回分といたしまして6事業者分、総額として96万6,000円が積算根拠であるということでございました。こちらこれらの出動に際しまして、住民等から何か要請や要望等というのが寄せられたのか、またはパトロールや町の声に耳を傾けている中で何か課題というものを感じられていたのか、またそれらについてこの補正予算に際しましてどのように対応してまいったのかという点について、具体的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） まず北海道UIJターンの新規就業支援事業につきましては、確か5か年の事業でございまして、現在4年目だったかと思っております。これまで本町での実績についてはないということでございます。

また、移住定住促進事業、補助金の予算の考え方でございますが、当初積算時そういった対象者については各そういった若い人たちを含めた聞き取り等も調査した中で、おおよそこれくらいの方が対象になるのではないかとといったような当然推測の下、予算を計上しております。そういった部分ではある程度留保、予備的なものも加算した中で積算をしているところでございます。

また、そういった移住環境の取組、いろんところで今進められております。先日も当課の担当が道内の先進地のほうに色々お話を聞きに伺っているところでございます。それぞれの地域のいろいろな状態と言いますか、環境、いろいろな違いがあろうかと思っておりますけども、本町におきましては特に産業人材、そういった地域で働く人材、こういったものと連動した中で、移住定住を促進していくといったところの考え方の下、取組を進めているという部分におきましては、これプラス例えば何か違うものといったようなところ、例えば子育ての部分であったり生活の部分であったり、様々な部分が色々あろうかと思っておりますけども、そういったものをやはりニーズと言いますか、首都圏、都会の方であったり町外の方であったり、そういったニーズも捉えながら方向性を出しながら、また取組を進め改善していく、そういったことの繰り返しのかなと思っております。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問に答弁させていただきます。

混乱に対してどのような取組をしてきたのかというようなところであります。1つ目には包括支援センターの職員等が訪問をする際に申請の確認をしております。その際にも幸い補助金ごとに金額が違っておりましたので、3万円、5万円、10万円というような形になっておりましたので、そういった補助金を受け取っているかどうかというような確認を金額等でさせていただいております。また、チラシ等についてはそれぞれの補助金を緑、オレンジ、グレーというような形でそれぞれ色分けをいたしまして、緑の補助金のこれは申請しましたかというような形で確認をしたりというような形も行なっ

てきております。

あと1つ目にありました問い合わせの件数でありますけども、広報等で周知した後につきましては1日数十件ほどの問合せがあったと記憶をしております。全て記録等はありませんので、この辺については御容赦いただければと思っております。

また、先ほど言いました訪問の際につきましても、分からないといった場合につきましては、こちらのほうに職員戻ってきたときに調べさせていただいておりますし、民生委員の方につきましては民生委員協議会等あるごとにお話をさせていただいております、そういった周知も行なっていたいただいているところでもあります。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘の収支調整の部分ですけれども、先ほど行政報告でございましたとおり収益につきましては減収の見込みでございますので、減収分の補填ということで議員御指摘のとおり今回の増額補正になっております。

財源のほうにつきましては先ほども申し上げました繰り返しになりますけれども、今回の補正後の繰入金、繰出金の予算額につきましては合計で収益的収支のみです、4億4,950万9,000円。それに対しまして地方交付税、普通交付税、特別交付税合わせてですけれども、2億889万5,000円交付税措置されております。そのほか過疎債のソフト事業分として8,040万円の充当をして、残り差し引き一般財源につきましては1億6,021万4,000円という形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

除雪の取組状況としてでございますが、これまで3回の除雪、出動してございます。昨年12月に除雪出たときには1回目の雪と言いましょか、かなり重かったという部分がございます、かなり除雪する際に苦慮したところがございますが、2回目、3回目につきましては、除雪も含めて順調に終わらせたところがございます。これらにつきましては、事前にパトロールにて降水量を確認し出動しているところがございます。基本は10センチということで定めた中で進めておりますが、今回の除雪に当たりましては10センチなる前に、少し前に、早めに出動するという心掛けをした中で進めてきたところがございます。また出動の要請、要望等につきましては特に町民の方からは細かい部分では入ってきてございません。なお、除雪のこの回数合間、合間ではだんだん暖かくなってきている部分もございますので、排雪作業も含めて道路の幅員確保というところにも努めてきたところがございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは1点目にお伺いをいたしました総務費でございます。負担金補助及び交付金のうち移住者等の呼び込みに関する部分でございます。北海道UIJターン新規就業支援事業につきましては5か年事業のうち本年度が4か年目であると。これまでの実績は0件、1件もないということでございましたが、今年度においてこれまでの3年間実績がない中で、今年度具体的に取り組んだ点、考え方じゃないですよ、

具体的な取組があったのであればそちらについてお伺いをいたします。

2点目でございますが、改めての確認といたしまして、同時期に案内があった、また御答弁の中から完全に取りこぼしというものについては必ずしもなかったとは言い切れないというような御認識も示されたところでございますが、評価といたしましては、おおむねこの高齢者や手を差し伸べるべき方々に対して最大限寄り添って、最大の効果、そういった方々を取りこぼしなくできたというような御評価なのか、端的に改めてお伺いをいたします。

3点目についてでございます。4款の衛生費、病院費についてでございますが、こちら繰入金についても約4億5,000万円程度ということで御答弁いただいたところでございます。行政報告でもあったとおり減収であると、これは当然当初の見込みより減収であるということで、当初の計画どおりに病院経営・運営がなされていないということが明らかになったところでございます。そこで改めてお伺いをいたしますが、本町これまでも繰り返し財政難であると、緊縮財政に努めていくと、行革を進めていくというところが公的な場で度々言及されているところでございますが、こうした多額の繰り出しをしていくということについては、本町の財政状況等を鑑みて大勢に影響なしと、この程度のことであれば何ら影響はない、財政上も何ら考えるところはないよというところなのか、それともやっぱり財政難というものを鑑みてしっかりと考えていかなければいけない、ないしは健全な経営と判断できるのかどうかというこの結果を踏まえた上で、どちらに該当するのか明確にお答えを求めるものでございます。

続きまして8款の土木費、除雪についてでございますが、こちら今回その要望等はなかったということで排雪や先んじた除雪等について取り組んできたということでございますが、それではいわゆる要望だけではなくて苦情等も一切なかったと、またはこうしたことにお困りであろうというようなところについておもんばかるようなところもなかったということでよろしいのか、改めてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） U I J ターン就業支援の部分でございますが、呼び込みの部分で、この分の事業に対しての具体的な、特にこれまでと変わった取組といったものは特にございません。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

こちらのほうといたしましては、最大限可能な限り寄り添いをした中で支給ができたと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 病院の繰り出し、財政上の問題であります。当然赤字でないほうが財政上は良い運営と考えておりますが、今回の支出につきましては必要な支出と捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

先ほどお話しいただいた除雪に関して苦情等もあったのかという部分でございます。苦情とまではいきませんが、まず昨年の1回目につきましては雪が重かったということもございまして時間がかかったということもありましたので、多少いつになったら来るのだろうかという御心配の電話いただいたところでございます。その後の1月、2月に入っての雪の除雪に関しては、雪も軽かったということもございまして、順調に雪のほうの除雪させていただいたところでございます。併せて排雪も含めて行なわせていただいておりますので、その部分につきましては併せて苦情というものはございませんでした。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 私のほうから先ほど三品総務課長のほうから財政負担の部分について答弁ございましたが、私のほうからは病院の経営改革の部分について多少答弁させていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、減収の状況になっているということはこちらとしても重々承知しておりますところでして、それに対処するために現在経営強化プラン策定に当たってコンサルタントを導入し、いわゆる経営指南というか、そういった御指摘、御意見をいただいているところでございますので、そういった御意見を踏まえて増収を図れるような取組を今後していくという所存でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは56ページの病院公営企業費の18節負担金補助の関係なんですけれども、ただいまも質疑があったんですけれども、経営を維持していくための負担だということで、それは十分理解をしているつもりですが、この経営の状況によってはこの負担金の額というのは当然変わってくるわけなんですけれども、支出の基準というのを1点設けているのかどうなのか。その例えば3つありますよね、緊急医療確保経費、それから保健衛生行政経費、不採算地区病院運営経費ということで3つあるんですけれども、負担の基準というか、ここまで負担できますよというか、先ほどの答弁聞いてれば赤字を埋めるというか、そういう経営のために必要だということでこういうものは活用されているというのは理解するんですが、その辺についてどのような基準があるのか、あれば伺いたいと思っております。

それから同じく56ページの下なんですけど、環境保全型農業直接支払事業338万9,000円の減、それから農業次世代人材投資事業交付金321万6,000円の減ということで、それぞれの取組件数、おそらく件数減なのかなと思うんですけれども、その減の説明と併せて取組件数等を伺いたいと思っております。

それから、68ページになります。18節の負担金補助の関係で空き家等住宅除却支援事業ですが、減となった事由、執行額確定による数字ですという説明はいただいているところなんですけれども、減となった経過と事由について伺いたいと思っております。毎年計画的に何件ずつというようなことで空き家等対策除却支援事業が行なわれていると思うんですけれども、これの理由について伺いたいと思っております。

以上、3点お願いします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 私のほうから1点目の繰り出し金の積算の基準に関してという御質問かと思えますけれども、答えさせていただきます。

今回計上しました3点につきましては、当然積算の基準というものは持っておりまして、主に病院の施設の維持費、ハード部分の維持費、それと人件費、主に医師の部分になるんですけれども、医師の人件費が積算の基礎には入ってきております。当初それで積算して計算をして当初予算計上した上でということにはなるんですけれども、そこから先収益の状況と比べてというか、収益の状況に応じてという部分もございますんで、とにかくにも病院事業につきましては赤字体質ではございますけれども、これまでも答弁させていただいた中で、年度末で資金不足を生じさせないというのが大前提にございますので、その状況を見込みながら年度内において資金が不足するところにつきましては、今回につきましては基準より多少オーバーした上での繰り出しというような形になっているというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

まず環境保全型農業直接支払事業でございます。こちらにつきましては、議員御承知のとおりかと思えますが、緑肥等の部分でございます。当初見込みでは250ヘクタール緑肥を作付けする予定でございましたが、56ヘクタールぐらい減額となっておりますんで、194ヘクタールとなっております。

あともう1つは農業次世代人材投資事業でございます。こちらは青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農後5年以内の所得確保のために行なわれている事業でございます。当初も補正後もなんですが、5人の方ともう1つ夫婦型というところで2件の方がございます。今回補正で減額となっている部分でいきますと、5名のところで所得制限がございまして、5年以内なんですが所得が対象所得に達している部分というところがありまして、減額の補正となっているところでございます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

68ページ18節の空き家住宅等除却支援事業の部分でございます。この内容につきましては、先ほど事業費確定によりというお話をさせていただいてございますが、一応件数としましては当初予算、毎年3件程度対象者がいるという状況で1件100万円ずつということで300万円の計上をさせていただきました。その中で、これは9月ごろですけど、9月の補正で町民の方からもしかしたらということで取組のお話いただきまして、途中で9月の補正をさせていただいたところでございます。併せて増額の補正をさせていただいております。結果3月、今回でございますけれども、最終的に4件まではいかに当初の計画どおり3件ということで、事業費を確定した中の残額ということで減ということになってございます。あと取組の状況の内容ということでございますが、空き家の住宅除却支援事業の部分につきましては、毎年現地調査等を含めまして倒壊の

恐れの空き家と住宅の中、見えてないという部分もあるんで正確な部分ではないんですが、除却の支援事業の対象となる可能性のある空き家、これを担当のほうで見た中で、所有者へこの事業の利用をしていただくような除却をしていただけるようなことでお話をさせていただいているところでございます。現状でございますけども、昨年から協議を引き続き進めさせていただいている空き家もございます。既に事業の確認を取っている空き家もいるという状況になってございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで歳出を終わります。

次に、歳入に対する質疑を行ないます。

歳入は一括とします。9ページから26ページありませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳入9ページ、10ページ、1款の町税についてお伺いをいたします。2項固定資産税、1目固定資産税の1節現年課税分で、こちら土地50万5,000円、家屋で264万5,000円、償却資産で48万円の計上がございます。こちらこれら増額となる提案の理由、また背景等についてお伺いをいたします。

続きまして11ページ、12ページでございます。13款の使用料及び手数料でございますが、5目の商工使用料です。2節の観光使用料で御所使用料が57万5,000円の減額となっております。こちらの提案の理由等についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをいたします。

固定資産税の増えた要因と言いますか、土地、償却資産につきましては例年レベルと考えてますけれども、家屋につきましては一昨年、令和2年の農業の所得が比較的良かったものですから、それによる設備投資があったものということで推測をしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 使用料及び手数料の部分でございます。商工使用料、観光使用料の御所使用料57万5,000円の減の部分でございますが、この部分につきましては、当初442棟分の利用の使用料を計上しておりましたが、今回の実績見込みで389棟ということで、約50棟分が見込みより、当初より達していないという部分で、その部分の減額という内容となっております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず11ページ、12ページの13款使用料及び手数料について改めてお伺いをいたします。

御所使用料でございますが、こちら約50棟分が減ということでございました。年度振り返りますとコロナ禍とは言え、こうしたいわゆる世帯やグループごとに隔離された状態で滞在できるようなところについては、軒並み人の出も多くあり行動制限等もなくなったというところから人の出も多くあったりとかで、おおむねその増収というか、利

用者が増となっているのが社会一般の傾向なのかなと私自身は認識していたところだったのですが、本町の御所使用料について約50棟分も減になっていると、またこちらその御所の使用については、近隣にあります、近隣というか敷地内にあります本別公園エリアと言いますか、こちらについてもキャンプ等でも相当賑わってございますし、新たな取組としてトレーラー型のコインシャワーなんかも導入されて、本来であれば増えるべきものではないのかなと私自身は感じたところでございます。それらについてどのような御認識、背景等があると分析の上での御提案なのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 先ほど50棟の減という話をさせていただきました。ここ数年の御所の利用実績で言いますと、令和元年時に477棟、令和2年、これコロナが始まってますけども300棟、令和3年が306棟という形での実績がございました。こういった部分では、単純には昨年度よりは当然増えているという状況ではございますが、当初の見立てよりは減少しているという内容、状況でございます。

また、全体的に今年のキャンプ場、公園の入り込みがやはりそのピーク時と言いますか、コロナ前の位置にまだ戻っていないという状況でございます。シャワーハウス等新たなサービス機能も今年度追加しておりますけども、まだまだ認知不足なのかなと思っております。そういった部分も含めて、今後公園のPR等もさらに積極的な対応、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

御所使用料についてでございますが、御答弁からですとつまりはこれ要因としてはコロナ禍であること、コロナ前の回復がなされていないことのみがその理由だとお考えなのか。これ先ほども述べたところでございますが、社会的な傾向として出先として特にアウトドアがブームとなったりとか、こうしたグループごとに隔離したところで滞在ができるようなところというのは、軒並み利用が増えているというところでございますが、本町においてはコロナ前のところまで回復が至らないと、ここについてはもう単純に分析、御認識としてはコロナのせいですということなのか、その他また先ほども少し言及されてございました周知や認知不足、本別公園との相乗効果が狙いきれなかったというところも背景にあるのか、その辺について改めて明解に御答弁を求めるところでございます。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 当然そういった周知不足と言いますか、認知度がまだまだ足りていないといった部分、当然あろうかと思えます。ただ今年の本別公園の入り込み全体の傾向を見ますと、以前より釧路方面からのお客様が少ないのかなと捉えているところでございます。最近と言いますか、これまでは近間と言いますか、ある程度距離のある観光地、レジャー地というところで本町を選んでいただいてそういった利用もいただいていたというお客様が、少し遠出をしている傾向があるのかなと今年捉えているところでございます。そういった部分ではやはり十勝との隣接であります釧路圏、

あるいは北見圏、そういったところも含めてPR等も今後できていけばいいのかなと思っているとこでございませう。以上でございませう。

○議長（篠原義彦） ほかにございませうか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 第16款の財産収入、20ページの土地売払い収入についてお伺いいたしませう。

勇足定住促進団地売払い収入として277万6,000円の減額となっておりますけれども、同じ金額が予算書のほうに載っておりますけれども、予算に計上している以上は販売見込みとして町としてのアクションが何らかあったかと思われませうけれども、どのようなこの団地の売り込み、周知、PRを行なってきたのかお伺いいたしませう。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 勇足定住団地のPRの関係でございませうが、当然町外の方につきましてはそういった移住相談等の際には、そういった家を購入、新築されるという場合の御紹介等させていただいているとこでございませう。また、町内の方も当然この部分対象となりますので、そういった方につきましては広報等でお知らせをしているとこでございませうし、また住宅業者、住宅の事業者からも問い合わせ等もいただきながら個別に対応しているという形で対応させていただいているとこでございませう。以上でございませう。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 重ねてお伺いいたしませう。

今、移住相談、町内は広報等で、また住宅メーカーとも協議しているということにございませうけれども、どのくらいこの期間中に問い合わせ等があったのかお伺いいたしませう。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 定かなははっきりとした件数ではちょっと把握しておりませうが、私が把握をしているとこでございませうと年間二、三件程度の問い合わせがあるという状況でございませう。

○議長（篠原義彦） ほかにございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為及び地方債補正に対する質疑を行ないませう。

5ページから8ページございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないませう。

まず、原案に反対者の発言を許しませう。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第4号令和4年度本別町一般会計補正予算



(第20回)について、反対の立場で討論を行ないます。

事業の年度末を迎えることによる執行残などが本提案の主な内容でございますが、当初予算または補正予算で計上しておきながらも能率的かつ合理的にそれらを有効活用し、最小の経費で最大の効果を上げるとの予算執行の大原則からは程遠く、一部の事業においてはただただ漫然と、ともすれば成り行き任せとも評価せざるを得ない行政運営がなされていたことが本予算提案、ないしは質疑に対する答弁等からも伺えるものであります。よって不用額等の妥当性に疑義を抱くものであります。

また、引き続き本町の厳しい財政の中から町国保病院の経営・運営の赤字補填のために多額の金員を町国保病院に対し安易な繰り出しをしていると認めざるを得ず、これらが改善される具体的方途が見えていないことから、本予算提案には反対をいたすものでございます。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたく、お願いを申し上げ討論を閉じさせていただきます。

○議長(篠原義彦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○11番(柏崎秀行)〔登壇〕 一般会計補正予算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の一般会計補正予算は、執行残が主なものでした。その中でも反対者の言う安易という発想には至りません。病院への繰り出しは、先ほども町側が認めているとおりの赤字の補填です。今この補正予算で反対をし、その補正をだめにするということは、病院で働く人たちの給料も払えないという状況に陥るのではないのでしょうか。根本的な病院の経営はそこではないと、今回の補正予算ではないと、反対するところではないと感じます。というのは、根本的な病院の経営がきちんとすればいいのではないのでしょうか。それには、これからの病院運営には時間もかかるでしょうが縮小やそういったものも視野に入れて経営を立て直していくということが必要だと思っています。

以上をもちまして、今回の補正予算には賛成とさせていただきます。

議員諸兄姉の賛同をよろしく願いいたします。

○議長(篠原義彦) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) これで、討論を終わります。

これから、議案第4号令和4年度本別町一般会計補正予算(第20回)についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) お座りください。

起立者8人。

よって、起立多数です。

したがって、議案第4号令和4年度本別町一般会計補正予算(第20回)については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時05分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第7 議案第5号

○議長(篠原義彦) 日程第7 議案第5号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長(倉崎景一) 議案第5号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業完了及び交付金等の額の確定に伴う計数整理などが主な内容でございますが、保険税の決算見込増額により歳入歳出不足分として繰り入れる基金の取り崩しの減額を行なっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ466万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,052万円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

7ページ、8ページをお開きください。

中段の2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費822万4,000円の減額補正とその下、2目療養費75万円の増額補正、その下段2項1目高額療養費19万4,000円の減額補正は、受診件数の増減による納付金の調整でございます。

9ページ、10ページをお開きください。

中ほどの5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、12節委託料45万3,000円と19節扶助費30万円の減額補正は、65歳以上のインフルエンザワクチン接種者の実績による減でございます。

11ページ、12ページをお開きください。

7款諸支出金、2項繰出金、1目病院事業会計繰出金、27節繰出金393万5,000円の増額補正は、事業費確定による国と道の特別調整交付金の調整でございます。

以上で歳出を終わります。続きまして、歳入でございます。

3ページ、4ページにお戻りください。

上段の1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,301万4,000円の増額補正は、収入見込による調整でございます。

下段の3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金普通交付金766万8,000円の減額補正は、歳出でも御説明いたしましたように受診数増減によって事業費が増減したことによる調整でございます。

その下、2節保険給付費等交付金特別交付金、特別調整交付金298万2,000円と北海道繰入金2号分95万3,000円の増額補正は、歳出でも御説明いたしましたが病院事業実施により国と道の交付金が確定したことによる調整でございます。

5ページ、6ページをお開きください。

1段目の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金83万円の減額補正は、健康管理センターの事業費確定による収支の調整でございます。

その下段の2項1目1節基金繰入金1,318万4,000円の減額補正は、歳入不足を基金より繰り入れるものですが不足額が見積より少なかったことによるものです。この繰入れにより令和4年度末の基金残高は8,026万3,000円となる見込みでございます。

なお、13ページの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第5号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について提案内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳出第7款の諸支出金、27節の繰出金についてお伺いいたします。病院事業会計繰出金といたしまして特別調整交付金393万5,000円の計上がございます。こちら歳入でも計上がございますが、財源を国道支出金といたしまして、道支出金ですね、これを財源としているものでございますが、こちらの具体的な内容と目的、必要性についてお伺いをいたします。

またこの当特別会計の中から、この補正予算提案をもって年度内における病院会計への繰出金は総額としていくらになる見込みなのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 御質問にお答えいたします。

特別調整交付金393万5,000円の増額補正の内容ですけれども、まず救急患者受入態勢支援事業としまして夜間休日の救急医療体制整備ということで医師の配置に対する費用に対する補助ということで、補正後で500万円の繰入れとなります。

もう1点が設備投資に対する補助になっておりまして、今年度につきましてはエックス線の装置を購入した部分に対しての補助となっております、合計で補正後の額が450万9,000円という形になります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま御答弁の中で救急患者の受入れについてということで、

医師の配置への補助ということでございました。この補正後で500万円のということで、総額として500万円ということでございましたが、この支出金というものにつきましてはいわゆる救急、夜間や早朝等ですか、救急の患者受入時に配置された医師が適切な対応を出来なかった場合、こうした場合でも返還の必要性とかはないのかについてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

交付の対象につきましては、常勤医ではなく外部から派遣された医師に対する旅費と日当分に対する補助となっております。基準額があるんですけども、それを超えるのであれば補助の上限額が500万円ということになっております。診療の内容云々はともかくとして、配置されたという部分に対しての補助ということになっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第6号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第6号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第6号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について 提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業終了に伴う決算見込及び計数整理などが主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,758万6,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金735万7,000円の増額補正は保険料収納見込み増に伴う広域連合保険料の納付額増によるものでございます。

以上で歳出を終わりました、続いて歳入でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険、上段、現年度分698万1,000円とその下、滞納繰越分37万6,000円増額補正は、歳出でも御説明しましたとおり保険料の収納見込み額増による調整でございます。

以上、議案第6号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について提案内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 2ページの歳入歳出予算補正の歳入の部分の後期高齢者医療保険料の関係で、735万7,000円の増額補正となっておりますけれども、この補正の要因について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 当初低めに見ていたというのがありますけれども、75歳以上の方でも現役で働いていらっしゃる方がいらっしゃるという収入が多かったことによって保険料が増えたということと推測しております。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第7号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第7号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第7号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費の執行見込みに伴う介護給付費負担金等の調整、事業の完了に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,248万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,932万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金137万4,000円の減額は、介護人材確保に係る事業費の執行見込みによるものです。

一番下の段の2款保険給付費、1項介護サービス諸費、1目介護サービス給付費3,591万円の減額は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の執行見込によるものです。

9ページ、10ページをお開きください。

3目高額介護サービス給付費141万1,000円の減額及び4目特定入所者介護サービス費1,106万9,000円の減額は執行見込によるものです。

下段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費138万2,000円の減額は事業の執行見込みによるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

2目任意事業費、7節報償費72万2,000円の減額は、介護相談員の活動が新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小となったこと及び新たな介護相談員を選出することがかなわなかったことによるものです。

3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入です。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料1,449万2,000円の減額は、決算見込によるものであります。

次の段の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金1,028万3,000円の減額及び次の段の2項国庫補助金、1目調整交付金729万1,000円の減額は国の内示によるものであります。

次の段の4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金759万2,000円の減額は介護給付費の給付見込みにより調整を行なうものであります。

次の段の5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金546万4,000円の減額は道の内示によるものです。

下段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金605万7,000円の減額、5ページ、6ページをお願いします。

2節地域支援事業繰入金161万5,000円の増額、3節その他一般会計繰入金158万5,000円の減額は、歳出で御説明いたしました保険給付費及び地域支援事業費の執行見込に伴う財源調整によるものです。

次の段の2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金127万円の減額は介護給付費の執行見込による財源調整を行なうものです。

以上、令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 8ページになります。8ページの一般管理費の18節ですか、18節の下のほうですが、本別町介護職員等研修支援事業、本別町介護従事者就業支援等、本別町介護福祉士就学資金貸付事業ということで、それぞれ減額になっておりますけれども、この状況とそれから人材確保の過不足という点についてどうであったのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議員御質問の8ページについて答弁させていただきます。

就業支援の就労支度金のほうでありますけれども、これまでに7件で支出をしております。これが7件となっております。あと同じく就業支援補助金の就業支援ということで、こちらのほうが22件給付を見込んでおります。また、町外から引っ越しをされてその分の家賃等の補助というところでの支度金のところにつきましては3件というような実績になっております。この部分につきましては若干当初予算から見ております件数的には減っているというような状況になります。特に人材確保の面で支障が出ているというような状況にはございませんで、事業所のほうからはこの就業支援事業があることによって、本別町で就労していただく際にお声がけをしやすいというような声をいただいているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第8号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第8号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事務事業の完了に伴う計数整理が主な内容であります。歳入では、特別養護老人ホームにおいて新型コロナウイルス感染症が発生したことによる補助金の交付、歳出では、感染予防対策のために必要な経費の増額、燃料単価の高騰による増額などがございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,497万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目におきます1節報酬、3節職員手当等、4節共済費の補正は執行見込みによる調整で、11ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段から5行目、10節需用費中消耗品費、調理室用17万5,000円及び介護材料57万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症等予防対策として、プラスチック手袋、消毒液、ガウン等を購入するものであります。



その下、光熱水費、電気料 53万6,000円の増額補正は、燃料単価の高騰及び執行見込によるものであります。

その3つ下、17節備品購入費、施設等備品、ホットブレンダー7万3,000円の増額補正は、故障した機器を更新するものであります。

9ページ、10ページをお開きください。

中段の2款諸支出金、1項1目償還金、22節償還金利子及び割引料、利用者負担金還付金6万円の増額補正は、令和3年度分の利用者負担金を返還するため増額するものであります。

戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入1,931万4,000円及び2目自己負担金収入437万6,000円の減額補正は、利用者の入院等による空床率の増加、サービス利用日数の減少、ケアプラン作成数の減少によるものであります。

次の4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金1,654万2,000円の増額補正は、事業執行見込みにより調整するものであります。

5ページ、6ページをお開きください。

8款道支出金、1項道補助金、1目1節緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金574万円の増額補正は、利用者が新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者となり、施設内にて対応した介護サービス事業所を対象とした補助金であり、感染に伴う療養日数に応じた補助金が交付されるものであります。

以上で、議案第8号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7

回)については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第11 議案第9号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第9号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第9号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では需用費の修繕料の増額及び事業費確定、決算見込みによる減額。歳入では水道使用料の増額及び一般会計繰入金の減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,311万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、10節需用費、消耗品費14万6,000円の減額は、勇足浄水場の薬品費の決算見込みによるものです。

2目維持修繕費、10節需用費165万円の増額の内訳は、美里別簡易水道ナンバー3取水井にあります取水警報設定器の故障による修繕が主なもので、早急な修繕が必要なたため増額補正するものです。

その他のものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

1、歳入ですが、2款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、1節現年度分144万4,000円の増額は、業務用及び営農用、家事・営農兼用の使用水量の増と使用件数の増によるものです。

4款1項繰入金、1目一般会計繰入金186万2,000円の減額は、収支の調整によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。1、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項、地方公営企業法適用支援業務委託834万4,000円を811万3,000円に変更するものであり、期間は変更ございません。

以上、令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、債務負担行為補正一括とします。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 歳出の第1款勇足におけました10節需用費についてお伺いいたします。勇足の薬品が減ったと御説明いただきましたが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 小出主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 御質問にお答えいたします。

薬品費の14万6,000円の減額の内容につきましては、勇足浄水場のポリ塩化アルミニウム、PACと言いまして凝集剤ですね、それが当初4,000キロ計上しておりましたが、2,600キロ程度で見込んで間に合うということで減額しております。

この理由につきましては、井戸が3つあるんですけども、ナンバー1の昔の井戸がありまして、その水質が良くてその凝集剤を使わなくて済んだということで減額となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第10号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第10号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第10号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では需用費の電気料の増額、備品購入費の増額、個別排水処理施設管理費修繕料の増額ほか、事業費確定及び決算見込みによる減額。歳入では、事業費

確定による国庫補助金及び町債の減額、一般会計繰入金の減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,351万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,220万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出。

中段になります1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、10節需用費29万3,000円の増額は、電気使用料の決算見込みによるものです。

17節備品購入費10万8,000円の増額は、処理場試験室にある電子顕微鏡が故障により使用ができないため、水質管理の試験に必要な電子顕微鏡を購入するものです。

3目個別排水処理施設管理費、10節需用費、修繕料30万円の増額は、合併浄化槽の修繕費になりますが、3月保守点検時の故障等の修繕に対応するため増額するものです。

8ページ、9ページをお開きください。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、12節委託料477万円の減額及び14節工事請負費1,305万3,000円の減額の主な内訳につきましては、社会資本整備総合交付金事業の事業費確定及び執行残による減額になります。

2目個別排水処理施設新設費、14節工事請負費1,453万5,000円の減額は、当初8基の新設予定でしたが、6基の設置で事業費が確定したため減額するものです。

その他のものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

1、歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金954万6,000円の減額は、歳出で説明しました社会資本整備総合交付金事業の事業費確定及び執行残による減額になります。

5款1項繰入金、1目一般会計繰入金118万6,000円の減額は、収支の調整によるものであります。

8款1項町債、1目土木債2,190万円の減額は、事業費確定の調整によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。1、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項。

地方公営企業法適用支援業務委託834万4,000円を811万3,000円に変更するものであり、期間は変更ございません。

第3表地方債補正であります。1、変更。

内容としましては、起債事業の事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的。

公共下水道整備事業の限度額4,450万円を3,620万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額2,960万円を1,600万円に改めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、債務負担行為、地方債補正一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳出からお伺いをいたします。6ページ、7ページでございます。

1款総務費、2目の処理場管理費、12節の委託料でございます。業務委託料といたしまして汚泥等運搬5万3,000円増額、汚泥運搬処理で17万1,000円の減額の計上がございます。また歳入でございますが、7款諸収入で汚泥肥料販売収入ということで1,000円の計上がございます。こちら町内においても、町内のみならずでございますが、昨今の肥料高によってこうした汚泥肥料等に着目がされているところではございますが、この予算提案の背景となりますところ、積算の内容とか本町の実情等についてお伺いをいたすところですので。例えば業務委託先であるとか、利用戸数であるとか、あとはその汚泥肥料として利活用できる部分またはその廃棄する部分等、概況についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 御質問にお答えいたします。抜けてるところがあったらもう一度お願いいたします。

汚泥等運搬の5万3,000円の増額につきましては、当初184トン計上しております。そのうち8トン増額いたしまして、その内訳としましては農家で堆肥化していただいているところが2件、そして試験的に施用していただいているところが1件、当初1件8トン見ておまして、その他にその施用しているところが4トンちょっと増してほしいということで4トンと、新規で1件4トン増の合計8トンの増になっております。

そして、その下の汚泥運搬処理はこれは産廃になるんですけども、その8トンの増額分を減額しております。

歳入のほうの諸収入の汚泥肥料販売収入、これは当初先ほど言いました試験施用、試験的に施用していただく農家2戸、16トンを100円で販売いたしまして1,600円の収入になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めまして歳出についてお伺いをいたします。

ただいま御答弁いただきました中で、当初予算で184トンが見込まれており、それが8トン増というところで192トンということになるのでしょうか。192トンであ

とその廃棄される、廃棄物として処理されるものの総量は年度の見込みとしていくらになるのか、改めまして汚泥肥料として利活用される分、または廃棄物として処理される分の事業年度の見込み量について、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えいたします。

農地に肥料として還元されるのが8トン増で192トンになります。産廃としてなげられる分が補正前になりますけども324トンから316トンに減っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

### ◎日程第13 議案第11号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第11号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第11号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では水道使用料の減額、収支不足による一般会計補助金の増額。支出では消費税納付額確定による増額、そのほか事業費確定及び決算見込みによる減額、資本的支出では事業費確定による減が主なものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益は222万4,000円の減額、第2項営業外収益は343万8,000円増額補正して、収入の総額を1億4,241万4,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は8万9,000円の減額、第2項営業外費用は130万3,000円増額補正して、支出の総額を1億4,241万4,000円とするものです。

それでは、予算説明書により主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

収入ですが1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益212万7,000円の減額は、家事用、業務用、工業用の決算見込みによる水道使用料の減によるものです。

2項営業外収益、2目他会計補助金324万6,000円の増額は、収支の調整による一般会計補助金であります。

支出の1款水道事業費、1項営業費用、3目総係費、次のページ、7ページ、8ページをお開きください。

中段になります、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税122万9,000円の増額は、消費税納付額の決定見込みによるものです。

そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

次に、1ページにお戻りください。

中段になります、資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中8,086万7,000円を7,577万6,000円に、7,021万9,000円を6,578万円に、1,064万8,000円を999万6,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款資本的収入、第1項企業債は事業費確定により140万円の減額、第3項国庫支出金は事業費確定により68万3,000円減額補正し、収入の総額を1億41万8,000円とするものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は717万4,000円減額補正し、支出の総額を1億7,619万4,000円とするものです。

補正の内訳は事業費の確定によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

企業債。

第4条、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的。

配水施設整備改良事業の限度額6,590万円を6,450万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次のページ、2ページをお開きください。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を324万6,000円増額補正し1,763万9,000円に改めるものです。

たな卸資産購入限度額。

第6条、予算第13条中849万7,000円を842万2,000円に改めるもので、量水器売却台数の減に伴い減額するものです。

以上、令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

梅村議員。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではまず収入についてお伺いをいたします。5ページ、6ページです。

営業外収益のその他雑収益19万2,000円で鉄くず等売払い収入ということで計上がございます。こちらの内容、売払い先、また売払い方法についてお伺いをいたします。

ページ進みまして7ページ、8ページでございます。

支出について水道事業費の営業費用、こちら4目の固定資産減価償却費のうち構築物が52万5,000円の計上、機械及び装置が53万7,000円の減額計上、またその下でございます固定資産除却費といたしまして車両及び運搬具で8万9,000円の計上がございます。こちらまず対象となります機械や物品の名称であるとかメーカーであるとか、規格、品名等どういうものなのかということが分かる点、内容についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） それでは、収入のほうから御説明させていただきます。

その他雑収入ということで19万2,000円ということで増額となっておりますけれども、当初公用車売払いということで1万円計上しておりますが、それが実際には一応この公用車本体として18万円、消費税1万8,000円、リサイクル料4,220円で20万2,220円売払っております。これは3者見積もりということで、一応車両の担当のほうで一括して売っていただいております。

それでは支出のほう説明させていただきます。

固定資産減価償却費、これの構築物は当然建物、浄水場だったりポンプ室だったり、そういう構築物になっておりまして、令和3年度の決算確定により増額。機械及び装置というのは浄水場等の中に入っております機械、電気の関係になりまして、これも3年度の決算確定によって減額しております。

固定資産除却費なりますけれども、これは先ほど言いました公用車売払いによりまして除却費が8万9,000円、これ公用車を買ったときの取得価格が178万円に残存率



5%をかけた分8万9,000円を計上しております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 収入について改めてお伺いをいたします。

鉄くず等売払い収入で、公用車1万円で見込んでいたものが20万2,220円ですか、20万円強で売却できたと、3者見積もりでということですが、この公用車の諸元や走行距離、年式、メーカー等々、どういった車だったのかっていうのが分かる情報を御答弁願います。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えいたします。

車の車種につきましてはカローラバンになっております。登録年数が平成8年車、26年経過しております。走行距離につきましては約19万キロ走行しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） これはあの一般的に聞けばですよ、一般的に聞けば平成8年車で19万キロ走行の車であると。一般的にいわゆる車両としての資産価値がなさそうに感じるものでございますが、これらについて当初1万円と計上していたと、ただこれをやはりその売払い先とかそういったところによっては、資産と、鉄くずと有価物としてしっかりと高値を付けて売れるということが今回明確になったわけですが、そうした認識っていうのはこの年度において既にお持ちだったのか、またこの提案によって改めて得た認識、知見なのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後 5時05分 休憩

午後 5時09分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小出主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 質問にお答えします。

今回高く売れたと言うことでこれからもこういう形で3者見積もりして、なるべく有価物として高く売れるよう努力してまいりたいと思っております。

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 小出主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） すみません、付け足させていただきます。

一応高く売れる想定はいたしませんでした。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 5時12分 休憩

午後 5時25分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第14 議案第12号

○議長（篠原義彦） 日程第14 議案第12号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第12号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益、費用ともに決算見込みによる調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を417万3,000円減額、第2項医業外収益を5,829万9,000円増額し、収入の合計を11億3,614万1,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を235万2,000円増額、第2項医業外費用を5万円減額し、費用の合計を11億8,498万6,000円とするものです。

資本的収入および支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中3,382万8,000円を3,383万7,000円に、2,990万8,000円を3,019万6,000円に、392万円を364万1,000円に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入、第1項企業債を180万円減額、第2項出資金を180万円減額、第3項負担金を9,000円増額、第4項繰入金を322万9,000円増額、第8項道支出

金を3,000円減額し、収入の合計を9,817万5,000円とするものです。

支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費を35万6,000円減額し、支出の合計を1億3,201万2,000円とするものです。

2ページをお開きください。

企業債。

第4条、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額1,860万円を事業費の確定及び国民健康保険調整交付金の充当により1,680万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を121万9,000円減額し、7億6,834万6,000円とするものです。

他会計からの補助金。

第6条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号退職手当組合事前納付金を5,000円減額し、578万3,000円に、第4号基礎年金拠出金公的負担経費を23万2,000円減額し、1,704万1,000円とするものです。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

補正予算説明書であります、収益的収入から御説明いたします。

収益的収入。

第1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益2,933万7,000円の減額、2目外来収益1,612万7,000円の減額は、決算見込みを勘案し補正するもので、入院ではコロナウイルス感染クラスター発生によるもの、外来では昨秋から年末にかけてのコロナ感染拡大による患者数減によるものとなっています。3目その他医業収益のうち、3節一般会計負担金4,500万円の増額は、入院外来収益の減少による収入の調整となっています。2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金23万7,000円の減額は人件費の調整によるもの、3目負担金交付金、1節一般会計負担金2,000万円の増額は入院外来収益の減少による収入の調整、6目その他医業外収益、4節雑収入72万円の増額は、医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金の給付を受けるもの、5節道補助金3,670万7,000円の増額は、コロナウイルス感染クラスター発生に対し感染症病床確保促進事業による病床確保料の補助を受けるもの、7目繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金107万6,000円の増額は国民健康保険調整交付金の交付対象事業費の増額によるものとなっております。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

収益的支出。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、1節給料から5節法定福利費までの合計121万9,000円の減額は、人事異動等に伴う調整を行なったもので、内訳につきましては13ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

3目経費のうち7節光熱水費79万円の増額は、電気料の高騰及び使用量の増によるもの、14節通信運搬費34万2,000円の増額は発熱外来対応のため携帯電話との通話が増えたことによるものです。15節委託料52万2,000円の増額のうち、医療廃棄物収集処分はコロナウイルス感染クラスター発生による医療廃棄物増によるもの、技師派遣は、職員の退職による臨床検査技師の不足に対応するため外部医療機関から一時的に技師の派遣を受けるものです。19節雑費126万2,000円の増額は、職員採用に伴う人材紹介手数料の増となっております。6目資産減耗費、1節固定資産除却費181万4,000円の増額は更新や老朽化による備品等8品目の廃棄等によるものとなっております。2節たな卸資産減耗費96万4,000円の増額は使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものです。2項医業外費用、3目1節消費税及び地方消費税19万1,000円の増額は、当初見込みより課税売上が増となることによるものとなっております。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

資本的収入および支出の下段、資本的支出から説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、3目固定資産購入費、1節器械及び備品購入費26万8,000円の減額のうち、注射台、錠剤粉碎機、エアーマットの購入は機器の故障等による更新によるもの、その他の品目は事業費の確定による残金の調整となっております。

上段、収入の1款資本的収入各項の補正は事業費の確定による調整となっております。そのうち4項繰入金、1目他会計繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金285万9,000円の増額は国民健康保険調整交付金の交付対象事業費増によるもの、2目1節医療施設等整備基金繰入金37万円の増額は注射台等の備品3品目購入に充当するものとなっております。

以上、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは収益的収入及び支出についてお伺いをいたします。

まず収入でございますが、1款の病院事業収益、こちら医業収益の中で1目入院収益が御説明いただいたとおり約3,000万円の減と。外来収益も約1,600万円強の減と。で、3番目に3目となっておりますその他医業収益、これが約4,100万円強の増ということになっており、節で見ますと3節の一般会計負担金が4,500万円の増、また医業外収益、こちら一般会計負担金が2,000万円の増というところがございます。御説明の中では、上手な言い回しと言いますか、これさきの一般会計の部分にも言及したところがございますが、これ端的に申しますと入院や外来の減収を一般会計からの負担金や補助金等で埋めていると、補填していると、これ法的にどうこうということではなく

て、いわゆる独立採算というものがもう成立していないというところで間違いなのか、この表の読み取り方として端的なもので、この認識に誤りがあるのか否かについてお問い合わせをいたします。

続きまして、収入のうち医業外収益の5節道補助金でございます。感染症病床確保促進事業ということで、クラスターが発生したことに対してということでお伺いしたと認識してございますが、こちら町国保病院においてクラスターが発生していなければこれは受け取れない金額であったのか、その辺についてお問い合わせのと、実際の運用といたしまして病床数であるとか実際の病床としての利用数であるとか、その辺がどうであったのかという点についてお問い合わせをいたします。

3点目でございますが、ページ変わりました支出ですね、7ページ、8ページの15節委託料のうち技師派遣ということで、こちら一時的にというような御説明いただいたと記憶してございますが、こちらその現況はじゃあどのようになっていらっしゃるのか。何名の体制のものが、何名の方が退職されたりして欠員としてどのようにしているのかという点や、現況その検査や健診等への影響というものがいいのか、あるのであれば具体的にどのようになっていくのかという点についてお問い合わせをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

1点目の収益の入外収益の部分と繰入金の対応の部分ですけれども、この点につきましては議員御指摘のとおり収益減の補填として繰入金を入れているというような状況になっております。

2点目の道補助金の部分でございますけれども、これにつきましてはコロナウイルスクラスター、残念ながら当院で年末に発生してしまったんですけれども、それに対する患者受入に対する補助金となっております。通常であれば十勝管内で言いますと帯広市内に大きな病院でコロナ患者各地から受け入れているというような状況になるんですけれども、クラスターが発生した病院はそういった病院と並びでコロナ患者入院対応しているというような医療機関であるとみなし指定されまして、それに対する病床確保料を補助金としていただいているという状況です。

当院につきましては許可病床数60床をベースに、病棟が1病棟しかありませんので、病棟で発生したコロナウイルス対応するために2階の病棟全部をコロナの感染地域と、いわゆるレッドゾーンという扱いにしておりましたので、そのクラスターの間は入院は受入不可、退院できる方については退院させていったというような状況にありますが、60床許可病床を基準にして、そこから実際入っていた患者数との差の部分について基準単価を掛け合わせて算定されたという補助金になっております。

議員おっしゃるとおり、クラスターが発生しなければこの補助金につきましてはなかったということになります。

3点目ですけれども、委託料の技師派遣につきましては、臨床検査室技師につきましてはこれまで3名体制で対応してきたところですが、年が明けまして3人のうち2人相次いで辞めるような状況になってしまいまして、今現在1人で対応しているとい

うような状況になっております。臨床検査につきましては一般診療もそうですし、人間ドック等の健康診断の対応等ございますので、今回につきましては主に人間ドックにおけるエコー検査についての応援をいただいているというような状況になっております。外の医療機関から1名、毎週火曜日午前中ではあるんですけども来ていただいて、重点的にそこで検査をしていただくと、あとは検査が終わった後には当院の、これまでエコー検査については臨床検査技師のみ中心にやっておったんですけども、放射線技師もやれる業務ですので、うちの放射線技師にレクチャーをしていただいていると、そういったところで技師の派遣をいただいているというような状況になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まずこの収益的収入及び支出、この表の読み取り方ということであればこの赤字補填を一般会計からの繰入れ等で埋めている、赤字補填をしていると。独立採算というような公営企業の大原則からも成立していないということに誤りがないということの確認が取れたところでございますが、先ほど一般会計の際に質疑した際に総務課長より御答弁いただいた中で、改めてのお伺いになりますが、こうした数千万円単位の改めての補正を組んで一般会計、厳しい町財政に負担をかけるという点についてでございますが、この数千万円程度であれば、これが病院運営に必要なかどうかを聞いているのではないですよ、この厳しい町財政の中、こうした3,000万円、4,000万円、5,000万円というこうした数千万円単位の補正を繰り返すこと自体は、町財政に影響を及ぼすことはないのかと。先ほど引用した言葉であれば、大勢に影響はないと、このように捉えてよろしいのかという点について明解にお答えを求めるものでございます。

続きまして道補助金の部分でございます。

こちら御説明いただいたときに、医業収益において入院収益2,933万7,000円の減において、コロナのクラスターが発生したからですと。また外来収益について1,612万7,000円の減、これもコロナ発生による患者数の減というようなところでございましたが、合わせて4,500万円ぐらいですか、の減となっておりますけれども、そのうち3,600万円はこのことによって補填されてるわけですから、正味で言うと900万円ぐらい、仮にですよ、仮にこれが全てクラスターが発生したせいであると仮定をするのであれば900万円ぐらいなものであると。にもかかわらずそれを上回る金額が一般会計から繰り入れられていると。これはどのように考えたらよろしいのか、お伺いをいたします。

また支出の部分についてでございますが、15節委託料の技師派遣についてでございます。現況お伺いしましたところ、3名体制のうち2名が退職されたと。3名中2名が退職されたと。その理由についてはどのように捉えられていらっしゃるのかお伺いをいたしますのと、これまで、これまでという意味で言うと、医師の退職等も相次いでいたわけでございますが、こうした人的な問題、人員の確保というような点についても大きな課題があると認識をしたところでございますが、これ大丈夫なんですか、病院の

運営といたしまして。お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 私のほうからは2点目、3点目についてまずは答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、今回入外収益4,500万円ぐらいの減額、それに対して道補助金が3,600万円ほどいただいている中で、差額以上の繰入れがというような状況ですけれども、先ほど一般会計の質疑の中でもありましたが、まずは繰入れ考える上の前提としまして、年度末で資金不足を起こさないというのを大前提にしておりますので、そういった中で今回、繰入金を増額については必要として今回計上させていただいたところ です。

そもそもの話としまして、繰入れ基準にもありますように、病院の理念にもありますように、効率的な経営を行なっても赤字になる部分があるという部分がありますので、そういった立場に立って今回の繰入金も計上していると捉えております。

技師の退職の部分につきましては、退職理由につきましては基本的には個人的な理由になりますので、ここでつまびらかにするのめいがかかなとはございますので、個人的な理由と捉えていただければと思います。

今回2名退職して一時的に1名体制になったという状況ですけれども、その後こんな状況でもございますので、いろんな手段を使って技師の募集をしていたところ、2名新年度において確保することができるようになったというような状況でございます。差し当たり検査技師の部分については、当面のかなりの危機からは一旦脱出できたのかなと思います。ただ、いずれにしましても人材の確保、技師に限らず医者、看護師等々医療職員につきましては、地方の病院、人材の確保とても厳しい状況にありますので、いろんな手段を講じながら確保に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 1つ目の質疑に答弁させていただきたいと思 います。

一般会計の財政部門といたしましては、現状の繰入れ規模におきましては一般会計予算の執行に影響が出ないような形で予算編成を行なっているとしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいたもので、まず順序変わりますけれども、総務課長より御答弁いただいた点について改めてお伺いをいたしますが、短期的、中期的に見てでもよろしいですが、将来的にもこの程度のこうした補正によって数千万円、今回で言えば6,000万円弱ぐらいですか、というものが出て行ったりとかしていても影響はないと、実際の町政の運営について影響はないと捉えてよろしいのか。仮にそう だと言うのであれば、向こう何年くらいはこのまま大丈夫なのか、どのようなお見立て で御提案、または答弁に立たれたのかお伺いをいたします。

続きましてその道補助金との関連になってくるんですが、こちら御説明の中で誠実さに欠けるなど、これ私の個人的な認識でございますが、入院収益、外来収益の減がコロナの理由ですと、これ我々のほうから質疑がなければコロナで減ってしまったんだ、

致し方ないねというところですが、それに近い3,600万円ぐらいの道補助金を、3,670万7,000円の補助金を受け取っており、実質上82万3,000円程度ですか、のコロナによる減収によるものはないということをもってして、一般会計負担金から4,500万円、一般会計負担金から2,000万円というようなものの、数千万円単位の計上がこのように並んでいるというところにつきまして、実質上はこれ本当に御説明として正しい、適確と捉えるのであれば、コロナで減りましたよっていうよりはコロナで減った部分もありますけれども、それを上回るだけやっばり当初の計画の甘さとか、結果として下方修正となっていると捉えるべきだと私は認識したんですが、この認識について誤りがあるのか、あるのであればその辺について御説明、御答弁を求めるものでございます。

また併せてこれまで新改革プラン等に基づいてこの病院の運営・経営がなされてきたわけですが、私の記憶が誤りでないのであればここ近年においては必ずと言っていいぐらい当初予算から下方修正となっていると認識しているところですが、いわゆる近年遡れるだけ遡って、当初の見込みよりも上方、上向いたよというようなときがあるのであれば、それがいつでどのようなことが要因でそのような結果になったのか、上方に上向いたときがあるのであればお伺いをいたしたい。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 将来的に見てどうなのかという御質問でございますが、財政部局といたしましては、現状におけます地方交付税の交付が現状程度確保できる場合については、その間においては対応できると考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

減収の部分につきましては、クラスターが起きたというのがまず第一ですけれども、実際クラスターは3週間で終束というか、解除できることができた。補助金につきましてはその3週間分に対しての補填というような状況にはなっております。ただ入院のほうでいきますと、クラスターが解除後に減っていた入院患者を再調整して入れていくというようなこともあったんですけれども、それが時間がかかっている部分もございまして、それによる減収もあった。12月に1回補正しましたが、それ以上、そのときの年度末の見込みより減るというようなことが見込まれたというような状況になっているというところですので、一概にクラスターだけじゃないでしょっていう話でもないのかなと捉えております。

これまでの繰入金の話になりますけれども、私もう十何年病院にいるんですが、確かにこれまで当初から途中で補正しないでっていう話になりますと、ほとんど記憶にないような状況になっております。いずれにしても当初見込みより実績が足りなかったというような状況なのかなって思いますけれども、近年というか昨年来というような状況になりますけれども、以前にも答弁差し上げたかと思うんですが、人がいないことには稼ぐ手段がないという部分がございますので、人というのは医者っていう部分ですけれども、まず稼ぐ第一の手段である医者がいないという部分がございますので、そ



った計画策定時に想定できてない、その想定してないのも甘いのではないかと指摘されたらそれまでなんですけど、そういった状況でも医者が足りないというような状況でもありますので、そういった中の状況も御考慮いただけたらなとは思っています。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 7ページになりますけども、5目の研究研修費で、補正で126万9,000円の減と出ております。そして、その後ろの旅費の説明のところと同額で、学会及び研修会出張旅費ということで減額になっているという形なんですけども、このほかの研究・研修についてはどのように進められたのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

研修旅費の減額についてですけれども、ドクター、コメディカルの部分での研修になるんですけれども、これコロナの感染拡大が起きてから実地でやるっていう研修じゃなくて、Zoomですとかオンラインでやる研修っていうのが、それで済むよねっていうのがみんな気づいてしまったといいますか、そういう開催方法が増えましたので、決して研修を行なってないわけではなくて、そういった行かなくてもいい研修を活用して研修を実施しているというような状況になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） いつも行なっている院内研修っていうか、例えば接遇とか、そういう研修についてはこのコロナの対応の中でも一定確保してやれたということでしょうか。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

院内で行なう職員向けの研修につきましては、コロナ感染拡大防ぐためには集まらないっていうのが必要でしたので、そういったことを確保するために普段は1か所に集まって、大勢で集まって講習ってやってたんですけれども、ビデオを使った少人数での学習というような形に改めさせ実施してきております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第12号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について、反対の立場で討論を行ないます。

さきの議案第4号本別町一般会計補正予算におきまして、一般会計からの病院会計に対する繰入金というものが賛成多数によって可決されたところでございます。それを割り引いて考えたといいたしましても、ただいまの答弁の中から、まずこの十数年振り返っ

てみて計画どおり運営・経営ができたことがないということが判明したところでございます。もって、今コンサル等を入れて新しいプランを策定していると。十数年やってきてうまくいかなかった、計画どおりにできなかったということがなぜ今後できると思えるのか、甚だ理解が及ばないところであります。

私の記憶が誤りでなければ、地域包括ケア病床の導入、増床が病院改革の柱となるはずではなかったのではないのでしょうか。ところがまた補正を組んで、数千万円の繰入れを行なっているところ。公的病院の多くが赤字経営であることについては私も認識をしております。地域にとってなくてはならない病院であること、それについても認識について私はかように思っているところではございます。しかるに、提供される医療サービスの質やまたこの質疑からも分かったとおり、どうもその事情等については個人的な事情、一身上の都合ということからも事情等については判明いたさないところではございますが、医師の退職、医療スタッフの退職等が相次ぎ、どうも病院内における人的信頼関係も損なわれているのではないかと考えるところでございます。

どう考えたらこの補正予算案に賛成をできるのかと、責任をもって議員として、将来にわたっても責任をもって意思表示をしていけるのかという点について甚だ理解が及ばない。こうしたところから、本予算提案につきましては反対をいたすところでございます。

議員諸兄姉の皆様の御賛同を賜りたくお願いを申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 第12号議案本別町立国民健康保険病院令和4年度事業会計補正予算に賛成の立場から、討論に参加させていただきます。

私は、町立病院というのは町民の健康と命を守る大切なところでございます。その運営は1秒1分たりとも粗末にすることなく、常に難しいいろんな条件がある中でも運営をしていかなければいけません。松本事務長のいろんな答弁の中では、その困難な中でもやはり一般会計からの繰入れをしなければならぬという、そういう思いが伝わってまいります。また、町としてもこの一般会計の繰入れに当たっては総務課長の答弁にあるように、当面町の財政を揺るがすものではない、そういう立場で答弁をいたしておりまして、私たちがさきの一般会計でもそういうことを理解をし、一般会計に賛成をしてまいりました。この後町長から令和5年度の執行方針がございすけども、その中でも病院がどうあるべきかということを訴えておりますので、そのことを受け止めて私たちは1秒1分たりとも町民の命を守るために全力を挙げている町立病院の運営に関するこの補正予算については、賛成をさせていただきます。

議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 議案第12号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について、賛成の立場で討論いたします。

今後も高齢化が進むと言われている本町において、自宅で終末を迎えることが理想ではあるとは思いますが、自分たちではとても無理だと、町内病床のある病院でと考えている人も多くいらっしゃいます。

病院がなくなつては困る、お医者様がいなくなつては困るという声が寄せられております。リハビリなど回復期を守ってくれると感謝の声も聞いております。

黒字にすることばかりに目を向けるのではなく町民の命を守ることが大事であり、医師確保、看護師・技師確保に困難な社会情勢の中であることは、これまでと変わりありません。

救急医療確保や施設の維持などを行なうため、一般会計からの繰入れも多くの町民の命と健康を守る公立病院に必要な経費と認め、賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第12号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8名。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第12号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 請願第1号

○議長（篠原義彦） 日程第15 請願第1号負簾地区町道の整備を求める請願書を議題とします。

ただいま議題となっております請願第1号負簾地区町道の整備を求める請願書は、産業厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号負簾地区町道の整備を求める請願書は、産業厚生常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

---

## ◎日程第16 令和5年度町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（篠原義彦） 日程第16 令和5年度町政執行方針・教育行政執行方針を行ないます。

まず、町政執行方針について、佐々木町長御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 令和5年町議会第1回定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私が町長に就任させていただいてから、1年半が経過しました。この間、私の理念であります対話を重視しながら町政の舵取りをさせていただきましたが、令和5年度は任期の折り返しの年となることから、公約の実現に向けた取組を着実に進めるとともに、さらに町政を推進させるべく課の再編を行ない、新年度からのまちづくりに臨む所存でありますので、引き続き議員の皆様をはじめとする多くの町民の皆様の御支援、御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、町政に臨む基本姿勢についてであります。日本の経済状況につきましてはコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いているとされておりますが、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギーや食糧価格の高騰、金融資本市場の変動等の影響により、経済環境は厳しさが増しているとされております。

国の予算編成におきましても、令和4年度第2次補正予算と一体として足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け成長分野への大胆な投資、包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速など、めり張りの効いた予算編成を行ない、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指すとしております。

地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、前年度を0.2兆円上回る額が確保され、地方交付税の総額は前年度比1.7%増の1兆8,611億円とされたところです。

一方、地方自治体においては、昨年同様各種社会保障への対応、地域交通の維持、人口減少対策、防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策などに加え、物価高騰への対応、積極的なデジタルの活用、グリーン化の推進など政策課題が多岐にわたり、地方財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くものと予想されます。

本町といたしましても、国が進めるデジタル田園都市国家構想に連動した取組を実施するとともに、これまで同様、自らの地域の課題は自らで解決するという理念のもと、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、令和5年度の町政執行に当たっても、行財政改革の推進、中期的視野に立ったまちづくりの取組により、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図り、本町の活性化に向けた取組を推進し、新年度予算編成に当たっては、第7次本別町総合計画の理念を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまち、本別町を築くことができるよう様々な事業に対し積極的に取り組んでまいります。

次に、令和5年度の町政を執行するに当たり主要な施策の推進について、その基本的

な考え方を申し上げます。

1、安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち。

本町の農業は、地域経済を支える産業としてまちの活気を創出するため、農業の根幹であります土づくりと基盤整備の推進を図り、農畜産物の安定供給と農業経営の安定を目指しております。昨年の農業生産は、高温多雨により適期の防除ができなかった影響で、てん菜の収量に影響が出ましたが、他の作物では生産者の方々の適切な圃場管理により平年作となりました。

しかし、農業を取巻く情勢は、慢性的な物価高が経営を圧迫するなど、非常に厳しい状況となっており、より一層の農業振興への対応が重要になってきています。

このような状況において、令和5年度からは需要が高い馬鈴薯の生産増を目指し、JAほんべつと協議をしながら種子用馬鈴薯生産者への奨励事業を新たに組み込むとともに、農地の基盤整備につきましても、道営畑地帯総合整備事業の計画的な整備を進めてまいります。

また、肥料など営農資材の高騰、生乳需給状況、飼料高騰などの大きな課題につきましても、国等の動向を注視しながら農業関係機関と対応について協議をしてまいります。

林業振興につきましても、伐って、使って、植えて、育てるという森林資源の循環により、二酸化炭素を吸収できる森づくりを目指してまいります。課題であります担い手や労働力確保につきましても、林業関係機関と検討しながら対応してまいります。

地籍事業につきましても、令和5年度より、足寄町との町境、仙美里地区より事業を進めてまいります。

商工業につきましても、商工会に対する運営支援を継続して行ない、中小企業融資制度の活用、支援により中小企業者の負担軽減を図り、経営の安定化に向けて取り組んでまいります。

また、既存企業への対応や新たな企業の誘致活動を推し進め、引き続き工場等の新設や新規開業に対し、本別町企業誘致条例及び起業家支援要綱により積極的な支援を行なってまいります。

さらには、2年目を迎える移住定住促進支援事業の実施による若者の定着や人材確保により事業所の維持、振興に努めてまいります。

観光の振興につきましても、義経の里本別公園におけるサービス提供機能の拡充をはじめ、道の駅などの施設運営や各種観光イベントの開催支援を通じ、本町への誘客拡大につなげるとともに、本町の農畜産物を活用した特産品等を町内外へPRするなど、販路拡大に向け支援してまいります。

また、地域おこし協力隊の積極的採用による移住や観光など地域情報の提供など、町外への情報発信力を高め、様々な分野での関係人口の拡大を進めてまいります。

2、人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち。

子ども・子育て支援につきましても、地域や職場、行政など、社会の全ての構成員が子育ての意義について理解を深めることにより、安心して子育てができる環境づくりが必要です。子育てを喜びとして感じられ、子どもの笑顔があふれるまちを目指してまい

ります。

妊産婦・子育て家庭支援については伴走型相談支援を実施し、個々の状況に応じたサービスを提供できる体制を整え、出産・子育て応援ギフト事業といった経済的支援と併せて新たな妊産婦への支援として、不妊治療費の助成と産婦健診の助成を実施するほか、町内外の子育てサービス事業所との連携も図ってまいります。

健康づくりにつきましては、町民の皆さまの健康寿命延伸をめざし参加者が意欲的に保健事業に取り組めるよう、健康ポイント事業を新たに開始します。また、乳幼児期から高齢期まで町民一人一人が健やかに安心した生活を送ることができるよう、各種検診事業や予防接種などの普及啓発、そして生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

高齢者福祉及び地域福祉活動の推進につきましては、介護や障がい、子育て、生活困窮など、属性を問わない包括的な相談支援の体制整備を行ない、多様な分野の関係機関と連携することにより地域づくりにつなげる重層的支援体制整備準備事業に着手するとともに、地域共生社会の実現に努めてまいります。

また、介護保険給付の適正化に努めるとともに、保健部門と連携をし、運動や趣味を介護予防につなげられるような事業の推進を図ってまいります。

介護人材の確保につきましては、将来を見据えた総合的な人材確保を図っていくほか、若年層の離職防止に向けた取組について、事業所間で連携しながら進めてまいります。

特別養護老人ホームの運営につきましては、利用者それぞれの持つ力が最大限発揮され、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の尊厳を大切にしながら一人一人のニーズや状態に応じたサービスを適切かつ効果的に提供いたします。

また、より質の高い介護サービスを提供するため、職員が持つ介護の知識や技術を磨くことによって接遇向上への取組を強化し、併せてみとり介護導入に向けた準備を進めてまいります。

介護基盤の整備につきましては、町民の皆様が最期まで安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度の動向や人口減少の推移などあらゆる動向を踏まえつつ、特別養護老人ホームの建て替えについて、介護施設等検討ワーキンググループ、介護施設等整備検討経営者委員会、そして健康長寿のまちづくり会議による協議、検討を進め、令和5年度中に方向性を示してまいります。

障がい者福祉につきましては、誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる自立と共生社会の実現に向け、切れ目のない支援体制の充実に努めるとともに、障がいへの理解と交流の推進、就労支援の拠点作りに向けた検討を進めてまいります。

国民健康保険につきましては、データに基づき効率的・効果的に保険事業を実施するため、第3期データヘルス計画の策定に向けた取組を進めるとともに、国保連合会と連携し、ICTを活用した業務の効率化や審査の充実・強化を行ない、医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、人生100年時代を見据えた制度運用について、これまでと同様に後期高齢者医療広域連合と連携した取組を進めてまいります。

病院事業につきましては、引き続き常勤医師の確保を進め、非常勤医師も活用しながら診療提供体制の維持に努めてまいります。

また、持続可能な病院運営を目指し、ソフト面では民間の経営コンサルタントの活用により、今後の診療圏域の状況に応じた運営体制や収益確保等の検討を進め、令和5年度中に策定する公立病院経営強化プランに適切に反映してまいります。またハード面では老朽化が進む病院空調設備の段階的更新を令和5年度から開始をし、今後も長く利用され町民の皆様に信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

### 3、豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち。

学びの推進につきましては、行政や各関係機関・団体などとの協力により、町民の皆様が夢や希望を持ち、安全で安心した活力あるまちづくりを進めるとともに、本町が積み重ねてきた歴史や文化を礎とし、豊かな心とふるさとへの愛着と誇りを持ち、予測困難な社会を生き抜く力を育んでまいります。

次代を担う子どもたち一人一人が幅広い視野を持って、新しい時代を主体的に切り拓いていくよう、家庭・学校・地域が一体となった教育に取り組み、日々学ぶほんべつ学びの日宣言の理念のもと、4つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、町民一人一人の自主的な学びから、ふるさとほんべつに対する愛着や関心を高める中から、豊かな心を育むとともに、生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進し、学びの成果がまちづくりに活かされるよう主体的・継続的に学べる機会を提供してまいります。

国際交流・地域間交流活動につきましては、姉妹都市オーストラリア・ミッチェル、友好都市徳島県小松島市、ジュニアリーダーの交流活動が進む宮城県南三陸町との相互の友好関係発展のため、今後も行政の枠を超えた幅広い交流活動を進めてまいります。

### 4、安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち。

防災対策につきましては、全国各地で複雑多様化・大規模化している自然災害、さらには新型コロナウイルスのまん延などを教訓とし、地域防災力向上のため、自主防災組織と連携した避難訓練や研修会、行政内部の体制強化に向けた訓練などを実施し、総合的な防災体制の強化に努めてまいります。

また、防災行政無線につきましては、今後も戸別受信機の普及促進に努め、災害時における行政からの情報を迅速かつ的確に伝達する手段としての運用を強化してまいります。

消防・救急体制の充実につきましては、消防の広域化により行政区域を越えた出動を行なうなど初動体制の確立が図られていることから、本町といたしましても計画的な消防施設・設備等の更新により消防力の強化を図るとともに、地域防災の要である消防団員の確保に努め、消防・防災力の充実強化を図ってまいります。

ごみ処理事業の推進につきましては、今後もオール十勝で環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築するため、効率的なごみ処理の推進、ごみの減量や再資源化に努めるとともに、引き続き正しいごみの分別方法についての普及啓発に取り組み、ごみ収集業者等と連携を取りながら、ごみの適正処理を進めてまいります。

また、ポイ捨て防止や環境美化の推進のために、本別町保健衛生組合など各種団体と協力しながら、不法投棄パトロール等の取組を進めてまいります。

資源集団回収事業につきましては、ごみの減量化や資源化の推進のため、自治会や団体の御協力のもと取組を継続してまいります。

消費者対策につきましては、複雑化、巧妙化する悪徳商法に対し、被害防止の取組を継続してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設につきましても効率的な維持管理を行ない、町民の憩いとふれあいの場として快適な環境づくりに努めるとともに、令和2年度より実施しております本別町都市公園安全・安心対策事業を引き続き進めてまいります。

上下水道事業につきましては、町民生活や経済活動を支える重要なインフラであり、施設の整備や維持管理を計画的に進めるとともに、安全で良質な水の安定的供給と公共下水道区域外の浄化槽整備事業について、引き続き推進を図ってまいります。

生活道路等、交通の整備につきましては、安全で快適な生活環境の基盤として重要なものであり、令和5年度の町道整備につきましては、継続事業5路線の道路改良、舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

また、交通手段を持たない町民の生活に重要な役割を担っている各路線バスや循環バスなどの安定的な運行に努めるとともに、持続可能な交通体系の実現を図るために地域公共交通連携計画の策定を行ないます。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため本別町公営住宅等長寿命化計画を基本に実施してまいります。

また、既存木造住宅の耐震性向上を図る耐震改修等助成事業、老朽空家住宅除去支援事業を引き続き実施するとともに、本別町居住支援協議会による居住福祉の推進に努め、空き家等対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

#### 5、みんなの笑顔を未来につなぐまち。

まちづくりの基本となる町民力をまちづくりに生かしていくため、町民の皆様や各種団体等とのまちづくり懇談会を開催しながら、町民参加によるまちづくりを推進してまいります。

また、地域活性化起業人などの外部民間人材の活用を図りながら、地域課題の解決に結びつけるとともに、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを地方公共団体が表明するゼロカーボンシティ宣言に向け、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定するための調査を進めてまいります。

行財政改革につきましては、第6次行財政改革推進計画の着実な推進を図り、持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

また、人口減少対策につきましては、第2期総合戦略に掲げる人口減少抑制に直接的につながる施策を中心に、9つの基本施策の推進を図るとともに、本町の魅力発信を効果的に行ないながら、本町に必要な人材確保策と連動した取組を進めてまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金につきましては、ふるさと納税制度の趣旨を踏



まえつつ、増収に向け事業者の皆様と連携し、新たな返礼品の開発や充実に取り組むとともに、寄付者の想いに沿った基金の運用を図ってまいります。

以上、令和5年度の町政に臨む所信を申し上げます。

本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、これまでまちを築いてきた町民の皆様の想いを大切に、確かな信頼関係を積み重ねられるよう努力するとともに、国や道の政策動向も注視しながら必要な施策を行ない、第7次本別町総合計画において目指す本別町の将来像、心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐの実現に向けて町政の推進に取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、執行方針といたします。

○議長（篠原義彦） 次に、教育行政執行方針について、高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 令和5年町議会第1回定例会の開会に当たり、教育行政執行方針について申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展、産業構造の変化、経済格差の拡大や二極化などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見いだすことが難しい時代となっています。子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めていくとともに、全ての人を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長できるよう、各般の施策を推進していく必要があります。

また、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の分類が現在の2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置付けされることとなりますが、国や北海道教育委員会の動向に注視しながら適切に対応し、誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要となっております。

本別町教育委員会といたしましては、これらの社会情勢をしっかりと見極め、子どもたち一人一人が、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、幅広い視野をもって、新しい時代を主体的に切り拓いていくよう、第2期本別町総合教育大綱及び第9次社会教育中期計画に基づき、関係機関・団体等と連携を図り、学校教育・社会教育の充実に努めるとともに、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、本町ならではの取組であるほんべつ学びの日の普及と推進事業の充実に努めてまいります。

令和5年度の教育行政を推進するに当たり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校運営の推進につきましては、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支える学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを活用した取組を進めてまいります。また、発達段階に応じた能力・個性を最大限に伸ばす教育を進めるため、同一校種間の交流事業を積極的に進めるとともに、幼児教育から学びの延長にある高校教育までを連続的につなぐ異校種間連携事業を推進してまいります。

義務教育の推進につきましては、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制に向け、国は小学校高学年においては教科担任制の本格導入を進めており、本別中央小学校にあっては引き続き、道教委の指定事業である体育専科教員活用事業と指導方法工夫改善による算数専科教員の2名の専科教員の配置を受けるとともに、校内体制の中で理科専科教員を設け、教科指導の充実と学習の質の向上、中学校への円滑な接続につなげてまいります。

35人を超える学級を有する本別中学校につきましては、独自施策として教員を1名配置していますが、令和5年度の新1年生が39人入学予定であることから新たに教員1名を配置し、少人数学級によるきめ細かな教育を推進いたします。

国際理解教育の推進につきましては、本別の学びの主軸に位置付けしている英語教育を、引き続き英語指導助手や町教育委員会任用の英語教員を学校に派遣するほか、小学校低学年を対象とした英語に慣れ親しむためのこども英語チャレンジ事業を継続し、英語教育の充実に努めてまいります。さらに未来の本別を担う人材を育成するために、ふるさとほんべつへの愛着と誇りを育むふるさと教育を推進してまいります。

道徳教育の推進につきましては、体験活動や思いやりの心を養う多様な活動を通して主体的な判断で行動し、他者とともに生きるための基礎となる道徳心を育ててまいります。また、児童生徒が安心して学習や多様な活動ができるよう、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、年2回のアンケート調査を実施するなど、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、不登校児童生徒への支援を積極的に実施してまいります。

教育環境の整備につきましては、夏季の熱中症対策として町内各小学校3校にエアコンを設置し、児童の健康管理に配慮いたします。また、町内小中学校の校務用パソコンを更新し、情報セキュリティの維持・向上及び事務効率の改善を図ります。

特別支援教育の推進につきましては、引き続き全ての学校に特別支援教育支援員を配置し、一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、個別の教育支援計画の活用を促進してまいります。

勇足小学校と小松島市立江小学校との交流研修につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、双方の派遣を行わず、リモート等による交流方法により友好を深めてまいります。

防災教育の充実につきましては、第3次学校安全の推進に関する計画に基づき、児童生徒が自ら危険を予測し、適切に判断し主体的に行動できるよう安全教育の充実に努め、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育を行ない、1日防災学校の実施を促進します。

学校における働き方改革につきましては、本別町アクション・プランに基づいた取組を進め、部活動の地域への移行については検討協議会を設立し、まずは、休日の部活動の地域移行について関係団体と検討してまいります。

本別高校への支援につきましては、地域連携特例校として2年目を迎えますが、本別高校の教育を考える会や本別高校学校運営協議会等と連携協議しながら、必要な魅力を

高めるため、とちち創生学の支援や各種支援事業を継続し、地域連携特例校の強みを生かした教育活動や進学サポートの実現のため地域連携協力校である帯広柏葉高校の夏期・冬期講習に参加するためのバスを運行します。また、地元中学校はもちろんのこと、近隣中学校への入学促進に向けたPR活動を継続して展開してまいります。

食育の推進につきましては、地場産農畜産物を積極的に使用し、おいしく栄養バランスに配慮した学校給食を提供するとともに、栄養教諭による食育指導の充実に努めてまいります。また、昨今の食材費の高騰により賄材料費は増額しますが、子育て支援の一環として増額分については学校給食費に反映させずに町から補助し、保護者の負担を軽減してまいります。

社会教育の推進につきましては、第9次社会教育中期計画に基づき、町民一人一人の自主的な学びから、ふるさとほんべつに対する愛着や関心を高め、豊かな心を育むとともに、生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進してまいります。

社会教育担当の生涯各期の学習を充実させるための取組につきましては、町の魅力を再発見し、郷土愛を育むほんべつ学を継続開設するとともに、ほんべつ学びの日の理念普及に努めてまいります。また、ジュニアリーダー研修、本別・南三陸ふるさと交流研修を軸とし、各種の体験学習や地域学習を取り入れた少年教育活動を展開し、少年活動の担い手の育成につなげてまいります。老朽化した静山研修センターについては、本別公園の再整備にあわせるため解体をいたします。

文化振興につきましては、各種文化活動の発表機会を提供するほか、文化活動の活性化を図る取組を継続してまいります。また、各公民館が利用しやすいよう、施設の適切な管理に努めてまいります。

図書館につきましては、金子みすゞ生誕120年にあたり、児童文学者で金子みすゞ記念館館長の矢崎節夫氏を講師に迎え、講演会と小学校での出前授業を行ないます。また、本別町出身の絵本作家きくちちき氏直筆の絵画を継続して購入し、ちきさんギャラリーの充実を図り、絵本作家きくちちきのふるさとを発信いたします。

歴史民俗資料館につきましては、資料館企画展7月15日本別空襲を伝えるにおいて、北海道空襲で死者約400名の惨事となった根室空襲をテーマに開催し、刊行物を通して記録の大切さと平和の尊さを伝えてまいります。また、まちの食品工場をさぐると題し、砂糖や乳製品等の食品加工業と町の歴史の関わりを紹介する企画展を開催いたします。

スポーツ振興につきましては、運動・スポーツの定着化を図る取組を継続するとともに、スポーツでまちを元気にを合言葉に実行委員会体制でスポーツイベントを開催してまいります。また、学校教育活動において令和5年度以降順次移行される部活動の地域移行化を見据え、総合型地域スポーツクラブの調査研究を引き続き行なってまいります。

以上、令和5年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、子どもたちが激動の時代を生きぬく力を身につけることができるよう、学校・家庭・地域と連携し、ふるさとの教育資源を活用した質の高い教育を推進するとともに、町民の皆様が芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた

暮らしとなりますよう全力で教育行政を執行してまいりますので、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和5年度教育行政執行方針といたします。

---

#### ◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日3月8日から13日までの6日間は休会であり、3月14日午前10時から再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から3月9日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 6時50分）

# 令和5年本別町議会第1回定例会会議録（第2号）

令和5年3月14日（火曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## ○出席議員（12名）

- |    |     |       |     |     |      |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 篠原義彦  | 副議長 | 11番 | 柏崎秀行 |
|    | 1番  | 宮本やよい |     | 2番  | 加藤徹己 |
|    | 3番  | 丑若浩行  |     | 4番  | 水谷令子 |
|    | 5番  | 梅村智秀  |     | 6番  | 石山憲司 |
|    | 7番  | 藤田直美  |     | 8番  | 方川一郎 |
|    | 9番  | 高橋利勝  |     | 10番 | 阿保静夫 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

- |         |       |         |      |
|---------|-------|---------|------|
| 町長      | 佐々木基裕 | 副町長     | 村本信幸 |
| 会計管理者   | 藤野和幸  | 総務課長    | 三品正哉 |
| 農林課長    | 篠原順彦  | 保健福祉課長  | 長屋和幸 |
| 住民課長    | 倉崎景一  | 子ども未来課長 | 松本恵  |
| 建設水道課長  | 加藤勉   | 企画振興課長  | 小川芳幸 |
| 老人ホーム所長 | 前佛清治  | 国保病院事務長 | 松本秀規 |
| 総務課主幹   | 上原章司  | 建設水道課主幹 | 小出勝栄 |
| 総務課主査   | 石川雅康  | 教育長     | 高橋哲也 |
| 教育次長    | 武田敏英  | 社会教育課長  | 千代孝徳 |
| 農委事務局長  | 高橋優   | 代表監査委員  | 畑山一洋 |
| 選管事務局長  | 三品正哉  |         |      |

## ○職務のため議場に参加した者の職氏名

- 事務局長 中川雅之 総務担当主査 越後忠

総務担当主事 今井綾香

## 開議宣告（午前10時00分）

---

### ◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

発議の取扱いについて申し上げます。

本日までに、1件の提出がありました。

発議第1号本別町議会の個人情報保護に関する条例の制定について。

以上、1件の発議については、明日3月15日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

---

### ◎日程第2 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第2 一般質問を行ないます。

11番 柏崎秀行議員。

○11番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問させていただきます。

質問事項。

さらなる電気料金高騰を見据えた町の対応について。

質問要旨です。

昨年12月分から燃料費調整額の上乗せにより、電気料の高騰が物価高騰と相まって家計を苦しめている状況にあります。

本年2月からは、国による燃料費調整額を電気事業者に補助していますが、9月までの時限措置であることに加え、6月からは電気料のさらなる値上げが予定されています。電気料金高騰による現状と今後の町の対応について伺います。

明細です。

1、町所管施設の現状と今後の対応について。

①です。町が所管する公共施設全体の電気料は、令和5年度にどれだけ増額する見込みか。また、太陽光発電など再生可能エネルギー導入や節電対策が重要であると考えられる。どのような対策を行なっていくのか伺います。

②です。値上がりする電気料について、施設使用料への反映、値上げを予定してい

るのか伺います。

2番です。公営住宅入居者、オール電化住宅の現状と今後の対応についてです。

①番。町内全体の公営住宅のうち、影響を受けているオール電化公営住宅の戸数、全体に占める割合、入居世帯の特徴、高齢者世帯や子育て世帯が占める割合などについて伺います。

2番です。オール電化公営住宅入居者からの電気料高騰による相談受理、件数、内容、電気料高騰による公営住宅からの退去を予定している入居者が存在しているのかについて伺います。

③です。オール電化公営住宅入居者が、灯油を使用した給湯ボイラーやストーブへの取替えを希望する場合、取替工事を認め、費用は全額町で負担するべきと考えるが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員のさらなる電気料高騰を見据えた町の対応についての御質問に答弁をさせていただきます。

1点目の①、令和5年度の電気料増額の見込みであります。令和4年度当初予算と比較しまして、町全体の公共施設で2,636万6,000円増額する見込みであります。

節電対策についてであります。各施設において不要な電気の消灯など、できる限りの節電を依頼したところであります。

なお、本町における太陽光発電設備を有する施設につきましては、給食センター及び勇足保育所の2施設となっております。今後、施設の更新等がある場合は、設置することが有効かどうかを検証しながら対応してまいりたいと考えております。

②の施設使用料への転嫁についてであります。公共施設使用料につきましては、平成30年4月1日の改定から5年が経過することから、令和5年度におきまして、電気料金の反映も含めて、使用料の在り方について検討し、必要に応じて見直しをしていきたいと考えております。

2点目の①についてであります。町全体の公営住宅は11団地、104棟、410戸となっております。そのうち、オール電化公営住宅の戸数であります。栄町団地が12棟48戸、向陽町団地が6棟28戸の合計18棟76戸となっております。割合といたしましては、栄町団地が全体の11.7%、向陽町団地が全体の6.8%で、町全体では18.5%がオール電化公営住宅となっております。

入居世帯の高齢者世帯及び子育て世帯につきましては、65歳以上の高齢者世帯は栄町団地が24戸、向陽町団地が19戸となっており、子育て世帯は栄町団地が9戸、向陽町団地はありません。

②についてであります。向陽町団地の入居者から社会福祉協議会を通して、電気料が高くなったとの相談を1件受けた経過がございます。



なお、退去を予定している入居者につきましては、今のところ伺ってはおりません。

③についてであります。まずオール電化で建設した経緯から御説明申し上げます。

高齢者世帯や子育て世帯が安全で安心な生活を送れるよう、バリアフリーで、かつ火気を使用しない公営住宅として整備を進めてきており、また、建設当時における建設コスト比較と、光熱費などのランニングコストも安価なオール電化方式を採用したところであります。

このたびの電気料金の値上がりの影響を受けていることも十分承知しているところであります。国の激変緩和対策の補助が決定していることで、昨年同時期の水準まで電気料金が下がってきていることもあり、現段階におきましては、町の費用負担は検討してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ただいま答弁のほうをいただきました。何点か再質問させていただきます。

1点目です。

①の項目ですが、町全体で2,636万6,000円上がるというような答弁がありました。できる限り節電をということですが、いつ頃庁舎全体に指示がいったのか、時期を伺いたいと思います。

それで、給食センターと勇足に二つ太陽光発電を擁すると、今後も検討していくということですが、こちら蓄電池は装着しているのか、伺いたいと思います。

2番の項目です。

オール電化の住宅は全部で76戸ということですが、このうち、やはり高齢者の65歳以上の占めている割合というのは高いように感じました。社協のほうで相談が1件あったということですが、電気料が高いと。今後、先ほども言ったように、6月には約34%電気料が上がると言われています。その実情を踏まえて、今後、もっと相談は出てくるのかなと思います。その体制をどうするのかについて伺いたいと思います。

次に、③の部分ですが、今後、町のほうではこれに対しては捻出する予定はないということの答弁でした。町長も執行方針で述べられています、住んでよかった、住んでみたいと実感できる町、これを実践するには、やはり今回の電気料高騰には、すごい住民にとっては負担になると思います。昨年同様の電気料ということですが、今後、予想だにしない電気料の値上がりもあると思います。9月までの時限措置ということで、9月までは補助がありますが、その後は少なくなる、ゆくゆくはなくなるというようなことだとは思いますが、そういった場合も検討しないということなのか、今後の電気料の高騰を見据えて猶予を持つということなのか、聞きたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 私のほうからは、まず、施設に対する節電対策いつからかというところでしたけれども、こちらにつきましては、昨年の燃料調整額が上がってきた段階におきます11月下旬に、各施設に節電についての依頼をしたところでございます。

あと施設の蓄電池の装着状況でございますが、今、町長の答弁にありました2施設につきましては、蓄電池は設置してございません。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 3点目について、答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁で、現段階におきましては検討はしていないという旨の発言をさせていただきました。しかしながら、電気料の高騰も含めて、今後、社会情勢がどうなっていくのか、それをしっかりと見極めながら、そして9月以降の推移が見定まった段階で、その分につきましては、もし町民の皆さんの生活に影響が出るという判断した場合につきましては、昨年度も実施させていただきましたが、そういう高騰に対する対策を講じてまいりたいと、そう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

今後、相談等も含めまして、増えることによりましての体制づくりということでございます。もし今後、電気代等上がった場合の対応としましては、今後の国の動向やそのときの情勢などを踏まえながら、再度検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 再度、質問させていただきます。

町の施設で節電の指示を出したというのが11月だとお答えになりました。どんな指示を出したのでしょうかね。町民の方も事業者も、昨年から節電というのは当たり前のことだと思っています。でも、町の施設で節電しなさいよと言ったところで、どうなのかなと思います。どのような指示があったのか伺いたいと思います。

2施設による蓄電池は設置していないということです。今後、設置する予定があるのか伺いたいと思います。

町長の御答弁の中から、生活に影響が出る中ではということですが、もう生活に影響は出ていると僕は思っています。昨日、札幌市のニュースで流れた公営住宅の問題

についてテレビで取り上げていました。年金受給者が受給額を上回る電気料で困っているということで、なぜ北海道かということは、オール電化にとって蓄電暖房、これがすごい高いらしいです。冬場の電気代が跳ね上がるということで、やはりこれは1年を見据えて、もう3月ですのでこれから暖房等は使わないとは思いますが、考えていかなければならないと思いますが、再度見解を伺いたいと思えます。

相談体制ですが、今後の状況を見てということですが、先ほども社協のほうで1件ということですが、高齢者の相談が多いのかなと思えます。建設水道課で公営住宅の担当をしていると思えますが、そういったケアセンターなり、住民課なり、いろいろなところに相談に来るのかなと思えますが、町全体での相談体制、こういう場合はどういうふうにする、誰に相談するというような体制が整うのか伺いたいと思えます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず、1つ目の御質問であります節電の指示、こういった指示があったのかということでございますが、こちらにつきましては、昨年の燃料調整費の高騰に伴いまして、北海道電力のほうからも節電プログラムということで、節電の依頼が来ております。各施設におきまして、前年度比ですね、3%程度の節電をしたいということで北電からもありましたので、各施設に対しましては3%の節電をお願いをしたところでございます。ただ、昨年度と比較して3%といたしても、もう使っている電力、これまでも節電には取り組んできておりますので、なかなか達成というところについては、できる施設、できない施設ございましたけれども、そういった意識づけの中で、一定程度の効果は出ているのかなと考えているところでございます。

蓄電池の設置でございますが、具体的に蓄電池の設置についてこれまで検討したことはございませんが、当初から比較すると、蓄電池の価格につきましても相当下がっているのかなと考えております。先ほど町長の答弁にもございましたとおり、今後更新する施設につきましては、その有効性等について十分に検討をした中で設置を考慮ということで答弁をさせていただいておりますが、蓄電池につきましても、その有効性についてしっかりと検証していきながら、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

相談体制という部分でございますが、社会福祉協議会含め、福祉部局と連携しながら、生活困窮者の相談窓口の中で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 若干、補足答弁をさせていただきます。

まず、相談体制でございます。それぞれ公営住宅入居者等についての入居等に関わる分につきましては、建水が主に相談窓口となっているところでございます。また、電気料等々で生活が苦しいとか、生活の資金についての依頼とか、そういった部分については主にケアセンターが窓口となっております。そのほかに、先ほども申し上げましたが、社会福祉協議会のほうも窓口を持っております。

私どもはどこの窓口、まあ一本化にすればいいのでしょうかけれども、それぞれ町民の皆さんの相談内容が違いますことから、どこの課に行っても、どの窓口に行っても相談は受け付けるという体制で取り組んでまいっておりますし、今後もそのような中で、相談はどこの窓口に行っても、必ずその所轄している部署につながるというところで進めてまいりたいなと思っております。

したがいまして、今の生活困窮の分に係りましては主にケアセンターでございますが、そのケアセンターに入った相談内容につきましても、庁内全担当部局で情報を共有しながら、しっかりと親切丁寧な対応をしてみたいと、こう考えておりますので、申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 町長のほうに伺った内容は、今後も町側が負担する気はないのかということでしたので、その答えはいただけてないのかなと思います。もう一度お聞きしたいと思います。

町が運営する公営住宅に入居する方々、高齢者や子育て世代など、高齢者が多いという現状の中で、収入よりも支出、電気料が高騰して困っているというような状況の中で、今後、蓄熱暖房や給湯ボイラーなどを取り替えたいというような相談があった場合、それはもう受け付けないのか、もしくは相談によっては、自己負担ということには僕はならないと思うのです。というのは、出るときにその自己負担した建物と付随するものに関して、戻してくれということにならないと思うのです。なので僕は全額負担と答えていますが、それによっては使用料に反映させたり、いろいろなことを検討する余地はあるのかなと思います。そちらもないというような考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

暖房器具等、それから燃料等もひっくるめてそうではありますが、今入居されている方につきましては、暖房器具につきましてはリースという形で、リース業者との契約でやってございます。仮に、電気料金がかなり高騰し、オール電化でなく灯油設備に全てを切り替えるといった場合の試算も若干していまして、約100万円程度かかるというところでございます。この100万円を町費で負担するのか、入居者が負担するのか等々もひっくるめ、今後検討していかなければならない課題だと思っておりますが、いずれにいたしましても、先ほど答弁申し上げましたとおり、今は国の緩和

対策がなされていると。そして、2月から3月にかけての電気料金はかなり下がってきていると。そういった推移を見極めながら、町として、多分秋以降になると思いますが、秋以降になったときの灯油の価格、電気料の価格等々、様々あるかと思います。そのようなところで、そういう情報を的確に情報収集しながら、町としての支援が必要であれば、それはしっかりと支援していく、そういうところで望んでまいりたいと思っていますとところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから100万円という数字が出ました。これは1軒について100万円ということですよ。これ、給湯器と暖房、両方やったらそれぐらいかかるのかなとは思ってしまいます。でも、例えば蓄熱暖房機だけですと30万円ぐらいで済むのかなと思います。そういった臨機応変に、全部ではなくてもいい、蓄熱暖房だけでもいい、入居料が増えてもいい、そういった相談とかに対応する考えはあるのか、再度伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

それぞれの生活様式があり、それぞれの経済状況もあります。したがって、それらの点につきまして、入居されている方々としっかり意見を交換しながら、今後、対策が必要であれば対策をしていくということにしてまいりたいと思っていますとさせていただきます。

いずれにいたしましても、答弁繰り返しになりますが、今後の価格の動向を見極めながら、入居者ともしっかりとお話をしながら進めてまいりたい、そう考えておりますので、そのことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○11番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、9番高橋利勝議員。

○9番（高橋利勝） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました1問、共生、協働のまちづくりをについて伺います。

政府は、5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類を、現在の2類相当から季節性のインフルエンザと同じ5類に引き下げ、対策の制限緩和を決定いたしました。まだ予断を許しません、経済活動、教育活動、地域活動への期待が寄せられています。

そこで、ウィズコロナ、アフターコロナとして議論されてきたコロナ後のまちづくりについて、私は共生、協働のまちづくりを進めるべきと思っています。

そこで、以下2点について伺います。

1点目として、清水町では、障がいを知り、人権を考えるワークショップが開催され、多様性を認め合う共生型社会についての議論が取り組みられました。私はコロナ後のまちづくりとして、とても大切なことだと思っています。

新型コロナウイルス感染拡大防止策の中で、人と人とのつながりを断ち切られている現状を見ると、以前から厚生労働省が提唱している地域共生型社会を基本とし、人と人、人と社会のつながりを大切にしたい、支え合う社会、共生のまちづくりを進めていくべきと思いますが、どのように考えるかお伺いをいたします。

次に、2点目でございますが、本町においては、コロナ禍にもありながらも、若手事業者、女性などによる起業化が取り組まれてきました。また、移住者や地域おこし協力隊の皆さんも活躍されています。町としても、未来創造課を設置して、移住、定住、企業誘致、地域おこし協力隊等を積極的に取り組むことになりました。

町民の皆さんの関心は、いかに人口減、社会減に歯止めをかけ、将来に向けての明るい兆しが見えることを望んでいます。私はその思いを共有し、今こそ官民連携による協働のまちづくりにより、町民の皆さんの期待に応えるときではないかと思いますが、考え方を伺います。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 高橋議員より御質問のありました、共生、協働のまちづくりについて答弁をさせていただきます。

1点目の共生型のまちづくりについてであります。議員おっしゃるとおり、人と人のつながりや思いやりは、地域福祉、社会福祉推進の基礎となるものであると認識しており、現在、第4期地域福祉計画の重点事業として掲げた包括的支援体制の構築、地域共生社会の実現に向けた取組を進めているところであります。

具体的な取組といたしましては、令和3年度より本別町生活困窮者自立支援対策庁内推進会議において、これまで計8回にわたり役場職員内で検討、協議を進め、他機関と連携しながら支援を進めてきたほか、令和4年10月28日には、地域共生社会の実現に向けてをテーマといたしまして福祉でまちづくり宣言記念事業を開催し、参加されました120名の町民の皆さんと、地域の人たちの支え合いが必要などといった議論をさせていただいたところであります。

また、先日の令和5年度町政執行方針でも述べさせていただきましたが、属性や世代を問わない包括的な相談体制整備と、多様な分野の関係機関と連携することにより、地域づくりにつなげる重層的支援体制整備事業に着手をし、地域共生社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の官民協働のまちづくりについてであります。令和3年度からスタートしています第7次本別町総合計画では、5つの基本目標を設定し、将来の世代が永続して営みを継続できる社会形成を目指すとしており、また、同時期に策定いたしました第2期本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少抑制に直接的効果につながる施策や、直接的効果を高めるための施策を重点化した体系としております。この計画と戦略は、これまでの本町の総合計画やまちづくりにおいて実践してきた、

町民との協働を基本とし、地域主権の観点に立った推進の考えが根幹にあり、これまで培われたまちづくりの礎が築かれ、継承されるものと理解しております。

また、私は就任当初から対話を重視したまちづくりを基本理念に掲げており、次の世代へ引き継ぐべく、着実に前へ進めてまいりたいと考えております。今後も町民の皆さんと、共生、協働のまちづくりを進め、町民の皆さんの笑顔が輝き続けられるよう尽力したいと考えておりますので、忌憚のない御意見を頂戴したいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 私が申し上げたいのは、現在、コロナ禍の中で町民や事業者がいろいろな影響を受けている。その影響をきちんと受け止めて、特に、今後コロナ禍が収まったときに改めて認識しなければならないことがあるのではと思っています。

それで、まず1点目の共生のまちづくりですが、地域では人と人のつながりが難しくなったことにより、社会的に弱い立場に置かれている人たちに影響を与えています。また、特に一人暮らしの高齢者の皆さんに影響を与えていると思っています。誰もが安心して住み続けることができるように、行政も地域も人と人のつながりを大切にする共生のまちづくりが求められています。

ただいま答弁にありましたように、厚生労働省の地域共生型社会につきましては、一応、行政の柱として今日まで進んでいます。さらにその中で、コロナで影響を受けた人たちが引き続き安心して住んでいけるためには、何とでもこの共生という、思いやりとか支え合いとか、そういう施政が必要ではないかと思いますが、改めて伺いしたいと思います。

2点目ではありますが、先ほど申し上げましたように、今、町長のお話もありましたけれども、町民の間には何とかして人口減、社会減の歯止めをかけることができないのかという思いが、私は強くあると思っています。

昨年の本別高校生との模擬議会で、高校生から人口減の対策として移住体験ツアーを提案され、その中で、こども園留学を通じ、子育ての環境のよさを理解してもらい、農業の体験で食の魅力をPRし、移住の選択肢としてもらうというような提案がありました。調べてみますと、檜山の厚沢部町では、同じく保育園留学を官民連携して行なっています。たまたま保育所3統合ということで、新しく認定こども園をつくるということになりました。その認定こども園の、つくって、保育園留学を行なえば、移住につながるのではないかという強い思いがありまして、官民連携で行なったわけですが、実際にそのことによって大きな好評を得ています。

官民連携といってもいろいろな形がありますから、なかなかどのように進むかということはありませんけれども、ただし、さっき一方で言ったように、若い人たちがまちづくりの会をつくって取り組んだり、近年にない事業化、さらには移住、さらには地域おこし協力隊のいろいろな起業化などが取り組まれており、その点と、先ほど言い

ました未来創造課を設置いたしました。私はこの未来創造課は、このコロナ後の取組に当たって、大変大切な課ではないかと思っています。そういう意味では、そのような体制が整ったわけですから、私はいろいろとあると思いますけれども、改めて官民連携による協働のまちづくりを進める、そういう精神を持って、総合計画なり福祉計画に臨むということになると思うのですが、まずその点についてお伺いします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 高橋議員、1問目の人と人のつながり、人と社会のつながりが大切ではないかという質問に対して、答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、町長答弁でもございましたとおり、重層的支援体制の整備事業ということで5年度より始めていきたいと考えております。一人一人が生きがいや役割を持って、互いに尊重し合いながら暮らしていくことができる包括的な社会づくりを進めていきたいと考えております。家族、地域、職場などの脆弱化が進む中、地域の担い手不足を踏まえまして、地域社会の再構築を図っていききたいと思っております。

再構築に当たりましては、本別ならではの町民力を生かしながら、行政、地域、民間企業、NPOなど、多様な主体が集い、まちづくり、住宅、農業などの産業、教育などの多様な分野とつながりを持ちながら、互いの創意工夫の下、協働を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、気かけ合う関係づくり、その人のことを知っている人を増やす取組ということで、意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。これに当たっては、支えられる人、支える人という一方的な一方向の関係ではなく、関わり合いの中から社会でそれぞれの役割を持って、その役割をまた尊重して生活していただくというような形で活動を実施できればと考えております。

また、フクハラでも昨年の11月から相談を開設しておりますが、そういったところでの困り事をキャッチしながら、活動の支援につなげていく、先ほど議員おっしゃったとおり、社会とのつながりを持っていけるような支援を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから2点目の今こそ官民協働といった御質問の部分につきまして、答弁をさせていただきます。

議員御承知のとおり、質問の中にもございましたが、未来創造課という新しい課ができることで、さらにそういった取組が推進できるのではないのかといった内容もございました。当然、場面によりましては未来創造課がそういった町をPRしていくところでは先頭に立った形で、そういうPRも必要な場面もあると思いますけれども、基本的にその協働というまちづくりにおきましては、未来創造課だけではな



く、様々な分野、様々な町民の皆さんとの関わりの中で、行政としての業務を務めさせていただいているところでございますので、そういった部分につきましては、全庁的な取組という中で、協働の意識、精神を持った中で、まちづくりが必要なのかと、思っているところでございます。

いずれにいたしましても、町民の皆様、民間事業者、あるいは自治会ですとか関係機関、そういった様々な人たちと連携等をする中で、今後の本別町地域の持続的発展という部分では、やはり協働における、そういうまちづくり、しっかりと行政、民間、町民、役割分担をしっかりとした中で、本町のまちづくりを進めていくべきなのかなと、考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 再質問させていただきます。

まず、1点目の共生のまちづくりということですが、今私が申し上げたいことは、例えば今、地域でどういうことが起こっているかということです。残念ながらコロナ禍によって、例えば高齢者の人は集まることができない。また、近所の人は今まで近所の高齢者のところ行ってたけど、コロナ禍で行けない。そういうことによって孤立している高齢者も少なくありません。もちろん、介護度があれば行政が入っているわけですが、しかし、地域の中では全く姿が見えないというのが現状です。なかなか、そういう意味では、本来的に、先ほど言いましたように、共生型社会ということで取り組んでいるわけですが、やはりコロナ禍の影響がどのように及んでいるかということをごきちん認識して取り組んでいかなければ、ただ従来のような取組だけでは、私はいかないと思っています。そういう意味で、私たち地域に住む者もそうですが、その背景には何としてもコロナが収束をして、例えば人の集まりができるように、近所に遊びに行けるようにとか、そういうことがあるわけですが、そういったことを踏まえて、もう一度共生のまちづくりについて、コロナの中でどういう影響を与えてきたかということも受け止めながら、私は進めていくべきではないかと思っています。

2点目のまちづくりについてですが、先ほども申し上げましたように、若手の起業家の人たちが事業を起こしています。また、女性の方もカフェを営業したり、さらには地域おこし協力隊の人が協力隊卒業後カフェを行なうなど、非常に、若い人や女性が、このまちづくりに向けてと言いますか、まちづくりに向けていろいろな事業をやっているのが新聞等でも報道されています。そのような人たちと、やはり何としても、当然のことですが、町の職員とやはり連携をしていく、つながっていくということは大事だと思います。

また、若い人たちが約60名でまちづくりの会を作って、いろいろな取り組みをしています。問題は、当然行なっていると思いますが、そういう人たちとも連携をして、

やはりこの本別町のまちづくりというのをどうしていくのか、先ほど言いましたように町民の方々は、ちょっと日にちが経ちましたが、本別町の人口減がどのようになっているかというような新聞報道があると、必ずため息をつくと言ったら怒られますけれども、それが全てではありませんけれども、そういう意味ではさらに努力をして、町民の皆さんに、将来に向けて頑張っているというそういう姿を、協働で連携をして、私は進めていくということが大事でないかと思いますが、その点について改めてお伺いします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

まず1点目の共生のまちづくりであります。

コロナ等々の影響もありますが、やはり今、隣の人とお付き合い、そして、同じ高齢者同士のお付き合い等々が希薄化されているのかな、そう感じているところがございます。

これは全てがコロナによるものではない、そう私は判断してございますが、いずれにいたしましても、しっかりとそれぞれの地区には民生委員さんがおりますので、民生委員さんと連携をしながら、そういった地域で行なっていること、困っていること、そして高齢者が一人で困っていること等につきまして、民生委員と連携をしながら、情報を共有する中でしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えているところがございます。

とりわけ、コロナも大分減少してきておりますので、各自治会で今までやっていたサロン活動も、そろそろ再開する自治会もあるとお聞きしているところがございますし、また、自治会での定期総会も、今までは書面会議であったものが、実際に人を交えた中での定期総会に変えていきつつあるということもお伺いしてございます。そのような中で、いろいろなところに顔を出すことによって、その地域の人の悩みとかお困りごと、それらも情報収集できるものと考えておりますので、その辺についても、職員もしっかりと自治会活動の中に入って、地域の声を聞くというところで今後も進めてまいりたい、そう考えているところがございます。

やはり、何といたっても思いやりと優しさ、これが大切であろうと私も常日頃思っておりますので、そういった温かみのある町政を推進してまいりたい、そう考えているところがございます。

2点目のまちづくりについてでございます。

今、若手の後継者、そして女性等々によるまちづくりに対しての積極的な活動が展開されてございます。私も大変嬉しく思いますし、町としてもしっかりと支援をしてまいりたい、そう考えているところがございます。

人口減少につきましては、やはり今、各自治体でもそうではありますが、今これといった特効薬は、今のところ見当たらないというところがございますが、しっかりと人口

減少の率を下げしていく、要は人口減少率を緩やかにしていくといったことが大事な取り組みで、今あるのかなと思ってございます。

そして、本町でいえば、社人研の人口推計等々も見極めながら、将来的にはかなり厳しい数値が出てございますが、今、町といたしましては、本別町の人口を5,000人規模に抑えるというところでまちづくりを展開しているところでございます。そのための各種施策につきましては、今後、議員の皆さん方としっかりと協議をしながら進めてまいりたい、そう考えてございますので、よき事例の提案がありましたら私どもにお寄せいただければと思っておりますのでございます。

また、先ほど議員からお話のありました、60名程度でまちづくり会が開催されているというところでございますが、そこにも私どもの職員がしっかりと参加しておりますので、そういった場面においての意見等につきましては私のほうにも入ってきておりますので、そういった各種まちづくり会議等の御意見をしっかりと受け止めながら、それをまちづくりに反映してまいりたい、そう考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○9番（高橋利勝） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番加藤徹己議員。

○2番（加藤徹己） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問させていただきます。

町職員の笑顔と心身の健康について。

急激に変化する社会経済情勢により、新たな行政需要への対応が求められています。心身に不調を来して休んでいる職員がいます。また、職員の笑顔が少ないという声もあります。笑顔には職員の心身の健康が重要だと考えますが、現状と対応について伺います。

1、まちづくりを推進していく中で、町民の要望に適切に応えていくために、職員一人一人が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮していくことが求められていると考えます。また、町長が推進する笑顔あふれるまちづくりには、まず、職員が笑顔で接してくれることが大切で、町民が安心して暮らせることにつながると考えます。現在、さまざまな理由によって心身の不調により、やむを得ず休んでいる職員がいますが、現状と対応について伺います。

2、新年度から新たな行政課題への迅速な対応、町民への利便性の向上、業務の効率化を図るため行政組織を見直し、機構改革を実施することになっています。職員個々

の能力に応じた適正な職員配置をすることで、職員の心身の健康保持も見込まれると考えますが、見解を伺います。

3、本別町職員労働安全衛生規則に基づき設置されている、安全衛生委員会の活動は重要だと考えます。町職員の労働安全と心身の健康保持に係る活動状況について伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 加藤議員の町職員の笑顔と心身の健康についての御質問に答弁をさせていただきます。

御質問の1つ目であります、心身の不調により休んでいる職員の現状と対応についてであります、メンタル不調により長期の病気休暇を取得している職員は1名、分限休職している職員は2名おります。

メンタル不調者の対応につきましては、所属長や総務課長、総務課の職員厚生担当が窓口となって定期的に面談を行なう中で、本人の現状や意思を確認しながら主治医の診断内容に従うことを前提とし、復帰に向けた対応を本人と相談しながら進めております。

次に、2つ目の質問であります、適正な職員配置についてであります、行政改革による職員の採用抑制が行なわれた時期があり、かつ年齢構成がいびつになっている状況もありますことから限られた職員の中での配置となるため、全てがそうならない状況も生じることになりますが、適正な配置となるよう努めてまいりたいと考えております。

3つ目の質問であります、労働安全衛生委員会の活動状況についてであります、主な活動といたしましては、委員会を開催し、職場内の危険箇所や室温、照度、騒音など職場環境に関することや、超過勤務や休暇取得の状況などの労働状況について、課題点や改善点を協議したり、ストレスチェックの結果に基づいた組織診断についての考察、メンタル不調者の発生状況の確認などを行なっております。

労働安全衛生委員会は、労働安全衛生法の定めにより、職場における労働者の危険や健康障がいを防止するための基本となる対策など、安全、または衛生に関する事項を調査、審査し、事業主に対して意見を述べる機関であります。このため、労働者に対して直接的に危険や健康障がいを防止する事業は行なっておりませんが、心身不調の要因は多種多様であるため、要因となり得る職場環境や労働状況の改善については、しっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

健全な行政運営を行なうためには、それを担う職員が健康で安全に働き続けることが非常に重要と考えておりますので、今後とも職員の心身の健康保持に十分努めてまいりますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 答弁をいただきました。再質問させていただきます。

役場の中で、中堅の職員がいつの間にか退職していたり、若手の職員が退職するということもあるようです。それぞれに理由があると思いますが、これから本別町を担う年代の職員が退職してしまうということに不安を感じます。

近年は町民要望も多種多様、高度化しています。スマホなどで多くの情報や知識を得ることができますので、そのような町民への対応に苦慮することも時にはあるのではないかと考えます。

しかし、これだけの問題ではないと思いますけれども、いろいろなことを一人で抱えてしまい、心身への負担、ストレスを感じている職員もいるのではないのでしょうか。いろいろなことが重なって心身に不調を来した職員へのアプローチは大変難しいものがあると思います。今後も今の体制を取りながら、今後もさらに町長のリーダーシップを発揮して、さらなる取組、所属長だけとか担当部署だけでなく、いろいろな要素があると思いますけれども、役場全体で組織的に今後も取り組んでいくことを強化しなければならないと思いますので、考え方を伺います。

また、本町のまちづくりのキーワードに、笑顔を中心にしています。笑顔は人を引きつけ、人をつなぎ、安心させ、そして幸せにするということにつながると思います。職員が心身ともに健康で、明るく元気に笑顔で町民に接してくれることで、町民も笑顔になり、町が元気になる起爆剤になると考えます。

職員の各種研修では接遇研修も実施していると思いますけれども、研修が終わった後に、それはいかされ実践されなければなりません。朝のミーティングとか課内会議等で、町民に笑顔で接することができるよう、みんなで意識を共有し、笑顔になれるように、そして職員の笑顔を町民につなげる取組、本別町独自のそういう取組を、今後検討していく考えはないか伺います。

2点目です。

職員配置等の人事に介入するものではありませんけれども、総務省の総合的なメンタルヘルス対策に関する研究報告の中で、メンタルヘルス不調になる前の予防策の一つとして、職員の仕事に対するモチベーションを維持することが必要で、個々への職員の適性などを考慮して、配属先のミスマッチを可能な限り解消するということが必要だということで報告されています。

現在、先ほど町長の答弁にもありましたように、職員の年齢構成等、非常に偏りがありまして、現在、管内でもラスパイレスが最下位というような状況でもあります。大変人事には苦慮すると思いますけれども、できるだけ配慮が必要かと思っておりますので、見解を伺います。

3点目の安全衛生委員会の活動でございますけれども、職員の総合的な心身の健康保持に関わる大変重要なものであります。この活動を通じて、職員が守られているというような安心感を持つことができると思います。現在の活動を、さらに職員にその活動が見えるようにして、安心をさせるような取組をしていく必要があるのではない

かと思えます。

また、この心身へのメンタルの部分ですけれども、支障を来す前に取り組むことは、相談体制をしっかりと構築していく、相談しやすい体制を構築していくということが大切ではないかと思えますので、その件について再度伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの再質問について、お答えさせていただきます。

私のほうからは、1点目と3点目について答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目についてであります。最近、職員の退職については、議員おっしゃるとおり数名出ているところでございます。この退職につきましては、個人の判断、前向きな考え方で退職というのもございますので、そこにつきましては、その職場における何かでは捉えておりませんが、基本的には個人の判断によるものと捉えておりますので、これ以上についてはお答えすることができませんが、そういった前向きな形で出て行かれる、町としては、やはり若手職員、これから中堅となり得る職員が退職することについては痛手となるところではございますが、そういったところも加味しながら退職のほうは了承しているところでございます。

加藤議員おっしゃってございました笑顔の部分、当然、住民の方と接する際には極力笑顔でといいますか、しかめっ面をしないでというところになるかと思えますけれども、こちらケースバイケースになるかと思えますが、例えば住民の方の苦情がきているときに、こちら笑顔で答えるということにはならないと思えますので、ケースバイケース、その時、その場その場に合わせて適切に町民の方と接していくことが町民の信頼につながるものと考えております。

普段におけるお付き合いの中での笑顔というのは大切だと私も考えているところでございますし、職場において、下を向いてずっと仕事をしているのではなく、勤務中ではございますので、基本的には仕事をしていただくということが主になりますけれども、その中においてもいろいろなコミュニケーションを取りながら、そういったことは進めていく必要があると考えておりますし、接遇研修におきましても、基本的には丁寧な接し方ということで接遇研修のほうは受けてきているかと思えますけれども、町民との対話等についても、そういった部分、接遇研修の中でもあるやに聞いております。こちらにつきましては、研修を受けた職員から必ず復命を出していただきまして、職員がそのときに受けた感想ですとか、今後取り組まなければならない感想というものも書いていただいておりますので、そういったものを参考にしながら、この辺については取り組んでいきたいと考えているところでございます。

労働安全衛生委員会においてでございます。こちらメンタルのみならず、職員の健康保持等を含めまして重要な会議だと考えております。加藤議員おっしゃってございました、職員に見える形でのということでのお話でございましたが、こちら労働安全衛生委員会の委員の選考に当たりましては、職場の代表並びに労働者の代表というこ

とで、職員組合に加盟している職員について半数を入れているという形にしております。そういった中で、職場において相談ですとか、または労働組合においての相談というのを取り入れながらこちら運営させていただいておりますので、こういったことを今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

メンタルになる前の相談体制ということですが、当然メンタルにならないようにどうしていくかということについては、各課におきまして、職場長を中心にコミュニケーションを取っていただきながら職場の中の雰囲気改善等をしていただくというところにつきましては、課長等会議でも常に言っているところでございますが、こちら特に新人職員なのですけれども、入ってから半年ぐらいたった後に、いろいろな不安ですとか不満抱えるところもあるかということで、新人職員については入ってから半年後ぐらいをめどにカウンセリング、こころのほっと相談という形ですけれども、カウンセリングを受けていただきながら、現在の状況について話していただいているところでございますので、今後もそういったものを活用しながら、これについても取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） 私のほうから、2点目の御質問について答弁をさせていただきますと思います。

御質問にありました、人事ですとか、あるいは職員に対するメンタルヘルス対策、そしてモチベーションをどう維持していくかという部分でございますが、まず、人事に関しましては、基本的にその職員の適性、能力、そういったものを見極めながら、適材適所というのは、まず基本に考えております。ただ、組織全体としてのバランスも当然取っていかなければなりませんので、そういったものをどのように組み立てていくのかというところで苦勞と申しますか、苦悩と申しますかをしている現状でございます。

先ほど加藤議員からもありました、職員の年齢構成が今ばらついているというところで、そこが本町における大きな問題であり、そこをどういうふうに補いながら人事を行なって、そして組織運営を行っていくのかというのが大きな課題なのかなとは捉えております。

職員のモチベーションをどのように維持をしていくかという部分でございますけれども、単純に仕事の内容、仕事量、そういったものではなくて、やはり一人一人の職員が自分の仕事に対してどういった形でやりがいというものを持ってもらえるのか、そういったところも注視していかなければならないのかなと思っております。

ただ、先ほどのいろいろな課題もありますけれども、まず職員間のコミュニケーションであったりですとか、職員同士の助け合いの意識ですとか、あるいは課長、あるいは主査、そういった職員が、個々の職員どれくらい気遣い、目配りができるのかとか、

そういったものもちょっと一つ一つ丁寧に考えていきたいなと思います。

どちらにしましても、課長等会議等で今の組織の現状ですとか、そういったものはこれまでも下ろしてきましたけれども、今回の5年の4月以降の人事、固まりましたら、また課長等会議でそういったことも全体で共有をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 再質問させていただきます。

1点目のことですけれども、町民への対応で、笑顔で接するという部分ですけれども、どうしてもいろいろな行政の中で、町民の不満があつて訪れる方もいらっしゃると思いますけれども、そのときも、笑顔といつても笑つてはだめなのです。笑顔は、ほほ笑む、スマイルですね、英語で言うと。スマイルという形で、そうすれば大抵のものは解決していくのではないかと感じております。

2点目ですけれども、これについては役場の人事の中では、非常に副町長も苦慮しながら人員配置、配属等を決めていると思いますけれども、ぜひこの部分についてはいろいろな配慮をしながら、しかも町民へのサービスを第一に考えて実施していかなければならないと思います。

最後ですけれども、町長に伺います。

町職員は本別町の重要な、貴重な財産であります。役場組織はもとより、本別町全体で職員を育て、守ることで、持てる能力を最大限に発揮し、まちづくりに大いに貢献してもらいたいと考えておりますけれども、町長の考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 加藤議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の笑顔のことです。

私も、ほほ笑みとかスマイルは大変大切なことだろうと思っておりますので、この辺しっかりと職員の皆さん方にも指導、徹底をしてまいりたいと思っております。しかしながら、ここ3年間はコロナ禍によりマスクを強いられた長い年月がございます。そのような中で、窓口で町民の方と対話をするときに、やはりマスクをかけていると口元が見えないこともありまして、ちょっとむっとしているのかなという変な誤解も招きかねない、そのような状況でありましたが、昨今はマスクも個人の判断というところになりますので、今後におきましては笑顔が見える、そして相手の対話する人も顔が見える、そのような中でいろいろなやり取りができるということですので、その辺を大いに期待しているところでございます。

2点目の人事の部分でございます。

やはり人事のほうにつきましては、先ほど村本副町長の答弁のとおり、今、職員構成は年代的、それから職種別によってもかなり格差があるといえますか、要は同じ年



代層の中に職員が多かったり少なかったり、特に我が町の職員構成は、30代の職員が極めて少ないというところが大きな課題でございます。通常、30代の職員はまちづくりの中心的な役割を担っていただいているという部分もございますので、そういった部分のところが、今、職員が少ないというところでございます。社会人枠で採用するという方法もありますし、様々な今、方法、方策を検討しているところでございますが、もう1点、裏を返せば20代の若い職員であっても、今の職員は能力が長けておりますので、30代の業務をこなせると、そういった職員が、今、大勢おりますので、そういったところもしっかりと期待するとともに、人材の育成に努めてまいりたい、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、職員構成はいびつな状況でございますが、これもしっかりと年齢の高い職員、そして若年層の職員等々の中での情報共有をしながら、しっかりと町政を推進していきたいと、そう思っておりますので、御理解を賜りたいなと思っております。

3点目の職員は重要な財産だということでございますので、今、申し上げたのも重複になりますが、私も加藤議員と同じ意見を持っておりますので、その辺をしっかりと推進してまいりたい、そう考えているところでございますし、また、町民の皆さんから何か御意見等があれば、私どもに寄せていただければ、しっかりと改善をしてまいりたい、そう考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○2番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） 4番水谷令子議員。

○4番（水谷令子） 議長のお許しをいただきましたので、通告している1問について、一問一答細目方式で行ないます。

通学時の安全確保と緊急時の対応について。

子どもたちが安全に通学するために、冬道の除雪や下校時の街灯の明るさは、防犯の面でも重要と考えます。

また、昨年10月4日の登校時に、北朝鮮から弾道ミサイルが発射されました。このことから、通学時の安全対策について、以下のことを伺います。

明細。

1、1月と2月の除雪において、登校時の本別大橋からの通学路の除雪や、下校時の体育館までの除雪が不十分でした。また、交差点に大きな雪山ができていて見通しが悪く、子どもたちは危険な状況です。除雪体制を再構築する必要があると考えますが、見解を伺います。

2、銀河通りから本別大橋の通学路の街灯が暗く、町の管轄外だったとしても、子どもたちの安全確保のためにも、高校生の下校時間の19時ごろまで、少しでも明るくすることが必要であると考えますが、見解を伺います。

3、昨年10月4日、登校時に北朝鮮のミサイル発射により、Jアラート、全国瞬時警報システムで避難が呼びかけられました。数名の子どもたちが登校していたことから、登下校時における緊急対応マニュアルなどを作成し、子どもへの行動に結びつける必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 水谷議員の通学時の安全確保と緊急時の対応について答弁をさせていただきます。

1点目の質問でございますが、登校時の本別大橋からの通学路の除雪や、下校時の体育館までの除雪につきましては、この区間に限らず、道路における車道や歩道の除雪は10センチメートル以上の積雪を基本としているところでございます。

特に、通学路指定路線の歩道につきましては、子どもたちに安全な通学をしていただくため、通学時間までに最優先で除雪作業を行ない、歩道の除雪は小型除雪機や人力による手押し式除雪機で、極力きれいにするよう努めているところであります。

しかし、降雪時間帯の状況によりましては、通学時間までに歩道の除雪が間に合わないこともありますので、御理解いただきたいと思えます。

また、交差点の大きな雪山につきましては、通学路の交差点での雪山の状況に合わせて、危険と判断した際には、国道、道道部分であれば排雪作業の依頼をさせていただきながら対応してきているところであります。

今後の除雪体制につきましては、引き続き各関係機関と連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、議員御質問のとおり、銀河通りから本別大橋にかけての街灯につきましては北海道の所管でございまして、東日本大震災以降は間引き点灯がなされている状況であります。ただ、銀河通りの街灯のうち、歩道側は本町が管理をしております、防犯交通安全の観点から、全て点灯しております。

本町といたしましても、銀河通りから本別大橋の街灯につきましては、かねてからの議員の御指摘のとおり、照度が不足していることは認識しており、北海道には全ての街灯の点灯を要請していたところでありますが、このたび、銀河通りの街灯の車道側がLED化され、省エネ化も進んだことから、再度の申入れを行なった際、今後は消灯している銀河通り街路灯のLED化も含め、街灯の点灯を検討していただけるとのお返事をいただきましたので、引き続き北海道と協議をしてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、教育長から御答弁をさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 水谷議員の3点目のJアラートが発令された際の対応についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、文部科学省が策定した、学校における危機管理マニュアル策定の

手引き及び北海道教育委員会が策定した、学校における危機管理の手引きに基づき、弾道ミサイルが発射され、緊急事態が生じた際のマニュアルとなります。弾道ミサイル飛来に伴う安全確保についてを本別町教育委員会が作成し、学校及び関係機関に周知し、児童生徒の安全確保を図っているところであります。

このマニュアルでは、ミサイル発射に伴うJアラートが発令された際の対応として、徒歩で登下校中の場合は、近くの丈夫な建物への避難。適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。スクールバス通学の場合は、運行中のスクールバスは速やかに安全な場所に停車し、乗車中の児童生徒は運転手の指示に従う。スクールバスの停留所に向かっている児童生徒及び停留所にいる児童生徒は、安全な場所を見つけて身を隠し、地面に伏せて頭部を守るとしておるところでございます。

昨年の10月4日のミサイル発射後におきましては、改めてJアラート発令後の対応について、児童生徒には学活等の時間で指導し、保護者に対しては学校だより等で周知をしているところであります。

今後については、毎年、年度当初に保護者やスクールバス運行事業者等の関係機関に、弾道ミサイルの発射に伴うJアラート発令時の対応について周知するとともに、学校においては、避難訓練等に合わせてJアラート発令時の対応についての訓練を行なうなどし、登下校中の時間だけではなく、学校管理下での活動中についても、緊急事態への対応について万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 1つ目ですが、本別大橋から学校までの通学路の除雪において、今年度、除雪は12月、1月、2月とあったわけですけれども、1月と2月の除雪がほぼ行なわれていなく、子どもたちが積雪の中を登校していたのです。それで、除雪をするドライバーが変わると、きちんと順序が、通学路を除雪するということが、きちんと伝わっていないのかなと感じたものです。

除雪に関しては、先ほど町長がおっしゃったように、10センチメートルの積雪、そして道路を優先であるということを知っています。国道は管轄が帯広開発建設部、道道が帯広建設管理部ということも伺っており、本別町の業者6社に委託しているということも伺っております。このように、業者がやはり委託されるときに、ちゃんと継続されて登校時前に除雪をするという申し送りがされていたのかということ疑問に思ったわけです。

また、下校時の体育館までは、少年団活動や部活で子どもたちがよく通ります。歩道の幅を広げている道路において、除雪がされていないものですから、狭くなった車道を通らなければならないという状態が続いていました。このことにおいて、やはり子どもたちは危険にさらされていると思います。

また、交差点の道路脇の雪山なのですけれども、大変雪山が、最初の12月に降っ

た降雪が、湿っていて重たかったのです。それで、2回目の雪山、1月に降った雪山にさらに雪が重なり、雪山が大変大きくなりました。その後に除雪をしたのが遅かったわけです。通りかかった方からも、子どもたちがふざけて雪山に登っているよというようなお話も伺いました。

札幌市では、除雪の排雪作業と運搬排雪を、それぞれに前倒しをすることで強化策を講じたという新聞内容がありました。本別でも、積雪が10センチメートルで除雪という、基本的なことは認識していますけれども、12月のように湿った重たい雪の場合は、雪山を一部残す切り込み排雪と、雪山を全て排雪する雪山排雪というのがあると思うのですけれども、この雪山排雪に変更して、排雪作業と運搬排雪の前倒しをするなど、強化策を講じるべきではないかと考えます。

また、先ほども言うておりますが、除雪者が変わるによって除去の方法が変わるという点をなくす点においても、技術研修の開催などを効率アップを図るために必要ではないかと考えますけれども、お考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の学校までといいましょうか、通学路での除雪の関係でございますが、12月、1月、2月と、これまで3回してきている中で、その中で今お話ございました、1月2回、除雪が十分にされていないという部分、お話を伺いました。多分、通学路については、今、議員おっしゃられている部分につきましては、銀河通りのところを中心としまして、本別大橋を渡りまして学校まで行くというルートだと思います。この分については、ドライバーが変わるといお話も今いただきましたけれども、道道の銀河通りの前のところにつきましては、北海道のほうで管轄している部分でございますので、ドライバーという部分も委託されておりますので、その会社の中で多分決めて、運転手のほうはやられていると考えておりますけれども、これらについては、今、議員がお話をいただいた、除雪がされていないという連絡が、町民の方から役場のほうに入った際には、建設課を中心としまして、これ足寄の出張所のほうになりますけれども、随時連絡をさせていただいて、対応させていただいているところでございます。

それと、その中で、雪山というお話ございました。これも道道であれば今の銀河線通り、各交差点でございますけれども、そのはじはじにどうしても置かれているのは事実でございます。それで今までも幾度か町民の方から、交差点渡る際に、横断歩道の上に雪があるよということで、よけてほしいといお話もいただいて、北海道のほうに連絡をさせていただき、それも随時、伝えた中で対応させていただいております。

どうしても道のほうも、私、町のほうも、時間に間に合うようにということで進めているところでございますけれども、基本的には積雪の先ほどお話ありましたけれども、特に1回目の雪に関しましては、かなり重たい雪ということもございました。それによっての時間が多少遅れるということもございますので、そういうこともあった

かと思いますが、できるだけ通学生の方、登校するまでにきちんと安全に通学していただくために、きちんとした形で取り組んでいきたいと思っております。

あともう1点、3点目ですが、排雪という部分でございました。これは、町道も含めてですけれども、除雪をした中で、すぐにまたそれをよけて、またそれをすぐに排雪という時間的なものというのは、なかなか取れない部分もございます。その中で、雪山ですね、これが置いたところについては、ある程度支障が、電話、先ほど町民のほうからあった場合には、当然、随時対応している部分でございますが、ほかの部分で、もし仮置きといたしまししょうか、置いている部分については、ある程度時間をいただいた中で順番に、町内も含めて市街地、順次取り組んでいるところでございますので、いずれにしても雪山、大変あつては危険だとは認識しているところでございますので、支障のないように、引き続きそれらの排雪作業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

水谷令子議員。

○4番（水谷令子） 再質問させていただきます。

先ほど、答弁の漏れがありましたので、お聞きいたします。

先ほど、雪山の道路歩道に関しての除雪排雪につきまして、連絡があれば速やかに行なうという旨の答弁がありました。ただ、明らかに雪山も大きく、子どもの危険だけではなく、ドライバーの方も本当に恐る恐る、道路の3分の1ぐらいまで出ながら確認している状態が起きていたわけです。関係機関と話し合いながらこの除雪の方法、先ほども言いましたように、例えば全ての排雪を、雪山を排雪、一回一回するのは無理であれば、1回目の雪山を排雪するとか、状況に応じて臨機応変に対応できるということとはできないのかどうかお聞きします。

また、除雪車の方の技術の研修の開催などは、効率アップを図るものと思っておりますので必要ではないかと思っております。

また、業者において、この重機を担う担い手の方の確保ができていないのかどうかもお聞きしたいと思います。なかなか難しいのであれば、例えば町としては資格取得のために一部の補助金を出して担い手を育成するとか、そういう考えはありになるのかどうかお聞きします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただ今の御質問に、お答えさせていただきます。

先ほど答弁漏れということで、雪山の排雪の部分でございます。今、議員からお話をいただきました、連絡がこなければということで、その分につきましては、こちらとしても改めて、もしそういう状況が分かった場合には、これはあくまでも町は、当然ながら北海道の道路の部分、今お話しさせていただいておりますけれども、そういうところが逆に気づけば、当然原課の建設水道課のほうからも北海道のほうに連絡をさせていただいて、先ほど言ったように、危険だという状況をきちんと話をさせていただき、引き続き連携を取って、そのような対応をしてみたいと思っています。

あと2点目、除雪車を運転する個人の方のレベルアップといたしましょうか、技術の関係でございますけれども、当然、町でいえば現在うちの直営で運転手、それぞれ運転技術員として、もう長くやっておられますのでベテランのほうが多いのですけれども、ほか、委託に関しては町内の業者の方、専門の方にさせていただいておりますので、その辺は運転の技術というのは当然、業者の方ですので問題ないのかなと、一生懸命やっただいておりますので、その辺は安心していただいております。

これからも町の職員の部分については同じメンバー、同じ技術員の方が長くやっていますが、もし路線も含めて変わるようなことがあれば、それはお互いに技術の部分、個人個人違うとは思いますが、きちんと引き続きできるようにといたしましょうか、レベルアップできるように努めてまいりたいと思っております。

あともう一点、今後の担い手だとか運転技術員の確保についての部分でございますが、当然、運転技術員というのはすぐに、若くてもなかなかできないという部分ございまして、なかなか確保するのが難しいという状況でございます。

また、町の職員の運転手という部分では、高齢になってきまして、これから少なくなってくる、職員の人数ですね、少なくなってくる部分はございますが、担い手といたしましょうか、少しでも、これからはそういう部分が、運転手の数として少なく、必要と判断があったときには、順次それはその都度考えていきたいと思っております。現時点では、今の職員で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） もう1点、委託の方の検証していくという点ではどのようにお考えになっているかお聞きいたします。例えば、学校の通学路の部分は通学前に行なうようなことをできるだけすとか、そういうような検証をしていくという点ではどういうふうに考えているかお聞きします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 質問にお答えさせていただきます。

特に、議員のほうからお話しいただいております通学路の関係については、非常に大事な部分と考えてございます。当然、遅れはあってはなりませんので、現時点での除雪の順位としては最優先ということで、通学路については一番最初に開けるとい

形で進めておりますので、できるだけ遅れないような形でやっていきたいと思っておりますし、先ほどの銀河線の前の道道の部分についての関係については、今お聞きした内容を北海道のほうにも、またお話こちらからもさせていただいた中で、先ほどもお話させていただきましたが、町または道、国も含めて連携しながらということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に対して、補足の答弁をさせていただきます。

まず、国道、道道、町道、それぞれ道路ありますが、それぞれの所管するところにおいて、しっかりと除雪及び排雪をしているという状況でございますので、その辺は御理解を賜りたいなと思っております。

また、本町の除雪及び排雪につきましては、他の自治体と比較いたしましても、何から見劣りするものではないと、私はそう捉えているところでございます。このことは、もちろん町の担当職員、そして委託業者の日頃の技術の研さん、それから努力の賜物と思っておりますので、その辺も合わせて御理解をいただきたいなと思っております。

委託業者の担い手等々の部分につきましては、これは除雪等に限らず、さまざまな分野で担い手不足が出てきておりますので、これは総合的なことで町の支援を今後検討してまいりたいと、そう考えておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 2点目に移ります。

先ほどの答弁において、銀河通りの街灯においては道には要請に応じていただき、LED化され、街灯の点灯がされる予定であるという答弁をいただきました。

また、大橋においては、片側が本別町で行なっており、全灯であること、また、片面が道の管轄であることから、1つの街灯しかついておりません。このことにおいても、道に要請していただくという答弁をいただきました。

また、大橋から通学路、各学校に行く通学路においても、街灯が暗い面があります。特に、高校生は6時半過ぎ、7時ぐらいに学校を出て帰宅するものですから、女の子の帰路においては、大変防犯の面でも不安な面があります。このことにおいても、街灯の強化が必要ではないかと思っております。このことにおいて、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをいたします。

まず、ちょっと整理をしておきたいのですけれども、管理関係です。銀河通りの街灯の車道側、それは北海道の所管でございます。歩道側、それは本別町が管理をしております。本別大橋の街灯につきましては、これはいずれも北海道の管轄でございます。

銀河通りにつきまして、お約束をいただいたのではなくて、今後LED化をして、今点灯しているほかの部分、それを今後、大橋の街灯も含めて、前向きに協議をしていただけるというようなお返事をいただいたところでございます。

学校周辺につきましても、併せて要請をしているところでございまして、そちらのほうも含めまして、今後、併せて銀河通り、それから本別大橋、それから学校周辺の街灯全てについて、今後協議をしていく中で、道のほうも検討していただけるというお答えを頂いたところです。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 次に、3問目にいきます。

ここ数年、緊急事態を考えられる自然災害などのほかに、北朝鮮からのミサイル発射が度々行なわれています。

昨年10月4日、ミサイルが日本の上空を通過するといったことがあり、Jアラートで呼びかけに大変驚いたところです。先ほどの答弁においても、危機管理による手引きにより、しっかり子どもたちに把握していただく、また学活など、また避難訓練に合わせても、そのような訓練を行なうという答弁をいただきました。

その10月4日の件で、数名の子どもたちが登校していたわけですが、連絡網というのは、全員にきちんとされていたのかどうかを伺います。

また、子どもたちはこの件に関して、大きな建物とか、そういうところに避難するということですが、子どもたちはきちんと把握ができているのかという点を伺います。

臨時的に行なわれる救急な場合、子どもたちに限らず、自ら自分の命を守るという行動を取れる子どもを育成していくということ、学校各関係目指していると思いますが、町は常に変化していますし、新しい建物ができたり、道路状況が変わったりするので、ハザードマップを基に確認することが大事であると思います。避難ルートを歩いてみて、家族で散歩がてら歩いてみるというようなことは有効ではないかと思えます。このことを、やはり各家庭に呼びかけていくという、周知してもらおうということが必要だと考えます。

また、避難に際して、自分で考えるという点では、集団ゲームとか防災ゲームなどを活用するということが、大変有効であるということも伺っていますので、そういうことを行なう予定はあるのか。一人一人が普段から、身近で起こりうる災害に備えることが大事だと考えていますので、このような考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 水谷議員の質問にお答えしたいと思います。

当日の連絡の状況になりますが、こちらJアラートが発令されまして、その後、各学校よりメールでの連絡網というのがありまして、こちらについては学校から一斉に、



各御家庭に一斉にメール流すようなシステムになっていまして、そちらのメールを使いまして、まずJアラート発令された時点については、まだ登校していない児童生徒の方は自宅で待機をしてくださいというようなメールを流しております。ただ、こちらのメールなのですが、実際のところJアラートが、7時27分に1回目のJアラートで、北朝鮮からミサイルが発射されました。その後、7時42分には、もう北海道の上を通過したというようなメールがJアラートで流れましたので、一部の学校では自宅で待機してくださいというメールが間に合っていないところもあります。

次に、北海道の上空ですか、日本の上空通過して、安全が確認できましたので、その安全確認した後に、また各学校より、安全が確認できましたので通常どおり登校してくださいといったメールを一斉に流しております。

次に、子どもたちの理解の状況というところになるかと思いますが、こちらについては、その当日については、子どもたち全てが、Jアラートが鳴った場合の対応について理解できているような状況ではなかったと思います。今回、改めて学活等で、Jアラートが鳴ったときの対応について指導するとともに、各家庭のほうには学級日より、あとメール、それとリーフレット等を配る等して再周知させていただいたところでございます。

あと防災ゲームとかそういうものを使った学習という部分になるかと思いますが、こちら各学校において防災カルタ、これが、読み札が防災に関わるような読み札であったり、あと避難所ゲームですか、これが、仮に避難所設営するときはどういった問題が出てくるのかとか、そういったものをゲームにしたものになります。そういうものを活用したりとか、勇足小学校辺りでは、実際に防災マップですか、勇足の町の中の防災マップを作ったりとかして、学習のほうを取り組んでおります。

以上となります。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） すみません、答弁漏れの点で、家庭において、子どもたちが避難する場所、例えば散歩しながら通学路の確認だとかをしていくということを家庭に周知してもらおうという点、この点と、それから、防災に緊急時において、自らという点もありますけれども、地域の方の力を借りるということも行なうべきだと思います。この点で、地域のボランティア活動で行なっている子ども110番の家の存在も大きいのかなと思いますが、この点を協力していただくという考えはあるのかどうか伺いたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） まず、家庭においても防災の関係になりますが、もちろんこういった地震もそうですし、ミサイルもそうですが、そういったものは決して学校で活動しているときだけ起きるものではないと思います。もちろん学校管理下でおいだ部分については、こういったマニュアル等をつくって対応しておりますが、それ以

外の部分については、水谷議員のおっしゃるとおり、地域の方の力等をお借りしながら、防災なり避難の協力を得ながら進めてまいりたいと思っております。

あと子ども110番の家の関係になりますが、今回のマニュアルのほうでも、まずミサイルが発射されてJアラートが発令されたときには、まずは丈夫な建物に避難してくださいとなっていますが、必ずしも近くに丈夫な建物があるとは限りませんので、そういった場合、子ども110番の家のほうに避難させていただくのも、安全を守るためには有効な手段かと考えております。

今後、関係機関と子ども110番の家の方とも協議させていただいて、もしそういったミサイルが発射された場合などについては、110番の家のほうにも避難できるように協力のほうをお願いと、あと協議のほうしていきたいと思っておりますので、そのように考えております。

以上です。

○4番（水谷令子） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） それでは、議長のほうからお許しをいただいたのですが、2問目の若い人の就業促進で人口減対策をの質問については、この場での質問を保留し、1問目の農業新技術新作物の研究の推進をについて質問をいたしたいと思っております。

それでは、農業新技術新作物の研究の推進をということで伺ってまいります。

肥料等の高騰で、農業は本年の営農計画段階から苦慮しています。国、道としても、一定の支援を打ち出しましたが、経費の増加は免れません。町としても、収入増につながる新技術や新作物の研究など、関係機関とともに進める必要があると考えますが、見解を伺います。

要旨の明細ですが、肥料費は高騰率が全国で、これは秋の肥料、春の肥料、通年の肥料ということで、約1.4倍とされました。3月7日と書いてありますが、3月3日の農水の農産局長の通知です。また、北海道内は1.8倍とされております。このことから、各農家においては、本年の営農計画策定には大変苦慮したものと思われれます。これに対し、国、道の対策、さらに町の独自対策が行なわれたところです。しかし、農家の肥料費負担の増は免れません。

これまで、町としても新技術、新作物の研究や緑肥の助成事業、土壌分析などの取組を進めてきています。肥料高騰については、関係機関と対応を協議していくとのことですが、今後も必要な支援策、新技術や新作物の研究など、町としても関係機関と協力し、一層進めるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員からの農業新技術、新作物の研究の推進をについての御質問について、答弁申し上げます。

肥料等の高騰に対しましては、非常に厳しい状況であると認識しているところであ

りまして、国、道の支援、さらには町の独自支援で営農資材高騰特別対策臨時特別支援事業を行なったところであります。今後も、国、道、関係団体の情報を注視してまいりたいと考えております。

また、新技術につきましては、農業関連団体等から農業者の皆様に情報提供されるものと認識しておりますが、各関係団体からの情報をこれまでどおり収集してまいりたいと思っております。

新作物につきましては、北海道の研究機関等から情報収集を行ない、本別町営農指導対策協議会等にて共有してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 営農計画がやっと終わったのですけれども、町長もお聞きかと思いますが、こんなことにならないなというような数字を入れざるを得ない、例えば、私は畑作ですけれども、豆がこんなに取れるのかなというような数字が入ったりもしています、正直言って。ただ、計画段階ですから、当然それを目標にやるという前提で計画を立ててきたわけですから、これまでの本別の畑作農家の歴史からいえば、今の肥料の体系、農薬もそうですけれども、一定の技術として確立しているとか、例えば量的なものです、そういうのが確立している中で、経費として肥料費が入ってくるわけです。ですから、農家それぞれ苦勞をして、営農計画も立てているところなのですが、いかんせん、この経費のウエイトを占める肥料費については、農家個々では土作りや何かも当然やってきての前提の話ですから、これ以上厳しいなというのが率直な現場の声です。ですから、町として国の施策を受けて、一定、町独自の対策もしたのですけれども、これはちょっと、金額は別としても継続的な支援が必要ではないかなと正直思います。その辺について、町として今後について、どのように今考えているのかなというのを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町独自といたしましても支援させていただきました。今現在ですが、申請確認後2月中旬ぐらいに支給をしたところでございますが、営農支援の定額補助1戸5万円につきましては249件、1,245万円、営農面積加算につきましては、こちらヘクタール1,000円という単価でございますが、1万184.59ヘクタール、金額にいたしまして1,018万4,590円、家畜の飼養頭数に応じて支援してまいりました、一頭当たり350円の部分でございますが、こちらにつきましては1万8,212頭、金額で637万4,200円となっております。

国、道等の支援につきましても、それぞれ行なわれているところでございますが、国の支援につきましては、若干まだ取りまとめ中ということもありますので、その辺

の金額等、件数等については把握できていないところでございます。

さらなる支援につきましてですが、先ほど町長のほうからもありましたとおり、今後も国、道、近隣の町村等も含めまして情報収集していきながら、今後の対応を考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 町として、これから取り組んでいただきたいと私が考えているのは、やはり営体協を中心とした技術の新たな提案とか取組とかを進めてほしい、研究を進めてほしいということです。お金の面については、今、課長のほうからもありましたとおり、町としてのできる限りを今やられたのかなと思っているところです。

ただ、各農家においては、恐らく営農計画何とか切り抜けたのかなという状況だと思うのですが、実際にそのようにいくかというのはまた別問題ですね、先ほど申し上げたとおり。ですから、今までも営農対策協議会を中心に、新しい技術とか対応について研究されてきて、それを農家にまたフィードバックされてきたというのは認識しているつもりですけれども、ここにきてなおさら、町としてやれるところはこの部分が非常に大きいのではないかと。新技術の研究や、それについての提案、それから農家への対応というか、そういうものを今まで以上に強めていかないと、なかなか大変な状況なのではないかなと思います。

この時期は、今年の営農をどうするかということ、農家の皆さんが今、課題というか、しているところです。その年齢で辞めちゃうのという方も出てきています。それは非常に私としてもショッキングなのですけれども、そういう情勢なのだということ、やはり受け止めざるを得ない、そういう点では、町としてのできる部分は、やはり技術とか営農への計画への支援とか、そういうような部分なのかなと思っているものですから、今までも十分やられているとは思っておりますけれども、ここに書かれている、より一層その部分を強める、そういう体制も含めてつくっていかないと駄目ではないかなと、そういうことをぜひ町が進めるべきではないかなと思うのですが、再度伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

阿保議員おっしゃるとおり、新作物につきましては、私どもも輪作体系を考える上で、非常に重要な部分だと考えているところでございます。ただ、農作物を生産される農業者の皆様、この作物を作りたいという声もいただかないと、なかなか行政独自では進められない部分もございます。その辺は御理解いただきたいと思っております。

新作物ではないのですが、今回の令和5年度新年度予算におきまして、町と農協で打合せさせていただきまして、てん菜が転作作物という形になってしまいましたので、

その面積を大豆なり芋なり、そういうところに今後作付が変わっていくだろうというところも推察されますので、その部分で、新年度予算で、バレイショの種子を生産している農家に対しまして奨励金を考えているところでございます。バレイショにつきましては、やはり議員おっしゃるとおり、労働力、機械等も大型化して、いろいろな部分で機械の経費等が高くなってくると思います。そのような中で、町といたしましては、いろいろな情報を収集して、補助事業等を活用できるように情報収集して、農業者の皆様にも今後いろいろな情報を提供してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 町としては、例えばふるさと納税の返礼品の中に、本町の農産物を入れて送るということも取り組んできたのですけれども、そういうことをさらに強化していく、あるいは役場内にもそういうチームをつくっていくというようなことがあったらいいのではないかと考えているところです。

大きな経営の中での1部門ではあるのですけれども、例えばふるさと納税でいえば、全国に本町を知ってもらう方がいらっしゃるわけで、そういうところに、今まで以上に本町の農産物を広めていくような、そういう体制とか、姿勢とか、取組というのが手段の一つではないかなと思うのですけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

今、ふるさと納税のお話がありました。ふるさと納税につきましては、本町といたしましても、生豆、それからアスパラガス、トウモロコシなど、返礼品として提供しているわけでありまして、かなり好評を得ているところでございます。今後も引き続きPRに努めてまいりたいと考えているところでもございます。

また、営農の部分につきましては、畑作に限らず、昨日、酪農改良同志会の定期総会にも出席させていただきました。今、畑作もそうではありますが、酪農業界は大変な厳しい状況にあるというお話も受けてございます。農業全般もそうではありますが、コロナ禍によりまして、町の中を見ても、商工業等々、全ての事業所において大変厳しい状況にあるわけでございます。これらを総合的に、どのように支援したらいいのか、そういった幅広なところを検討してまいりたい、そう考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いするものでございます。

また、酪農、営農のほうにつきましては、営体協というよりは、私はやはり農家の集合団体でありますJAほんべつ、そして普及所等々の協力を得ながら、しっかりと営農計画を立てていただく、それが一番であろうと改めてございまして、そちらとも連携をさらに強化しながら進めてまいりたい、そう考えておりますので、申し添えて答弁とさせていただきます。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） それでは、冒頭、去る3月11日に、東日本大震災の発生により12年が経過をいたしました。被害に遭われた方、御家族、また今なお困難な状況を強いられている皆様に心より哀悼の誠を捧げ、また、お見舞いを申し上げます。

これを一つのよすがとし、この本別町に大規模な災害があった際、皆様御自身はどのように行動をなされるのか、そして町は皆さんの命と暮らしを守っていただけるのか、ここで今一度考え、今後の備えについて考える機会としていただければ幸いです。

また、春の息吹が感じられる今日この頃ではございますが、朝晩いまだ冷え込む中、傍聴にお越しをいただきました皆様に、また、御多忙の折に町政に関心を寄せていただき、議会中継を御覧いただいている皆様に、心よりの御礼を申し上げます。

それでは、通告済み2問中、うち1問、冬期の役場駐車場等の管理と高齢者への配慮については、後刻再開後のナイター議会にて質問を行なうため、この場での質問を留保いたします。

1問目でございます。

町国保病院における医師の診断や接遇等の医療サービスについて行ないます。

なお、本質問においては、取り上げる具体的事例について、公の場で言及しても構わない、問題提起をしてほしいとの御了解や御意向の下、執り行ないます。

また、この場において、特定の医師や看護師等に対し、処分等を求める趣旨ではないことを申し添えて行ないます。

それでは、通告文の読み上げを行ないます。

質問要旨。

町国保病院の経営運営につき、収支改善が急務であることはもとより、医師による診断や、看護師等の接遇に対する苦情や疑義を呈する声が寄せられているが、事実と所信をたず。

明細。

1番項。近年、患者やその御家族等より、町や病院へ寄せられた苦情、要望、疑義の類につき、医療サービスの向上を図ることからも、速やかなる適切な対応と、必要に応じ、周知や情報共有等を行なうことが肝要であるが、これまでに行なった具体的対応や改善内容を問う。

2番項。3月7日開会の本定例会において、令和5年度の町政執行方針が披瀝された。うち病院事業については、民間の経営コンサルタントの活用により、今後の診療圏域の状況に応じた運営体制や収益確保策の検討を進め、公立病院経営強化プランに適切に反映するとされたが、これまでに策定された病院新改革プランは、初年度からその計画遂行につまずきを生じ、毎年一般会計から多額の繰出金等で赤字補填を繰り返

返してきた。これまでの改革プランが計画どおり遂行されることがないにも関わらず、新たに策定されたプランを適切かつ確実に遂行していく今後の体制について、見解とその具体的方法について問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の御質問ありました、町国保病院における医師の診断や接遇等の医療サービスについて、御答弁申し上げます。

1点目の患者御家族様からの苦情等の対応についてであります。病院では患者様等からの御意見の聴取方法といたしましては、代表的なものとして、1階外来に2か所、2階病棟に1か所の患者様の声の投書箱を設置し、毎日確認を行なっているところであります。

投書があった場合は、内容に応じて関係部署に伝え、事実確認と対応策の検討を行なった後、患者様の声処理結果等のお知らせとして、対応内容の掲示を行なっております。

また、昨年8月から本年2月にかけて、入院患者様に対し、退院時に職員の対応や院内環境等に関するアンケート用紙を配布し、回答を郵送でいただいたところであります。

アンケートにおきましては、職員の対応等について好意的な回答が多く寄せられておりましたが、幾つかは厳しい御指摘もあり、集計結果については院内会議において、全部門で改善点も含め共有しているところです。

その他、地域連携室での相談受付におきましても、患者御家族様から御意見をいただいたり、健康長寿のまちづくり会議等の会議の場におきましても、お褒めのお言葉や苦言等伺うこともあり、それらにつきましては、内容に応じて関係部署、または全体で共有し、事実関係の確認、対応、改善すべき点については取り組んできたところでもあります。

アンケートでの好意的な回答やお褒めのお言葉よりも、厳しい御意見、苦言にこそ意義があるものと考えておりますので、今後も職員全員で共有し、改善に向けた取組を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

2点目の令和5年度策定予定の経営強化プランの実施体制についてであります。令和4年度に実施しております経営強化プラン策定支援業務では、これまで委託業者により、人口推計など、病院のおかれている外的環境、現在の稼働状況や診療報酬算定の内的状況の分析を行ない、今まで算定のなかった診療報酬の加算や、指導料の算定といった、収益確保の取組について御指摘をいただいたところであり、それらの指摘された点につきましては、今後、算定していくための体制づくりについて取組を始めたところでもあります。

また、同時並行で行なっております、特別養護老人ホームの在り方の検討におきましても、病院も含めた、本町における入所、入院用病床数についての検討も進めてお

り、経営強化プランには、これらの取組や内容を盛り込んだ上で策定していくこととなります。

新たな加算、指導料等の算定は、現在の算定している入院基本料等の診療報酬が引き続き算定できることが前提であり、そのためには少なくとも現在の人員数が確保される必要があります。今後、数年間は定年等による退職者がおりますが、安定的な病院運営を進めていくためにも、医師はもとより、看護師技師等の医療関係機関の確保に引き続き取り組んでまいり所存であります。

以上、答弁といたします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、まず1番項について再質問を行ないます。

私自身、実はこれまでに、延べ2桁の御相談等を受けてきました。病院の医師や看護師等の診断や医療サービス等についてということでございます。また、相談を受けたもの以外においても、事例等を見聞きしたというものもございます。

私自身は本別町に転居してまいったいわゆる移住者、よそ者議員でございます。この本別町というものにしがらみというものがございせんから、相談者の御意向等があれば、はばかることなくこうして議会や公の場で課題として取り上げることができるといふ、このような政治姿勢を持ち合わせております。しかるに、御相談等を賜った際に、狭い町、小さな町ですからと、こうした苦情や要望等の声を上げると個人の特定がされて生活がしにくくなるのではないかと、以後、病院への通院や入院等がしづらくなるのではないかと、また、入院中、通院中の家族がいると待遇等が悪くなり、何か仕打ちを受けたりするようなことがあるのではないかと、このような恐れや懸念を持つ方というのも少なくありません。

その中でも、町の病院はこのままではいけない、別の患者や御家族が同じような思いをしてほしくはないのだ、病院が変わるきっかけになってほしい、こうした切実な思いを持たれている方々が少なからずいらっしゃる、これは議員としての政治活動の中で感じ取ったところでございます。

1番項について御答弁をいただきました。厳しい声等を共有してまいったというところの御答弁をいただいたところでございますが、私がお伺いしたいのは、具体的対応や改善内容を問うているのでございまして、具体的にどのような厳しい声に対して、どのようにそれを共有検討して、それが今どう変わったのかということについてお伺いしてございます。答弁漏れと認識してございますので、改めてお伺いをいたすところでございます。

近年、また令和4年度に限ってもよろしいですが、町や、これは町長のもとも含めてということでございます。町や病院に相談や苦情があった、もしくはそれらについて相談等はなかったが、これらを問わず、町国保病院を受診後、他の病院を受診すると、脳梗塞や肺炎などで緊急入院を余儀なくされた、こうした事例等が散見されると



ころでございますが、このような事情について把握されていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

2番項についてでございます。これまで策定された病院の新改革プランでございます。こちらにおいても、外部コンサル等の助言もいただきながら、こちら千万単位の税金を支出してきたと認識しているところでございますが、こうした方々の助言等もこれまでいただいてきたところでございます。そうして策定されてきた病院の新改革プランでございますが、収支や運営計画ともに想定どおり進んだという実績があったのか否かでございます。3月7日の定例会、一般会計ないしは病院特別会計の補正予算提案の質疑においても、松本病院事務長に対して私が質疑したところ、これまで知る限りで十数年間、補正予算等などを組まず病院経営、運営ができたことはない、こうした趣旨の御答弁があったところでございます。つまりは、この十数年間、計画どおりに進んだ年は一度もないと、このような認識でございますが、こちらについて、改めて事実なのかという点についてお伺いをいたします。

また、この改革プランでございます。私がお伺いしたいのは、幾らいいものをこしらえても、それを的確に、適切に運用できるかどうかということでございます。これまでつくられた病院改革プラン、第2期のもも含めてでございますけれども、これまでも繰り返し述べてきたとおり、直近のものであれば平成30年に策定されたものでございますが、こちら初年度からつまずきを生じて、一度も計画どおりに進んだことはない、これも私このように認識してございますが、これらについても事実の確認等をいたしたく、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

まず1点目の相談苦情等の具体的内容と対応という部分につきまして、お答えさせていただきます。

患者様の声、1回目の答弁で、患者様の声で意見をお伺いしているというようにお答えさせていただきましたが、直近令和4年度における意見箱の状況ですけれども、トータル、今日までのところで7件あったというところではあります。

その中におきましては、お褒めの言葉としまして、入院中の食事はおいしかった、これは私もかつて入院したときにとってもおいしくいただきましたので、これはうちの病院で自慢できるところなのかなとは思いますが、すいません、余談ですけれども、その他には病院内に配置してある観葉植物が汚れているですとか、2階病棟に患者様自身が使える洗濯室があるのですけれども、乾燥機、高い位置にありますので踏み台を置いてくださいと、そういったような御意見、あるいは清掃の職員がちょっと態度がいかげなものかというような御意見も伺っているところです。それら代表的な御意見がございましたけれども、先ほど申し上げました観葉植物につきましては、そういった御指摘ございましたので掃除するとともに、必要のないものには撤去をし

たというような対応もしておりますし、洗濯室の踏み台につきましては、入院患者、うちの病院につきましては高齢の方が多い、要介護要支援というような状態に近い人も多いというようなこともありますので、そういう踏み台に登って転倒、転落の危険性があるということで、その部分についてはちょっと置くのは難しいのですが、必要の際には職員にお伝えくださいと、呼んでくださいと、そういったようなお答えをさせていただいております。清掃職員、ちょっと態度が問題かというようなお話につきましては、当然現場の職員と状況確認しまして、必要な指導を行なっているというような状況になっております。そのような形で、具体的な中身につきましては各部門と事実確認等々、現場を確認することをしながら、改善できるところについては改善を行なっているというような状況になっております。

2点目のプランの部分についてですけれども、先日の補正予算の部分での質問でもございましたけれども、ちょっとあのかとき私、質問の捉え方を誤っていた部分があるのですが、先日の質問では、私の感覚として、これまで、当初で積んだ繰入金の予算が、年度末までに補正をしなかったことがあるのかどうかと捉えまして、それで先日答えさせていただいたのですけれども、その後ちょっと、戻りまして調べてみましたところ、過去に平成24年のときには、当初に積んだ繰入金の予算を補正せずに、その年度は決算を迎えているというような状況であったと。逆に申しますと、それ以降につきましては何らかの形で、繰入金の予算については補正をしているというような状況だということです。

それが、当初予算につきましては当然、想定予算でやっておりますので、補正があったということは想定どおりにいっていなかったという部分なのかと言われる部分ですが、そういう部分もあったとは思いますが、補正の中身につきましても、そういう収支補填の部分もありましたけれども、そうでない部分も当然あったというようなところもございますので、それでもある意味、収支補填のほうが多かったというような状況ではございますので、そういった部分では想定どおり、ちょっと進んでいなかったのが多かったとは捉えております。

また、プランの部分でございますけれども、直近の改革プランの部分ですけれども、平成28年末作成して、その翌年にちょっと内部をブラッシュアップしたというようなところになっておりますけれども、議員御指摘のとおり、数値目標に関しましては、満たしていない部分が多々あったというような状況にはなっております。

ただ、直近の状況におきましては、今、新改革プラン第2期と経営強化プランの1つ前というような状況ではございますけれども、その際に、令和3年度の診療単価につきましては、見込みより実績のほうが多かったというような状況にはなっておりますので、令和4年度につきましてはぎりぎり、外来については目標達成できそう、入院についてはちょっとぎりぎり、いくかいかないかというような状況が見込まれているという状況ですので、ただそれだけをもって計画どおり進んでいるかいかないかとい

う部分は、進んでいるとは言えないのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 再質問の1番項について、答弁漏れと認識してございますので、改めてお伺いをいたします。

私が先ほど述べたとおり、町国保病院を受診後、他の病院を再受診した際、脳梗塞や肺炎等で緊急入院された事例などがございますが、こうした事例については把握をなされているのかという点について答弁漏れでございますので、お答えを求めます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 答弁漏れの部分について、お答えさせていただきます。

個別具体的な案件につきましては、こちらとして情報開示してよいという許可を得ているわけではないので、ちょっと答えられない部分があるという前提で、一般的なお話をさせていただくと、当院受診しましたと。こちらの先生が診断した、調べた上で、さらに帯広の病院なりで精査加療が必要だといった場合におきましては、当然、こちらの先生お手紙書いて、帯広の病院に行ってもらえるのですけれども、その際に、こちらの先生が診断した結果こういうことだと思えるのですけれどもという形で帯広に送って、実際向こうで調べてみたら違うものがありましたという、そういう事例はあります。そういった場合、帯広でそのまま入院になって、御紹介いただいた患者さんにつきましては、調べてみたところこういう具合でしたので入院しましたというお返事をいただくといったことは、まああるというような状況です、というところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項について改めてお伺いをいたします。

病院に寄せられたアンケートの声として、食事がおいしいという賛意、お褒めのお言葉であったりとか、観葉植物についてというようなお言葉があったようでございます。こちらにも患者様や利用者の方の声ですから、軽々と扱うというそういうつもりではございませんが、私が今取り上げているのは食事とか観葉植物とか、そういう程度のことではないということは申し添えておきます。今、具体的に申し上げたように、例えば町国保病院を受診した後に、検査もなく例えば構音障がい、例えばろれつが回らないとか声が出ない、こういったものを構音障がいといいますが、こうしたものが

あったり、体に麻痺が生じていると、そうした中で病院を受診した際に問診がなかったとか検査がなかったと、それで他の病院に行くと救急搬送されて、脳梗塞で入院されたですとか、同じように構音障がいがあった、血圧が高いと、そうした中で血圧を下げる注射をされたのみで、明日違う病院に行ってくださいと、このような指示等ももらって、その方も脳梗塞で入院された等々の、こちらにつきましては事例について言及していただいて構わないというような御承諾をいただいているので、あえて触れたところがございます。いずれも70代の方でございましたが、その余、触れてくれるなというようなものも、先ほど述べたとおり2桁以上、私承っておるということも添えたところがございますので、あえてこの2例に留めておきますが、こうしたものが多々あると。当然、今事務長から御答弁いただいた中で、そうした簡単に言えば、平たく言えば、町国保病院を受診して、結果その診断結果に誤りがあったと、誤診と言っているのかどうか分かりませんが、そうした際に、ではどのような対応を取ったのかという点についてお伺いいたします。当然、謝罪等を行なったのか、何か連絡等を行なったりしたのか、それについてお伺いをいたします。

また、令和4年度中で構いませんけれども、町長のもとに町国保病院の医師の診断等または看護師の接遇等について、相談に訪れた方というのがいらっしまったのかどうかお伺いいたします。

また、御家族がお亡くなりになられて、例えばカルテの開示請求等を行なった方がいらっしまったのかという点についてお伺いをいたします。

2番項でございます。松本事務長より御答弁いただいた中で、3月7日の補正予算時の答弁で認識違いがあったというところがございます。平成24年度に限っては、当初の予算どおり補正予算組むことなく運営することができたと。お言葉そのままお借りすれば、逆の言い方をすれば、そのほかの年度については収支補填等を行なってきたというところがございます。あとは病院改革プランについても、患者の見込み、外来や入院でございますけれども、何とか目標に近いものがいけそうだ等々の御趣旨の御答弁をいただいたところがございますが、これ総評としてでございますけれども、私の認識は計画どおりに行ったためしがないではないかが私の認識なのですが、この認識、誤りだとお考えかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 1点目の他院での診断と当院での最初の診断が違った場合というところですが、そういった場合、何と申しましょか、先ほど紹介状のやり取りでというお話させていただきましたけれども、行った先で調べたら、実はこういうことでしたというところで情報はいただきますけれども、それを受けて、特段御家族にどうこうという話は特段やってはおりません。ただ、御家族のほうから診断内容というか、カルテの内容について詳しく聞きたいというような要望等ございました場合には、医師、連携室、相談員含めて相談を受けて、説明をして、納得いた

だいているというような状況にはなっております。

2番項の部分ですけれども、計画どおり進んでいるか否かという部分で申し上げますと、確かに、議員御指摘のとおり進んでいないのかなと私も感じるところではございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 梅村議員の再質問について、答弁をさせていただきます。

まず1点目、1番項の患者様、その家族による相談はなかったのかという点でございます。私どものところには町民の皆さんから、数はここで何件とはちょっと押さえておりませんが、数件来てございます。その1件のうちにその事例があったのかと思いますが、私どもの相談があった町民の人につきましては、これは私と町長の信頼関係のもとでの相談、そして私の思いを聞いていただきたいということでの相談もありました。そして、その相談内容をお聞きする中で、町国保病院としての接遇の在り方とか、そういう部分についてもいろいろお話をいただきました。その点について、私は町国保病院の最高責任者でありますので、しっかりと今後改善をしてみたいと、そういうお話をしてございましたし、また、その相談者におかれましては、このことは公言をすることをも必要ないですと。かつ、これから病院等について苦言等を言うものではないと。私の胸の内を察していただき、そして今後の国保病院の在り方について、町長の思うとおりに遂行していただければ、私はその推移を見守っていくというお話でありました。そのようなお話はこの1件のみならず、数件私どもに寄せられているところでございます。

今、改革プランを策定しているところでございます。民間の事業者を入れてつくってございます。ちなみに、よく例示等出されますが、公立芽室病院の新改革プランを見てみますと、やはり1回、2回、プランつくったとしても、そのとおりに思うようにはならないと。これは、どこの病院も至極当たり前のことでありまして、公立芽室病院の新改革プランにつきましては、原案は平成29年5月に策定したとのことでございます。そして、平成30年8月には第1次改定を行ない、その後、毎年のように改定を行ないながら、今は令和4年3月の5次改定をしたというところでございます。私も、こういう病院の改革プランに限らず、いろいろな施策や事業を展開する際につきましては、常に失敗を恐れることなく、常に新たな取組をしっかりとそこに入れながら、仮に思うように効果が出なかった場合、それはその反省の上に立って、さらなる取組を推進していく、そして最終的にこのことが、町民の皆さんの負託に応えられる町政が推進できるものと確信しているところでございます。

従前に改定したプランが、実際に実行効果がなかった、それは紛れもなく事実でございますので、しかしながらそのままいいのか。じゃあ、次のプランはつくらなければいいのかという話にはなりませんので、私は常に前を向きながら、今までの検証をしっかりとした上でプランを改定していきたい、そう思っているところでございます。

そういった観点から見れば、今回の病院経営の改善プランにつきましては、職員の手でつくれば簡単にできるプランでございますが、しかし、病院経営等々全体的なことを踏まえた場合に、やはり議員の御指摘のとおり、様々な角度から考えなければならない、検証しなければならないというところもあります。このように、課題が複雑多様化しておりますので、今回は外部の民間コンサルタントを活用し、経営改善を進めていく、そういう運びで進んでおりますので、御理解を賜ればと思っております。

赤字補填に対する部分も、繰り出しの件につきましては、今定例会で議決いただきました、令和4年度の一般会計補正予算時におきまして議員から御指摘があり、事務長及び総務課長から答弁させていただいたとおりでありますので、あえてその部分につきましては割愛をさせていただきます。

今後の体制整備も含めまして、具体的プランの内容につきましては、この後新たに策定されるプラン等々の中でしっかりと検証、決定させていただき、それを基に速やかに実践してまいる所存でございます。

以上申し上げ答弁といたしますが、また答弁漏れがありましたら御指摘を願いたいと思います。

以上であります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めまして1番項につきまして、答弁漏れの御指摘をさせていただきます。

私、お伺いした点でございますが、御家族がお亡くなりになられた方でカルテの開示請求等を行なわれた方が年度中あったかという問いに対して、答弁漏れがございます。改めて御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 御家族が亡くなられたかどうかという部分につきましては、それにつきましても、ちょっと個人が特定される恐れがある部分ですので差し控えますけれども、実際、カルテの開示、それがどうかという部分ではなくて、カルテの開示請求があった件数につきましては、すみません、今の私の記憶なのですが、年度中に2件ありましたというところです。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めまして1番項から再質問を行なわせていただきますが、まず、いわゆる医師による診断が、実際、他の病院での診断の結果と違つたと、あえて誤診断であったという表現を使わせていただきますが、そうした際に何か患者のほうから問い合わせがあった、カルテの開示請求があったり、問い合わせがあった際は医師の説明を行なうということでしたが、簡単に言えばなければそのままということがございます。これ医療というものをちょっとさておき考えていただきたいのですが、一般の消費者が店舗等に行つて、何かサービスを求めて、例えば頼

んでいたものと違うものが届いたとか、求めていたサービスと違うものが施されていたとなった場合に、果たしてそれについて何らかの説明であったり謝罪であったりとかということを求めるのが一般的ではないかなと思うのですが、医療に限ってはその例から漏れるのか。例えばそうしたときに一言、何かお詫びの言葉を添えるとか、次の展開、こうなった場合は私どものほうで力添えさせていただくとか、謝罪と合わせて次の提案というものをしていけば、患者やその御家族等の満足度といいますか、医は仁術と言いますけれども、私これを言うと患者に怒られるのかもしれませんが、やはり医師も看護師も人間ですから、当然のことながらエラー、失敗というものは生じるものだと、それはどこか致し方ないという表現を不適切かもしれませんが、でもあるのかもしれない。でもその後のフォローがなっていないのではないかなと僕は御答弁から感じたところがございます。何かそういうことがあったときに、申し訳ないという謝罪の言葉と、事実はこちらであったのだという誠実な態度、また、こういうことだったらお手伝いさらにできるよという提案、これらがあって初めて患者やその御家族が納得をしていただいたりすることにつながるのではないかと、私はかように考えるところがございますが、御見解を伺うところがございます。

また、町長から管内の芽室の病院について言及がございましたので、私の認識を申し上げさせていただければ、芽室の病院におきましても医師による不祥事でメディアを賑わしたことがございますが、そうした際もSNS等を使って、直ちに謝罪やそういったものを隠さず公開をしていた。姿勢としては、不祥事が起きた際の対応としては、私は適切であったと感じるところでございますし、町内のみならず、広くそうした勉強会というものを複数回開催しておりまして、私自身も参加したことがございますが、意識がすごく違うなど。いわゆる職員等が動員をかけられたようなものではなくて、自発的に集まっている町民や医療関係者というものが会場を埋め尽くさんばかりに、100名以上の方がいたと私は記憶しております。その職員の方に私、はばかりながらも動員ってかけたのですかと聞いたら、一切ないですというお答えでございました。町民の皆様が有志で病院を支えるような会、そうしたものを設立されたりとかということで、本町とはかなり乖離があるなというのが私の私見でございます。そうした姿勢が、私は町長の姿勢や病院の運営姿勢として欠けていると感じるところでございます。

今、言及いたしました点でございますが、まず町長のもとに御相談に上がった方が数名いらっしゃったということで、私に御相談を寄せられた方と同一かどうか、そこまでは分かりませんが、やはりそうした方々から寄せられるものとしたしましては、愛する家族が亡くなったり重い症状を患うと、今までの生活が一変すると。ともすれば環境が変わりすぎて、この街に住み続けることができなくなるということでございます。何とか同じ思いをする人が出てこないように変わってほしいのということです。町長、そうした御相談寄せられて、具体的にどういう取組しま

したか。どう変わりましたか。お答えを求めます。

また、まだ続けてございます。カルテの開示請求の件でございますけれども、こちら1例について、2件あったということですからその1例についてでございますが、御家族が亡くなった方がカルテの開示請求に行くと、執拗に何度も訴訟をするのか、裁判する気あるのかと問われたということでございます。一度や二度ではないと。しかも、数分間にわたって何度もというようなことでございます。訴訟を検討した上でカルテ開示請求であれば、最初から対応が変わるとまで言われたということでございます。開示請求前に医師の話聞いてみたらどうかと、それによって請求の意思が取り下げられる方も多いたと思いますよと、これはその職員の方の感覚ですけどということも添えられたようで、こうしたお話を聞くと私自身も不信感を抱きますし、その当事者の方も、訴訟なんて頭に置いていなくても、何か隠されているのではないかと、開示請求して欲しくないのではないかと感じるそうでございます。至極当然の感情だと私も捉えているところでございます。

何が起きたのか、真実が、事実が知りたい、これは最愛の家族を亡くされた方々の切実な思いではないのでしょうか。そしてまた、カルテの開示請求をするのに、なぜ訴訟の意思の確認をする必要があるのか、私は到底分かりかねるのでございます。そうしたことが患者やまたその御家族の方々の心理的な負担となるような、このような窓口対応を行なっているということは極めて問題であり、病院ひいては町の信頼を損ねると考えるところでございますが、これらの事実の把握と御見解について御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

まず1点、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、今、梅村議員から診断の誤診があったと発言がありました。誤診があったか否か、実際にそういう事実がどう突き止められているのか、それについては私もちょっと不確定な要素でございます。いずれにいたしましても、医師は国家試験を取りながら、医師としてのその状況、状況に応じた診断がなされると、それが実際に実践されていると、私は強く確信しておりますので、安易に誤診であったとか、なかったとか、そういう論議にはならない、そう思っているところでございます。

また、芽室の公立病院の件も出ました。確かに芽室公立病院で様々ないい点がなされております。私どもも、そういった公立病院のよいところはしっかりと学び、そして、それを町国保病院も取り入れて、接遇もそうでございますが、いい点はしっかりと取り入れながら病院経営をしてまいりたいと思っております。

また、町民有志による病院の支えでございます。私もそういった観点で、素晴らしいなと思っているところでございます。暗に批判する、そして批判ばかりで何の提案も何もしない、そういった部分でなく、町立病院の改善すべき点はしっかりとこう改



善しなさい、そういった部分で、だけでもしっかりと地域に根ざして命と健康を守る、公立病院としての役割をしっかりと果たしてくださいと、それが町立病院の役割ですよと、私たちは全面的に支援する、そういう町民有志の会ができることを私は切に望んでおりますし、私自身も町長といたしまして、今後、国民健康保険病院の経営改善もひっくるめ、町民のみなさんが一人でも多く信頼していただけるような、そういう病院体制づくりに邁進してまいりたい、そう考えているところでございます。

確かに、時間は一日、二日でできるものではありませんので、時間はかかるかもしれませんが、その辺は町民の皆さんも御理解をいただきたいと思っておりますし、しっかりとしたプラン、そしてそこに働く職員の声もしっかりと承りながら、実践してまいりたいと考えているところでございます。

外野の席ではいろいろ言うことはできます。しかし、内野をしっかりと改善するためには、それは私は責任を持って病院経営改善に努めていくと、そういう所存でございますので、よろしく御理解を願いたいなと思っております。

また、カルテ等々いろいろな問題がありましようが、その部分に直接私が関与したわけでもございませんけれども、様々な話し合いの中で、そういった受け取りがなされたとしたら、それは誤解を招いたところがあれば、それは直接に謝罪を申し上げなければならない、そう思っておりますし、また、患者それから御家族の方、いろいろな御意見があろうかと思っております。それをしっかりと真摯に受け止めながら、さらに親切丁寧な病院経営に邁進してまいりたいと考えておりますので、御理解を申し上げ、答弁とさせていただきます。答弁漏れがあろうかと思っておりますが、また御指摘をいただければと思っております。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 私のほうから、議員、誤診というような表現ぶりをされましたけれども、そのフォローアップについての部分ですけれども、おっしゃるように、個別の案件に関して、紹介した先からお返事が返ってきて、実は違ったんだという案件ありまして、その後のフォローアップにつきましては、特段こちらからのアクションというのは確かにやっていない部分が多々あるかなとは思っております。

患者のほうにおかれましては、今、現在におきましてはセカンドオピニオンというようなところをやっている外来、当院では特段そこまで出しておりませんが、そういったところで、患者さん自身が別の先生の御意見をお伺いするという機会も担保されているような状況でもございますし、当院におきまして、今回このような議員からの御意見あったということもドクターと共有しまして、できる限りのフォローアップをできるように進めていきたいとも考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 先ほど答弁漏れの中からの質問の中で、まず1点でございます。

私のあえて誤診という表現をいたしますということでございましたが、医療の専門用語等でこれを、例えば医師の診察を受けて、結果違う結果になりましたよ、それで緊急入院をいたしましたよとかというのは、誤診以外のもので何か別の表現が、医療用語とか適切な言葉等があれば御教示をいただきたいと。私の語彙力のなさ等からこのような御表現以外のものがあれば御教示をいただきたいという点が1点でございます。

また町長、当然この病院改革というものは一朝一夕でならない、これは私も認識しているところでございます。ただ、少なくともこの私が議員になりまして5年目でございますが、この5年間において、例えば病院再生の柱として位置づけられた地域包括ケア病床の導入であるとか、何か例えば増収に向けたとか、そういった点まるっきりということではないですよ。ただ、総体的に見たときに、何か変わったんだろうかという点でございます。私の知り得る限りの数年前から見ても、一般会計からの病院に対する繰出金、こうしたもの、当然、国や道からもらえるお金、交付金としての措置をされたものも含めていくと、令和4年度、さきの3月7日の答弁であれば約4億6,000万円でしたか、町単独費、町の財源から出ているお金で約1億6,000万円だったと記憶してございますが、こちらについて改めて御答弁を求めるものでございます。数字について求めるものでございます。

町長の時間がかかるというところでございますが、町長就任なされてから、他の事例や当然病院の運営改革について、町民から多くの声が寄せられていると、町長のもとにも寄せられていると察するところでございますが、町長就任後、病院に対してどのような改善措置を取って、どう具体的に変わったのかお答えを求めます。

続きまして、2番項でございますが、これも3月7日の補正予算時の提案でございますが、三品総務課長より、私の答弁の中で、今回も3月7日の補正予算提案時に、数千万単位の繰入れを行なったところでございますが、将来的な見通しについて質疑をしたところ、財政部局としては、地方交付税が現在程度確保できる場合は対応できるというような御答弁をいただいた、簡単に言えばこのまま町から1億2億というお金を出し続けていくことができるという趣旨のものでございましたが、こちらさきも述べたとおり、これから答弁いただけるでしょうが、令和4年度に対して、一般財源からも約1億6,000万円程度の繰り出し、病院に対して支出をしたというところでございます。近年見てみると、1億8,000万円程度であったりとか、概ね2億円弱程度ぐらいのものが平均的なものとなっているのかなという認識でございますが、もともとのこの改革プランにおいても3億円程度の繰り出しを見込んでいるにも関わらず、令和4年度は約4億6,000万円ですか、それを越えた、3億円の補正予算を行なった年もございました。そうした中で、人口減や財政難と位置づけられているこの本別町、将来、未来の子どもたちや子育て世代を含む現役世代に負担を負わせる、荷物を背負わせることにはならない、現在の地方交付税措置が出されているのであれば、支

出が可能だということではなくて、そうした町財政を総体的に勘案しても問題がない支出を継続できるという認識でよろしいのか、明快な御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後 3 時 14 分 休憩

午後 3 時 18 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） まず、順番ちょっと変わりますけれども、繰入金、令和 4 年度の分の額等々につきまして、お答えさせていただきますけれども、3 月補正後の収益的収支に係る一般会計からの繰入金の合計が 4 億 4,950 万 9,000 円です。普通交付税特別交付税で措置されている額が 2 億 889 万 5,000 円。それ以外に財源としまして過疎債ソフト事業分という部分なのですが 8,040 万円。それ以外に補正のときにちょっと漏れていたのですけれども、電源立地地域補助金というのがございまして、それを充当している部分があるのですが、それが 1,028 万 4,000 円。特定財源がございましたので、それらを除く一般財源からの負担額が合計で 1 億 4,993 万円という状況になっております。

戻りますけれども、言葉の使い方になるのですけれども、誤診以外に何と云うのかというところなのですけれども、何とも言いようがないのですけれども、ある意味、精査した結果こうでしたと。なので、最初の診断は、当然 A という診断がありました。精密検査の結果 B という診断になりましたというのは、一般的にはあるんじゃないかなとは、こちらとしては捉えます。ただ、だからといってどうかという部分のところなのですけれども、先ほど議員おっしゃったとおり、詳しく調べてみたらそういう結果でしたよねというところでの患者への流れとしては多分、帯広なりで入院加療した後に戻ってきてのフォローということになるかと思っておりますけれども、そういったフォローをしっかりとやっていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 私からの答弁といたしましては、1 年 6 か月が経過して、何か成果があったのかというところだと思います。私が町長に就任して以来、各職員の皆さんに対しては、様々な観点から、皆さんが思うようなまちづくりについて、しっかりと様々な観点から提案をいただきたいというところを第一と基本としているところでございます。

町立病院の職員につきましては、毎回、町立病院のほうに私が出向くということにもなりませんので、事務長等を通じて、職員の皆さんに風通しのいい職場であるとか、上下関係とか、また接遇の問題、改善等について、管理職にしっかりと指示をし、それを伝えていただくというところで今やっているところでございます。

直接、医師との関係につきましては、一条先生とは常日頃会うこともありますし、また、電話等での連絡、そして、わざわざ町長室まで来ていただいて、いろいろな課題の対応策等について協議を進めているところでございますし、また、内科の先生におかれましても、交流を深めながら、これは勤務外でございますが、一緒に、たまにはお酒を酌み交わしながら情報交換もしているところでございます。

そういった中で、内科の先生も昨年度1名来ていただきました。非常に町民の皆さんからは好評を得ている先生でもございますし、今いる副院長も素晴らしい人だということも、皆さんから評判がいいということで、私どもの耳に入っているところでございます。こうした、しっかりとした医師の皆さん方がスクラム組んで、町民の皆さんの命と健康を守っているということについては、大きな成果であろうと思っておりますし、また、経営の改善につきましては、令和4年度の補正予算時に、また今回も説明させていただきましたが、コロナの交付金もありますが、最終的な持ち出しにつきましては、令和3年度より令和4年度の持ち出しが減少したというところも事実でございます。

また、経営改善の一環であります、今定例会でも報告させていただきましたが、脳神経外科外来も休診をさせていただくという運びになりました。これも経営改善の一環であります。そういったことをしっかりとやりながら、今後、策定されるであろう改革プランの中身をしっかりと見て、それを実践していくのみというところで今、進んでいるところでございますので、御理解を賜ればと思っておりますのでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 私のほうから、町財政についてお答えをさせていただきます。

町の財政につきましては、先般の補正予算のときと同様のお答えになるかと思えますけれども、シミュレーションを行っておりませんので具体的な推計は出しているところではございませんが、現状のままであるのであれば、これまでも対応できておりますし、今後対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

順番前後いたしますが、ただいま三品総務課長から御答弁いただいた件についてでございます。対応できるか否かを問うているのではなく、将来に負担を残すことなく対応することが可能かと聞いてございます。こちらについて明快な御答弁を求めるものでございます。

また、町長から先ほどの答弁の中で、私自身プランの策定自体に対して疑義を呈しているのではなく、プラン等をつくっても、それを確実に遂行する体制があるのかと

いう点について申し上げているのでございます。幾らいいものをつくっても、それを確実に遂行できなければ、俗に言う絵に描いた餅というものになりかねないというところでございます。

ただいま再答弁を求めたところでございますが、町の財政厳しいけれども、人口も減っているけれども大丈夫だよと、1億、2億のお金を病院に支出していても、今ぐらいの国からの交付税の措置がもらえるのであれば大丈夫だと、町長の責任の下、言っただけなのであれば、僕も多分経営についてこれ以上もう申し上げることはないのかなと思うところでございます。

また町長、改善に対して責任をもってということでございますが、佐々木町長の責任の下、病院の運営経営について、また財政部局等の御答弁からも、責任を持って大丈夫だと言っただけならば、私ももう病院について言及することは少なくなるのかなと捉えるところでございますので、そちらについて明快に御答弁を求めるものでございます。

また、当然そのアンケートの中でお褒めの言葉もあったということでございます。私に御相談寄せられた方の中の事例といたしまして、頭を打って血を流しているのに検査もされなかったと。何とか様子を見るために入院させてほしいと。そうしたら病室が空いていないと言われたけれども、何とか入院はさせてもらえたと。そのときに、医師から脳腫瘍ですよという連絡があったということでございます。その方がおっしゃるには、多分対応していただいた看護師の方が、検査の必要性を医師に対して意見具申していただいて、検査に及んだのではないかなと、非常にやはり感謝をしていただいた。やはりこうしたことがあっても、その方のお言葉をお借りすれば、寄り添ってくれるような姿勢があれば、結果だけを問うことはしないよということもおっしゃっておりましたので、先ほど述べたところにも繰り返しになりますけれども、何か過ちなしはそれに類するようなことが起きたときに、フォローの体制というものが必要になってくるのではないのかなと思うところでございます。ちなみにその方、夕方に脳腫瘍と医師から連絡があったそうですが、別の帯広の脳外科に行った際には、脳腫瘍ではなく脳出血ですと診断されたそうでございます。

これらも踏まえて、プランの確実な遂行できる体制と、町長の責任ないしは町財政の今後の将来にわたって町に重い負担を残さない支出というものがしていけるのかどうかという点について、御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

私の責任云々という話でございますが、先ほど総務課長の答弁にあったとおり、財政的には、現状の交付税が担保されるのであれば、今、支出繰り出しをしている一般会計からの金額は妥当のところと認めているところでございます。しかしながら、これは町民からいただいている税金を投入しているわけでございますから、それはきち

んと、1円でも、10円でも、節約できるところは節減をし、そして、町民の皆さんから付託される病院経営に邁進をしていきたい、そういう強い思いを持っているものでございます。

そのときでプランがうまく実践できたかどうかは、また今後、推移を見守っていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、プランができるまでは、私いつも言っていますが、できるまでも私は改革を進めていく、改善を進めていくという思いで今、やっておりますので、そして、最終的にプランが改定されたら、そのとおり実践してまいります。今までのプランは、全部収益が増収、入院患者、それから外科外来患者も増収。要は人口減少していくのに、目標はもっと上のところに目標を設定する。これはなぜかという、その計画が通らないからであります。収支を計算上、机の上だけで計算をして、計画書をつくっていた、そういう今までの経過は否めません。私は、今回の改定プランにおいて、現場にお話をさせていただいたのは、きちんと現状に合わせた上で、どこに目標を設定したらいいのか、それはあくまでも高いところに設定すべきもの全てはそういうふうに設定するものではないと。そして、繰り出しもゼロであれば限りなくいいわけですが、今の財政事情、それから病院経営状況、そして緊急部門もうち持っておりますので、それをトータルしたら絶対に赤字はなります。その赤字を、どこまでなら許容できるのか。町民の皆さんに許されるのか。その金額を、私どもは設定をしながら、プランを改定していきたいと思っております。

もちろん、職員の接遇関係も大事でございます。今、議員がおっしゃったとおり、看護師もいろいろな面で今、御苦勞をいただきながら患者さんに向き合ってもらっております。こういったいい点をさらに広めながら、それが病院全体のものになるよう、私もしっかりと職員に対して、物を言うときは物を言い、そしてよい事例があった場合、これも町民の皆さんに周知もしていく。そして、最終的に町民の皆さんから信頼される病院経営に邁進をしてまいりたい、そう思っているところでございますので、それも含めて答弁とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 将来負担を残さないのかという部分でございますが、基本的には、収支補填分につきましては一般財源を投入しておりますので、残さないということになるかと思っておりますけれども、一部運営におきまして、過疎債の借入れを行なっている部分がございます。この分につきましては当然、過疎債、借入れになりますので、将来返していかなければならないお金になりますが、過疎債を利用しておりますので、返還分の8割につきましては、国のほうからまた交付税として措置されるという有利な借入れを行なって、申し訳ありません、訂正させていただきます。8割でなくて7割が国のほうから戻ってくるという形になっております。全く将来に負担を残さないのかということであれば、その分については将来負担でございますが、今後、病院を

残していくということにおいて、一定の将来負担というのは、これから住むであろう人に対しても、将来負担というのは必要と考えておりますので、ここは必要な部分の負担と捉えているところであります。

以上です。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） 本日の会議時間は、ナイター議会開催により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時35分 休憩

午後6時00分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番丑若浩行議員。

○3番（丑若浩行） 議長の許可がありましたので、通告済みの1問について質問いたします。

質問事項。

本別町の防災について。

近年、多発する各災害地震火災気象等に備え、よりよい防災体制を目指すべく、本別町の防災体制についてお伺いします。

要旨の明細。

1つ。千島海溝で巨大地震が切迫していると想定されています。この海域でマグニチュード7以上の地震が発生した場合、7日以内に大規模な後発地震が発生する可能性が指摘され、2022年12月から後発地震注意情報が運用されています。これは、津波に重点を置いた情報ですが、冬期間にこれらの地震が発生すれば避難が長引くことも予想される中、避難所の経路や備蓄、電気、水、食料等は行き届いているのか、それらは何日分を想定しているのか。また、真冬のマイナス20度の中でも安全に避難を続けることが大事ですが、町の見解を伺います。

2問目については、日中、水谷議員の質問と重複している部分がございますが、ここでは明細については全文を読み上げさせていただきます。なお、重複した質問の答弁は省略しても構いません。

2、教育機関の災害対応について、従来の各災害に加え、実際に子どもたちの頭上を弾道ミサイルが飛ぶという事態が発生しています。学校現場で各災害に対する取組と、弾道ミサイルにどう対処しているのか現状を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 丑若議員からの御質問であります。本別町の防災について、答弁をさせていただきます。

まず、1点目についてお答えをいたします。

大地震発生時における本町の防災対策といたしましては、北海道が公表しております、十勝平野断層帯主部地震マグニチュード7.4、最大震度7の地震が冬期間の早朝に発生したことを想定し、避難所の指定及び備蓄を進めているところであります。

御質問にあります避難経路につきましては、適宜防災マップを更新をし、町内における最新の建物配置や道路網等を掲載するなどして避難所までの御案内をしておりますが、災害時による交通障害も想定されますことから、安全で最適な経路を御自身で判断をし、避難いただくこととしております。

次に、備蓄の内容でございますが、全壊棟数431棟、半壊棟数741棟で、避難者2,110人、うち避難所への避難者が1,372人と想定をし、食料と飲料水3日分を目標に、備蓄を進めているところであります。

また、電気暖房につきましては、本別町中央公民館をはじめとした主要避難所、予備避難所、計15か所に対しまして、現在は、発電機26台、暖房機47台、アルミマット1,200枚、毛布800枚を整備しておりますが、今後はアルミマット300枚、アルミシート700枚を追加し、年次計画で整備することとしております。

この備蓄の整備が完了いたしますと、避難所において、全ての避難者がマイナス20度の中にあっても安全に避難生活ができるものと判断をしているところであります。

以上申し上げ1点目の答弁とし、2点目につきましては教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 丑若議員の2点目の教育機関の災害対応について、お答えさせていただきます。

学校現場の各災害に対する取組については、町内各小中学校では、地域の実情に応じた学校防災計画を策定しております。学校防災計画の下、各小中学校では、地震及び火災時の避難訓練や1日防災学校を実施しており、防災学校の内容につきましては、町の防災担当からの講話、防災カルタ、避難所運営ゲーム、防災マップ作り等を行ない、非常時に適切で的確な行動が取れるような能力を身につけるための指導を行っております。

また、学校における防災教育は、学習指導要領に基づき、社会科、理科、保健体育などの教科や特別活動を中心に、学校教育全体を通して行っております。

弾道ミサイルの対処については、水谷議員より御質問でもお答えしておりますが、教育委員会で作成したマニュアル、弾道ミサイル飛来に伴う安全確保については、ミサイル発射に伴うJアラートが発令された際の対応といたしまして、徒歩で登下校中の場合は、近くの丈夫な建物への避難。適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ると。そして、スクールバス通学の場合は、運行中のスクールバスは速やかに安全な場所に停車し、乗車中の児童生徒は運転手の指示に従うと。



スクールバスの停留所に向かっている児童生徒及び停留所にいる児童生徒は、安全な場所を見つけて身を隠し、地面に伏せて頭部を守るとしております。また、学校管理下で活動時は、校舎内に児童生徒がいる場合は、全てのドアや窓を閉めて、できるだけ窓から離れて机の下に避難する。校庭に児童生徒がいる場合は、速やかに校舎内に避難させ、児童生徒の安全を確保することとしております。

今後についても、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育を推進し、避難訓練やJアラート発令時の対応についての訓練を行ない、自然災害や緊急事態への対応について万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 詳細に答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

1 問目の再質問をいたします。

避難所への経路確保についてですが、例えば、指定避難施設である勇足公民館前の町道は水害で度々水没し、危険になりますし、本別町市街地の主要道路である銀河通りは、冬期間、うずたかく積まれた雪山で、緊急時に安全な通行ができない状態です。防災上、町内の避難道路を今一度点検すべきと考えますが、町の見解を伺います。

また、備蓄については、特に冬期において複合的な災害を想定し、地震災害に続いたの後発地震による災害に、雪害、水害等が重なることもあり得ます。避難所の備蓄のさらなる拡充は急務と考えますが、具体的に令和5年の防災対策の拡充で、何日間の避難想定になるのか、町の見解を伺います。

また、2 問目につきましても再質問をいたします。

学校現場といっても、小学校中学校まで、それぞれに災害の対応は異なると思いますが、教職員の皆さんと児童生徒ばかりではなく、学校防災の取組を地域住民の皆さんや親御さんにも周知して、訓練等を共有するべきと考えますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

Jアラートについてですが、弾道ミサイルについては、先ほどの水谷議員との答弁もありましたが、特に登下校時には、地域住民の積極的な庇護をお願いし、地域全体で子どもたちを守るシステムが必要と考えています。子どもたちが駆け込むのを待つのではなく、住民の方からのアプローチをお願いできないか。地域に密着した消防団との連携や、防災関係団体の本別警察署との情報共有も有効かと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをいたします。

避難所への経路につきましては、逐次見直しをしております。現在、発行しております、防災ガイドマップに掲載しております通路について、最新のものと判断しております。今後も常に見直しをかけながら、防災マップの更新をしていくところで

ございます。

それから、雪害等の2次災害等も考えられるのではないかとということでございますけれども、当然、起こり得ることではあります、とりあえず最大の被害を想定した備蓄内容としているところでございます。

それから、何日の避難を想定しているのかということでございますが、とりあえず3日分の備蓄を用意して、72時間経過しますと、社会も日常を取り戻しつつありますので、その中での流通等で食料等も確保しながら、被害に対応した日数になろうかなと思います。

以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 2点目の再質問にお答えしたいと思います。

確かに、自然災害、Jアラート発令時の対応につきましては、地域の住民の方の力をお借りしながら対応していきたいと考えております。例えば学校現場でいいますと、避難訓練の際に保護者の方も参加していただいて、水害なり地震があったときに、学校から保護者への児童生徒の受渡しといった訓練もやっている学校もあります。避難訓練、1日防災学校の際には、保護者、地域住民の方も参加していただくような訓練等を、今後、検討していきたいと思っております。

合わせてJアラートの対応につきましても、地域の方に協力いただけるような形で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 再質問させていただきます。

備蓄につきまして、R5年の防災対策の拡充ということで、この間町長から説明を受けたところで、500万円余りの予算をつけるということでしたが、その予算が執行された後の防災の具体的な避難の日数、増加していないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後6時16分 休憩

午後6時22分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをします。

まず、町長が申し上げたという防災予算の500万円につきましては、全てが備蓄品関係ではございません。防災に関する機器の点検ですとか、その他もろもろ含まれたものでございます。

今回、3日分の備蓄と申し上げましたのは、備蓄計画が完了した時点で3日分とい

うことですので、今年、予定分を購入したからといって、3日分が達成できるものではないです。あくまでも3日を目指して備蓄計画を進めていくということです。

ですから、極端な話、備蓄計画が完了するまでに、有事の際には、国、道のシステムを利用して、優先的に物資を流していただくとか、それから包括連携協定を結んでおります、隣の白糠町、この地震の場合は白糠町は被害がさほどありませんので、白糠町、備蓄がきちんと整っておりますので、そちらのほうから提供していただくようなことを想定して、対応していきたいと考えております。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 再質問させていただきます。

避難経路につきまして、例えば道路状況がよくても、住民の皆さん自らが避難所へ辿り着けなければ、意味はありません。

本別町地域防災計画の第7章、日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画第5節防災訓練計画において、防災訓練は少なくとも年1回、避難行動に支障を来すと考えられる冬期にも訓練を行なうことに配慮するものとするがありますが、現在の避難経路を使った訓練の現状についても、お伺いいたします。

備蓄品につきましては、例えば発電機、ストーブ等の取扱いは、地域住民の皆さんも行なえなければ初動の遅れが生じますが、住民参加型の訓練ということで、どのように対応しているか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

細目方式ではないので。一括で質問やっているでしょう。あまりあちこちはみ出ていかないように、注意してください。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 避難経路を想定した避難訓練でございますけれども、正直申し上げて、コロナ禍で実施できておりませんが、災害はコロナ待ってられませんので、来年度やろうという計画で進めてきたところでございます。

それから、避難所の運営につきましては、当然、避難された方々が自主的に行なわなければならないということになるかと思っておりますので、来年につきましては、地区を限定して、順次、最終的には全町民が訓練に参加できるような体制で、まずは土砂災害警戒区域の山手町や朝日町周辺の方々に参加をしていただいて、避難所の訓練をやる予定でおります。

以上です。

○3番（丑若浩行） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） それでは、日中に保留した1問について、質問をいたします。

質問事項。

若い人の就業促進で人口減少対策をということで伺いたいと思います。

要旨。

町政執行方針では、人口減少対策について、直接的な施策と、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる9つの基本施策の推進を図りながら、本町の魅力発信、人材確保などを進めるとしました。特に、若い世代への施策の具体的な取り組み方について伺いたいと思います。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、担い手確保や起業、移住定住促進など、9つの基本施策を掲げています。また、今後の人口問題として、本町は若い世代の人口構成割合が低いので、その改善を目指すことが重要だとしています。

現在の施策としては、若い世代の出会いと交流、出産、子育て支援の充実などに取り組んでいると認識をしています。

また、移住定住促進事業として、事業所の新規採用や、移住して起業する方への家賃や引越し支援も行なっています。これらの施策は重要なものと考えます。

また、福祉の充実は若い人の就業につながるものと考えます。若い世代の方々の就業に対して、町としての支援策の強化が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員より質問のありました、若い人の就業促進で人口減少対策をについて答弁をさせていただきます。

議員も御承知のとおり、本町では令和4年度より、働く人材の確保と本町への移住定住を促進し、定住人口の増加と地域産業経済の維持拡大を目的といたしまして、町内で就職または起業するために移住定住しようとする方へ、家賃や引越し費用の負担軽減を図る本別町移住定住促進支援事業を開始したところであります。月額3万円を上限とし、12か月間の補助を行なう家賃支援事業では、補助対象者を、町内事業所や農場に就職あるいは起業するために転入する35歳以下の方を対象としており、転入者のみならず、地元の学生が地元就職することも想定をし、また、地元事業者の人材採用意欲の向上を図ることも意図した制度設計としているところであります。

また、本町の基幹産業であります、農業における人材確保支援策では、農業体験を行なう方へ旅費の2分の1、5万円を限度に補助を行なう新規就農者支援事業により、就農、就労を検討されている49歳以下の方へ足がかりとなる支援を行なっております。

さらには、福祉分野におきまして、これまで総合的な介護人材確保対策に取り組み、平成28年度より介護従事者就業支援等補助金、介護福祉士修学資金補助金などの補助事業を実施し、就業促進を図ってまいりました。

また、就労する職員のスキルアップのための介護職員等資格取得研修支援事業助成金支給のほか、新たな介護人材確保のため、介護職員初任者研修及び福祉入門研修を開催するなど、福祉職場で働くための支援を行なっており、就業後の定着支援策についても、現在、検討、協議を進めているところでございます。

本町のみならず、様々な産業分野において人材確保が困難な状況となっており、関係団体や関係事業者等と連携を図りながら、必要な支援策等を検討していく必要があると捉えております。

年代別人口のバランスを見ましても、若い世代の人口増加が将来人口に大きな影響を及ぼすことから、一人でも多くの若い世代が本町に住み続けていただけるよう、それぞれの仕事分野における人材確保施策と、定着に結びつく取組や支援策を併せながら、人口減少対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、再質問を行ないます。

移住促進の対象を絞って、必要な施策を展開している例というのは、全国的にも、また道内的にも各所あろうかと思えます。若者子育て世代の移住定住の施策や、シティプロモーション、広報や特産品など売込みだそうですが、そういうその町の宣伝というか売込みも、移住定住施策とともに事業を進めている例が、栗山町何かはそのようなことを強化してやっているそうです。若者子育て世代をターゲットとして、今、申し上げたような施策に取り組んでいるということが紹介されています。

そこで、本町は福祉施策の充実や新規就農を柱に、移住定住に取り組んできたものと、先ほど町長のお話にもあったとおりですが、そういう取組を進めてきていると思えます。今後もこの方向で、移住定住を進めるのであれば、呼びかける対象を明確にするようなことも含めて施策を進めるのがよいのではと考えます。

先ほど申し上げた栗山町の例では、若者の子育て世代をターゲットに呼びかけながら、また、それを受け入れるための、町としての例えば住宅事情とか、その他の子育ての環境を整えるようなことを取り組んでいるそうです。ですから、その町、その町の特色があるわけですから、本町としてはどうしたらいいのかということの一つ考えていって、実現をしていきたいと思えます。

私は、本別町は、かつてから言われているとおり、福祉のまちだから、だから移住したいのだというようなことにつながるような取組や、それから情報発信、あるいはふるさと納税も含めて、そのような事業展開が必要だと考えるわけですが、改めて、その点について、見解を伺いたいと思えます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 阿保議員の再質問に答弁させていただきます。

阿保議員おっしゃるとおり、町の魅力、また特色というところで、福祉のまちという形の中で活動をしてきているというところの実績について、述べさせていただきます。

これまで、介護人材を獲得するというところも併せて、ほんべつ福祉セミナーGO！GO！介護という形の中でオープンキャンパスを、平成28年度から実施をしながら、

本別町の魅力を発信する、また、本別の介護事業者が、こういうところがあるということを知っていただく、また、こういう仲間がいることを知っていただくというような形で実施をしてきたところです。残念ながらコロナによりまして、令和2年度、3年度という形で、4年度もそうですね、実施ができていないという形ではありますが、こういったものも、先ほど栗山の事例も出されておりましたが、本別町でも実施をしてきているところでもあります。

また、介護従事者就業支援という形の中で、こちらのほうも平成28年から実施をさせていただいております。介護事業所に就職される方に対しまして、その支度金、本別のほうに就職をしていただくというところでの実績であります。過去5年で申しますと、平成30年度が12件、令和元年ですね、こちらが13件、令和2年度が9件、令和3年度が3件、そして本年度が7件という形で、合わせて45件の新たに就業した方がいらっしゃるという形であります。

こういったことから、先ほど阿保議員おっしゃっておりました、若者の定住、また移住というところでの効果はあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから、移住定住に関しまして、全体的な部分での答弁について、させていただきたいと思っております。

再質問の中で、どういった方を対象に、ターゲットにといったような御質問もあったところがございます。また、シティプロモーション、町を発信していく、PRしていく、そういった部分の取組がどうなのかという部分でございます。

本町におけます、先ほどの質問にもありましたけれども、総合戦略の中におきましては、議員おっしゃりますとおり、産業と連動、連携した中で、人材確保と合わせた中で、そういった若い世代の人材も確保していきたいという計画立てをしている部分でございます。

新年度から機構改革によりまして、未来創造課の中で、そういった町を発信していく力も当然ブラッシュアップしていかなければならないと考えておりますし、また、それぞれ福祉ですとか農業分野、それぞれの分野においても、本別の特色あるまちづくりの一つとして、やはりさらに、そういったまちづくりの観点からも、職業分野において、充実した取組をしていく必要があるのかなと思っております。

本別町に来ていただける方、そういった子育て世帯のみならず、先ほどの答弁にありましたけれども単身者の部分、やはり特に若い世代、そういった部分にターゲットを当てながら、町外、道外、そういった様々なところから本町に来ていただくことが大変重要なのかなと捉えているところがございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 若い方の定住移住を進めていくという考え方であるというのは、そのとおりだということで理解をしたところですが、そうなると、やっぱり受入体制、居住とかですね、そういう受入体制も、併せて整備をしていく計画を持つということが、まず第一だと思います。

本別は、住環境は一定整備されてきているものと私は思っているところですが、今の若い方々の住まい方というか、住環境の捉え方というのは、やっぱり変わってきているのかなという部分も感じているところです。ですから、もちろん、すぐそういうものが形になってできていくということではないかと思えますけれども、今おっしゃられたように、若い方々の福祉を中心としたということも含めて、定住移住を強化していくのであれば、1つは衣食住の中の住という部分を、今後、計画的に進めていく必要があるのではないかと考えております。

先ほど、栗山町の例で明確に言っているのは、若者、子育て世代をターゲットとして、町の施策を展開していくというようなことを言っております。恐らく、道内のいろんな自治体も、同じような目標を掲げながら定住移住に取り組んでいるのではないかと想像しているところですが、本町としても明確な取組の目標を明らかにしながら、それに向かって進めていく必要があるのかなと考えております。

そのためには、道内ほかの自治体では、移住定住の専門の部署というのを設けている例も見受けられます。本町としても、その部分を強化するためには、いろんな対応の仕方はあると思えますけれども、担当を置くということだけでなく、課としてというか、部署として専門の部署を設けていくというようなことも必要なかなと思うわけですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） そういった対策を取る専門部署という御質問でしたけれども、現在、企画振興課のほうで主に地方創生推進の推進する部署のほうで、現在、取組をしておるところでございます。

新年度、未来創造課の担当のほうでその部分を業務を引き継ぐと、さらに様々な取組も進めていきたいと今、考えているところでございますけれども、12月の補正予算で提案、承認いただきました、地域活性化起業人という制度を使いまして、現在、東京の会社から1名派遣をいただいております。そういった外部人材、外から見た本別町はどうなのかと、あるいはそういった首都圏に届けるにはどういう人たちのターゲットに、どういうつなぎをしたらいいのかだとか、そういった部分の調査といえますか、協力も今、いただきながら、新年度に向けたプランニングをしているところでございます。

こういった外からの目も参考にしていきながら、現在、行なっています当課での業務と併せた形で、今後、取り組んでいくという体制を予定しているところでございますので、御理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 先ほど、ちょっと紹介した栗山町ですけれども、一言で言えば、若者子育て世代をターゲットとして、移住定住の施策を展開しているということです。

道内の全ての町のことを知っているわけでは、もちろんありませんけれども、やはりこれからのまちづくりの一つとしては、そういう人口増の具体的な目標というか、ターゲットという言葉がいいのか、そういう人たちに来ていただきたいというような、そういう明確な方向性というのが必要だと思います。

本町においては、その部分を明確にしていく必要があるのかなと私は思うのですけれども、あらゆる世代の方が大いに来てくださいという考え方も、もちろんいいと思います。それから、かつては福祉の充実ということで、随分頑張ってきたということ踏まえて、それを必要とする方々をターゲットにして呼びかけてはというような議論も、この場でやったことはありますけれども、その辺の明確な方向性というのを一定持って、それに合わせた施策というのを形成していくということが、一步も二歩と前に進むことになるのではないかなと私は考えるわけですけれども、他町の例もいろいろ見させていただくと、やはりその辺の目的というものが明確になっていることが多いように私は感じているわけですけれども、その辺の考え方について、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に対しての答弁をさせていただきます。

今、阿保議員から第1回目の再質問でもありましたが、年代を明確にしながら周知すべきということでございます。

先ほど、私も答弁させていただきましたが、本別町移住定住促進支援事業におきましても、先ほども言いましたが、起業するため、あるいは町内事業所に就職等々の場合については、転入する35歳以下ということを示してございますし、また、新規農業者支援事業等につきましては49歳以下ということで、きちんと年代を明示して周知をしているところでございます。周知の仕方がどうのこうのもありますが、さらに幅広いPRをしてまいりたいと考えているところでございます。

また、栗山町等々のお話もいただきました。各自治体で、様々なよい事例が展開されていることも承知してございます。本町といたしましても、そういう自治体のよい事例を参照しながら、本町の独自の施策が何であるのか等も検討しながら、今後も移住定住に向けた取組を強力に進めていきたいなと思っているところでございます。

また、子育て支援につきましても、現在は子ども未来課で担当してもらってございますが、例えば本町におきましては、昨年度から、出産時におきましては、新たに10万円の出産祝金を設けるなど、そして、また、医療関係につきましても、近頃、各



自治体で18歳までの医療費助成ということで大きく取り上げられておりますが、本町はかなり前からそれを実施をしているところでございます。そういった点も、町内外に向けて、大いにPRをしていきたいなと思ってございます。

また、外部からの地域活性化ということで、外部人材も今、活用しているところでございます。そういった総合的かつ包括的な支援をし、それをさらにPRすることによって、1人でも本別町に定住、定着していただけるような取組を推進してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） それでは、日中留保しておりました2問目につき、ナイター議会で執り行ないます。

改めてとなりますが、お仕事終わりなどでお疲れのところ、何かとお忙しい時間帯に傍聴にお越しいただきました皆様、また、中継を御視聴いただいている皆様に心よりの感謝を申し上げます。

それでは、通告書の読み上げを行ないます。

質問要旨です。

冬期間、高齢者を含む多くの町民が来庁する役場庁舎周辺、駐車場の除排雪は安全かつ安心して利用できるよう維持管理されることが当然であるが、本町の実態について、事実と所信をたずねます。

1番項。役場庁舎敷地内、周辺歩道等は高齢者を含む来庁者、高齢者のドライバーが、安全かつ安心して歩行や駐車ができるように維持管理することは当然であるが、歩道が日陰により凍結している、積まれた雪により駐車スペースが不足している、雪で駐車位置が分からない、隣の車との間隔が保てず駐車できない、駐車場から庁舎までの通路が広く確保されていないなどの状態が続き、適切な維持管理がなされているとは到底評価できない。町民の高齢化が進んでいるにも関わらず、高齢者や障がい者等への目配り、心配りができておらず、これらに本町町政の姿勢、在り様が如実に表れており、改善が必要であるが見解を問う。

2番項、上述、この1番項を含めて、高齢者等への配慮として、除雪後の戸口、車両出入り口等へ配慮した体制の構築が急務であるが、新年度より着手する新たな除雪作業の仕組みづくりの検討について、具体的内容について問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の冬期の役場駐車場等の管理と高齢者への配慮について、答弁をさせていただきます。

1点目につきましては、これまでも除雪作業の取組といたしまして、町の除排雪計画に基づきながら、道路や歩道、各公共施設の駐車場等の除雪作業を進めてきている

ところでありまして、市街地において、歩道が日陰により凍結している箇所や、傾斜で滑りやすい箇所につきましては、道路パトロールをした中で、必要な部分に砂散布を行ない、通行者の安全確保に努めているところであります。

役場庁舎の駐車場等の除雪につきましては、除雪作業を行なう当日、駐車している車の台数が少なくなっている時間帯に、支障が出ないように除雪作業を行なっている状況にあり、その中で、除雪後の一部雪山になった部分につきましては、次の排雪作業まで時間をいただき、後日、改めて排雪作業をさせていただいております。

また、駐車場内での駐車位置のラインが見えないときや、隣との車の間隔が保てず駐車できない場合も、その時々状況があらうかと思いますが、しばらくの間、御利用される方々の中で、お互いに車との駐車位置の確認をしていただきながら御利用してもらえればと思っております。

さらに、降雪時の庁舎前及び駐車場から庁舎までの除雪につきましては、開庁時間前に職員が行っており、できるだけ早く、広範囲の除雪に心がけているところでありますが、手作業による除雪となるため、雪の降り方や雪質によっては、足元の悪い状況もあるかと思いますが、御理解を賜りたいと思っております。

なお、高齢者や体の不自由な方など、歩行に不安がある方におきましては、優先駐車場を用意しておりまして、そちらを御利用いただければと思っております。

2点目につきましては、除雪作業は大型機械での除雪であるため、道路の端に雪が残ってしまうので、各戸の間口に残る雪の処理は、各戸で御協力をいただく旨お願いしているところであり、この件につきましては、昨年11月15日の広報かけはしで事前に周知をさせていただいているところであります。

除排雪計画につきましては、新たな仕組みづくりを策定する予定はありませんが、引き続き除雪車の各運転手が、できる限り丁寧な除雪作業をまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは再質問を行ないます。

まず、1番項についてでございますが、私これ申し上げているのは降雪直後のことを申し上げているのではないのです。私が現認しているものでいえば、3月9日の午後1時過ぎぐらいから、役場北側の消防署横を皮切りに、庁舎玄関前、また庁舎前の駐車場等の排雪作業にかかっていると。これは、私この質問通告したのが9日の12時前ぐらいでしたが、たまたまだったのでしょうけれども、9日の1時過ぎぐらいから排雪作業にかかっていると。この3月9日の状態というのはどういう状態だったかということ、本年は日差しも暖かく雪解けが早いのかなという私の直感でございますけれども、もう車道等には雪がない状態でありまして、路面が見えているような状態でありました。町長の御答弁からでいうと、雪が降った直後、それは手が間に合わないというのは分かりますよ。3月9日の、もう道路が概ね見えているような状態のとき

に、降雪から何週間この雪山を放置しているのだという話が、私のこの質問の趣旨でございます。

まず、役場駐車場前でございますけれども、庁舎手前側の軽自動車の駐車場、また奥の保健所側のほう、また玄関前の車椅子マークがついた駐車場、こちら2台分用意してございます。また、歩道を含めた庁舎前広場周辺でございます。この駐車場であるとか、歩道の点字ブロック、これらも全て雪で埋もれている状態であることを、3月9日の排雪前には確認してございます。

今回の定例会での一般質問においては、防災についても質問が他の議員からなされたところでございます。震度7の地震を想定しているということでございますが、震度7ぐらいの大きな規模の災害があった場合、例えば消防庁舎付近であるとか役場駐車場付近、これ防災の拠点だったり、皆さんが避難するような拠点になり得ることにはならないのでしょうか。この駐車場が狭くなっているような状態で、まさかそこにかまくら何か作することを想定していることではないでしょうか。冬期間の防災の妨げにもなると、私自身は考えるところでございますが、どのような御見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

また、町長が先ほど御答弁でいただいた最優先駐車等の駐車場というのは、どこのことを指し示しているのか、改めてお伺いをいたしたい。役場玄関前の車椅子マークの、歩行が困難な方や障がいをお持ちの方とか、そういった方のスペースの従来敷設されている場所のことをおっしゃっているのか。ここに雪山がのっけりと積まれていたということの現状を、3月9日の1時前はそのような状態だったということをお伝えさせていただきます。

私、これ認識なのですけれども、役場庁舎というと町の顔でもあるのかなと考えるところでございますが、この町の顔である庁舎前でこうした配慮ができていないということですので、2番項にも関わってきますが、当然、一般住宅、高齢者の戸口等については、当然そっちへ配慮何か行くわけがないなと感じたところでございます。もうこうした町の姿勢なのだということには、十分うなずけたところでございます。

例えば、大型の重機で除雪等を行なっているのは、それは承知してございますが、例えばそれら丁寧に行なうのであれば、大小の重機2台体制で行なうとか、どうしても間に合わないときであれば、翌日等に小型のホイールローダー、タイヤショベル等で向かうとか、場合によってはスタッフが後追いをして人海戦術でやっていく、このようなことを場合によって取り組んでいるところもございます。

また、新しい除雪の体制づくりについては予定がないということではございましたが、令和4年度の第4回の定例会上、町長から、新年度に向けて新たな仕組みづくりの検討に着手するところでありますというような御答弁をいただいておりますが、これは除排雪に対する部分については該当ないということなのではないでしょうか。私の認識が

誤っているのか、12月定例会での答弁とただいまの答弁でそこがあるのか、改めてお伺いをいたすところでございます。

こうした、高齢者への配慮がなっていないという点から、このままでしたら除雪が大きな負担になっていると、この町に住み続けられないというような声も多く届いているところでございます。決して少ない数の高齢者の方々が、せっかく除雪終わったのに、除雪来るのが遅いから、終わったところに大きな雪山が置いて行かれたとか、本当にもうやる気がなくなる、住み続けられない、もう諦めた何ていう方もいらっしゃいます。もう諦めて除雪することをやめてしまったという方もいらっしゃいます。

また、現在ある共助の体制の中においても、一度来ていただいて、またその後除雪来て、その雪をもう一度よけてくれと何度も頼めないでしょと、そのような声も届いているところであります。そうしたことによって、次の日病院に行けなくなった、出かける用事が潰れてしまった、そうした切実な声も届いております。

先ほど述べたように、人口減を少しでも緩やかにしたいと思うのであれば、このような高齢者の方々が安心して住み続けられるような体制づくりが急務であります、改めてお考えをお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 質問にお答えさせていただきます。

質問の部分部分で抜けている部分ございましたら、また御指示いただきたいと思えます。

まず1点目、今お話ありました3月9日、排雪の部分でございます。これにつきましては、その当日、北側、消防署のほうですね、裏側と南側やった部分、これは3月9日にやっております。あと、南側駐車場の中の山の部分につきましても、同日やっているところでございました。

通常であれば、先ほど言ったように、先ほど町長からもお話ありましたけれども、時間をいただいた中で排雪をまとめて進めるというような形でやっていますが、今の部分については、消防署の裏側の部分も含めてなのですが、町民の方が利用するというのではなくて、消防署、うちの職員ということで依頼のあった部分、ある程度ちょっと遅くなる部分あるのですが、あった部分について排雪作業をさせていただいたということでございます。

ただ、山側の部分については、一部置いていた部分はございますが、置いている場所につきましては、駐車場の中の一番南側、保健所側ですね、角、一角を取りまして、5台分ぐらいのスペースのところちょっと置かせていただいた経緯でございます。これについては梅村議員言われるように、確かに3月9日、もう雪が大分解けてきていますし、排雪作業が遅れていたことについては、今回、原課として取り組むのが遅かったことについては認識しているところでございます。通常であれば、支障のないように駐車場の中、順次、公共の部分やっていきたいと考えておりますが、この3月

9日の部分につきましては梅村議員が言われるように、多少遅かった部分もあったのかと思っております。

戸口の部分でございますが、昨年も12月議会の中でお話をほういただいております、町道の除雪の部分でございますが、道路管理者としまして、うちのほうで除排雪の計画作成してございます。これはその中で、大型機械ということで動いておりますので、当然、各戸、町民の方々の自宅の前も含めて通行した際に、どうしても雪が残ってしまう部分については、これは毎年お話いただいている部分でございます。

ただ、これにつきましては、できるだけ除雪をする際に、運転手さん気をつけながらやっただいている状況ですので、多少雪が残る部分については御理解いただきたいということで、先ほどもお話しさせていただきましたが、毎年11月の広報に呼びかけをさせていただいているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 補足で答弁をさせていただきます。

3月9日、確かに役場庁舎裏、それから表の保健所の前の雪山を排雪いたしました。この経過につきましては、今年度の雪の降雪のあった雪は重い、そして固まっているという状況もあり、各市街地の中道、そして各道路間の雪が積もったところ等を排雪をしております、そこに時間を要したということでありまして、決してほかの業務をさておいて排雪をしなかったというわけではございませんので、そこは申し置きをしておきたいと思っております。あくまでも、地域住民、市街地の高齢者等々、そしてそこに關わる道路の排雪を最優先的に行なっていたものでありまして、最後に庁舎の排雪となったところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、先ほど来、議員から、住み続けられない、除雪が悪いというお話はございました。一部はそういう御意見もあろうかと思いますが、私のところには、ほかの町、市よりも、先ほども答弁しましたが、本別町の除雪は素晴らしいものがあるというお褒めのお言葉もいただいております、しかしながら、各戸別を訪問するときに、高齢者の方等々もいますので、そういう弱者に対しての除雪の在り方は、今後、十分に検討してまいらなければならないと思っております。

また、除排雪計画等につきましては、策定する予定はないとの私の発言でありましたが、除排雪計画につきましては従前どおり、計画どおり行なっていくと。私が前回の議会で申し述べたのは、降雪時において速やかに除雪を行なうためには、地域皆さんの協力も必要と、そして地域の方々からも、町にできないことは私たちのほうでやるから、その仕組みを何とかならないものかということで言われておりますので、その辺につきましては、十分、今、検討協議をしている段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 1点、優先駐車場の関係で御質問があったかと思えます。

優先駐車場につきましては、梅村議員おっしゃるとおり、役場正面玄関前の2台分確保してあるところをごさいますて、確かに、当時、雪山につきましては、駐車場側に雪を積ませていただいて、優先駐車場の場所を確保させて、いつもそういった形で確保させていただいております、雪山積んでありますけれども、当日におきましては、広めの2台分の駐車スペースについては確保されているものと捉えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 先ほど、役場内の駐車場について、利用者が譲り合っという御趣旨の御答弁いただいたところですが、我々と高齢者ドライバーとはやはり違うということを知らなければいけない。我々ができること、我々が容易に、例えば雪の塊が戸口の前にあったと、それをすぐよけるものが、高齢者はそれができないということに気づかなければいけないのです。我々が気をつければ容易に歩けるところが、高齢者は歩けないということに気づかなければいけない。高齢ドライバーの方は、雪道じゃなくても、車のいないところを狙って駐車しないと出れないとか、そういった方もやはりいらっしゃるのです。そうした方々、この広い町内で、交通のインフラが整っていない町内ですから、当然、自家用車に頼るところがある、そうした方々が住み続けられるように、そうしたところ、相手の立場になって考える、弱い方、高齢者の方々の立場になって考えるという視点が大きく欠落していると、答弁から感じたところをごさいます。そうしたところにしっかりと心配り目配りしていく必要があります。自分は困らない、自分は大丈夫、だからそのままというような、そうした町政ではないのかなとこのように感じるごさいます。

私自身、政治活動の中でこのことに気づかされたのが、歩道に小さなくぼみがあって、そこが凍結してしまうと。そこを巡回に行ったところ、これで高齢者の方が歩けないのかというぐらいに驚いたものです。そのときから私は気づかされて、相手の立場、弱い人の立場になって、自分の感覚ではない、その人の立場になって物事を考えて、課題解決に向かおうということに気づかされた次第です。ぜひ、町長以下、皆さんにとっても、そうした方々の立場になって考えられる、そうした視点をお持ちいただきたいが、改めて見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 議員指摘のことはよく分かりますが、私どもは思いやりを持って優しい町政を推進しているというところをごさいます。

批判はあえて承りますが、今後も町民の皆さんの声を大事にし、声なき声もしっかりと心に刻みながら、安心して安全な町づくりのために、職員一同頑張っている、そういうことで答弁とさせていただきますと思いますが、もう1点言わせてもらえれば、高齢者ドライバー等につきましても、私も十分その点については承知をござ

います。今回の予算でも、これは直接除雪には関わりませんが、免許証の返納時における支援とか、さらには福祉の現場における支援対策等々もしっかりと予算を計上しておりますので、この後、予算特別審査委員会においてその点を御指摘いただければありがたいなと思いますし、また、議員をはじめ、全ての町民の皆さんの声をしっかりと承りながら、町政を推進をしてまいりたいと思いますので、御理解と御協力を賜り、答弁とさせていただきます。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） これで一般質問を終わります。

傍聴者の皆様に申し上げます。

今回で21回目のナイター議会を、4年ぶりに開催させていただきました。

長時間にわたり、お疲れのところ、傍聴いただきまして誠にありがとうございます。

当議会の取組に対しましても、今後とも御指導、御協力、御理解をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

併せて、本年5月には4年ぶりに町民懇談会を開催させていただく予定でございます。お誘い合わせの上、多くの方が御参加くださいますこと、いろいろと御意見いただきますことをお願い申し上げます、お礼の挨拶にさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

明日3月15日の会議は、議事の都合により、特に午後1時30分に繰り下げて開くことといたしました。これをもって通知済みといたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会宣告（午後 7時16分）

# 令和5年本別町議会第1回定例会会議録（第3号）

令和5年3月15日（水曜日） 午後1時30分開議

## ○議事日程

- |       |         |                                   |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 13号 | 本別町職員の定年等に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 2 | 議案第 14号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について |
| 日程第 3 | 議案第 15号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 4 | 議案第 16号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について             |
| 日程第 5 | 議案第 17号 | 本別町国民健康保険条例の一部改正について              |
| 日程第 6 | 議案第 18号 | 本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について       |
| 日程第 7 | 発議第 1号  | 本別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について        |
| 日程第 8 | 議案第 19号 | 本別町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について        |

## ○会議に付した事件

- |       |         |                                   |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 13号 | 本別町職員の定年等に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 2 | 議案第 14号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について |
| 日程第 3 | 議案第 15号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 4 | 議案第 16号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について             |
| 日程第 5 | 議案第 17号 | 本別町国民健康保険条例の一部改正について              |
| 日程第 6 | 議案第 18号 | 本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について       |
| 日程第 7 | 発議第 1号  | 本別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について        |
| 日程第 8 | 議案第 19号 | 本別町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について        |

## ○出席議員（12名）

議長	12番	篠原 義彦	副議長	11番	柏崎 秀行
	1番	宮本 やよい		2番	加藤 徹己
	3番	丑若 浩行		4番	水谷 令子



5 番 梅 村 智 秀  
7 番 藤 田 直 美  
9 番 高 橋 利 勝

6 番 石 山 憲 司  
8 番 方 川 一 郎  
10 番 阿 保 静 夫

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐々木 基 裕	副 町 長 村 本 信 幸
会 計 管 理 者 藤 野 和 幸	総 務 課 長 三 品 正 哉
農 林 課 長 篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長 長 屋 和 幸
住 民 課 長 倉 崎 景 一	子 ども 未 来 課 長 松 本 恵
建 設 水 道 課 長 加 藤 勉	企 画 振 興 課 長 小 川 芳 幸
老 人 ホ ー ム 所 長 前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長 松 本 秀 規
総 務 課 主 幹 上 原 章 司	建 設 水 道 課 主 幹 小 出 勝 栄
総 務 課 主 査 石 川 雅 康	教 育 長 高 橋 哲 也
教 育 次 長 武 田 敏 英	社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳
農 委 事 務 局 長 高 橋 優	代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉	

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之	総 務 担 当 主 査 越 後 忠
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香	

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第13号

○議長（篠原義彦） 日程第1 議案第13号本別町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第13号本別町職員の定年等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年を段階的に年齢65歳に引き上げ、管理監督職に就く上限年齢を60歳にすることによる降任等に関し必要な事項を定めるとともに、60歳を超える職員に係る給与等に関する特例を定めるものであります。

改正の主な内容であります。第2章に規定しております定年制度につきましては、地方公務員の定年の基準となります国家公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の定年を2年に1歳ずつ65歳まで引き上げるもので、令和13年度において定年年齢が65歳となるものであります。

第3章に規定します管理監督職勤務上限年齢制につきましては、管理監督職に就く職員が、勤務上限年齢である60歳に達した日の翌日から、同日以降最初の4月1日までに、他の職に降任又は降給を伴う転任を定めるための規定を設けるもので、こちらにつきましては役職定年制度といわれているものでございます。

第4章に規定します定年前再任用短時間勤務制につきましては、60歳に達した日以降で定年前に退職した職員につきまして、本人の意向を踏まえて短時間勤務の職として再任用するための規定を設けるものであります。

なお、本制度の施行にあたり、これまでの再任用制度が廃止されることに伴いまして、定年が65歳となる令和13年度末までの間、定年後の職員を暫定的に再任用するための規定を附則において設けているものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

本別町職員の定年等に…。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） ただいま、柏崎議員から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありましたので、成立をいたしました。

説明を省略することに動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号本別町職員の定年等に関する条例の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

○総務課長(三品正哉) よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから、質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号本別町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号本別町職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第2 議案第14号

○議長(篠原義彦) 日程第2 議案第14号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第14号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、職員の定年が引き上げられたことなどに伴い、関係規定を改定する必要が生じたものであります。

今回整備をする条例につきましては12本で、改正する条例及び内容につきましては、1本目が、本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で、こちらは条ずれに伴う改正であります。

2本目は、本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例で、こちらは条ずれ及び名称変更、再任用職員が廃止されることに伴い定年前再任用短時間勤務職員という名称が変更になることによる改正でございます。

3 本目は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例で、派遣できる職員の規定中、役職定年の特例を受けた職員が新たな職となることから追加する改正であります。

4 本目は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例で、定年延長された後、60歳を超えた職員についての給料を減額できるようにするため分限に降給を追加する改正であります。

5 本目は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例で、懲戒の減給につきまして、60歳以降引き続き減給処分がある場合につきまして、給料が減額となった場合における減給額を定めるための改正であります。

6 本目は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、条ずれ及び先ほどの条例と同様、名称変更に伴う改正でございます。

7 本目は、職員の育児休業等に関する条例で、育休を取得することができない職員の規定中、役職定年の特例を受けた職員につきまして任期の定めのある職員となることから、育休を取得することができない職員となるための追加及び名称変更に伴う改正でございます。

8 本目は、職員の給与に関する条例で、定年延長により、再任用制度がなくなることに伴い、新たに規定される定年前再任用短時間勤務職員についての給料月額を定める改正、こちらは給料表に記載されている文字も共に改正されるものであります。及び字句整理、名称変更、60歳に達した日以降における最初の4月1日以降の給料について7割とすることができるよう改正するものであります。

9 本目の本別町職員の特殊勤務手当に関する条例、10 本目の職員の旅費に関する条例、11 本目の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、いずれも条ずれに伴う改正でございます。

12 本目は、職員の再任用に関する条例で、定年が65歳に延長されたことに伴い廃止するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う…。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) ただいま、柏崎議員から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立をいたしました。

説明省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、説明を省略することの動議は可決されました。

○総務課長(三品正哉) よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、議案第14号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第14号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第15号

○議長（篠原義彦） 日程第3 議案第15号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第15号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年11月に議決をいただきました、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、本条例を準用し定めておりました給料及び期末手当の支給月数につきまして、条例を改正する必要が生じたものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項中「100分の120.0」とあるのは、「100分の125.0」と読み替えるものとする。

こちらはフルタイム会計年度任用職員の期末手当につきまして0.1か月分引き上げる改定であります。

第22条第1項中「場合において、」の次に「同条第2項中「100分の120.0」

とあるのは、「100分の125.0」と、「平均額」との次に「読み替えるものと」を加える。

こちらはパートタイム会計年度任用職員の期末手当につきまして、フルタイム同様0.1か月分引き上げる改定であります。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）、別添。

別表第2（第3条関係）、別添。

別表第3（第3条関係）、別添。

別表第4（第3条関係）、別添。

こちらは、給料表の月例給を一般職員に合わせるもので、行政職給料表が3,000円から4,000円、その他の給料表につきましては、3,000円から4,600円改定するものでありまして、別表での説明は省略をさせていただきます。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、議案第15号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第16号

○議長（篠原義彦） 日程第4 議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長(倉崎景一) 議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、賦課限度額の超過世帯割合が法定である1.5%を超え、中でも後期高齢者支援金賦課分にあっては2%を超えているため、低中間所得層に配慮し、税率の改定を行わず、限度額超過世帯割合を1.5%に近づけるため限度額を引き上げる一方、中間所得層の軽減増のために税額の軽減判定に当たって所得判定基準の控除額を5割軽減で5,000円、2割軽減で1万5,000円増額するよう国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い条例改正を行なうものです。

また、雇用保険法施行規則が改正され、失業認定等の雇用保険手続において受給資格者証に加え簡素化された受給資格通知でも可能になったことから、雇用保険受給資格者の国保税軽減措置申請についても同様とするように条例改正するものです。

それでは、改正条文により説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略します。

本別町国民健康保険税条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のとおり改正するものとする。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第21条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第22条の2第2項中「いう。」の次に「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」を加える。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項、この条例による改正後の第2条第3項ただし書及び第21条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから、質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番(阿保静夫) 説明では、法改正の理由は中間負担の増を避けるため限度額をアップしたというような趣旨だと捉えておりますが、今回のこの改正による影響額ある

いは関係する世帯数と影響額、それについて伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えします。

あくまでも推計値でございますけれども、まず限度額を超えている方の分につきましては、現在66世帯ございますけれどもこれは変わらないだろうということで、66世帯の2万円で132万円増が見込まれております。

それから控除額が増加することによって軽減される世帯につきましては、1世帯2人、夫婦世帯を想定してまして、軽減なしから2割軽減になる家庭が5世帯、それから2割軽減から5割軽減になる世帯が5世帯、合計しますと39万5,000円の減になります。したがって、増と減差し引きますと92万5,000円の増額を想定しております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第17号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第17号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第17号本別町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を賄えるようにする観点から出産育児一時金の給付額が産科医療補償制度掛金分1万2,000円を加えると42万円から50万円になるよう健康保険法施行令が改正されたことに伴い条例改正を行なうものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略



をします。

本別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の前日に出生した被保険者に係る本別町国民健康保険条例第7条の規定による出生一時金の額については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第17号本別町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号本別町国民健康保険条例の一部改正について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号本別町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第18号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第18号本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第18号本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

個人情報の保護につきましては、個人情報の保護に関する法律のほか、行政機関や独立行政法人など、その規律対象によりそれぞれ法令が定められており、本別町におきま

しては、これまで、本別町個人情報保護条例の下、個人情報を管理してきておりましたが、令和3年度にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、本別町を含みます全ての地方公共団体が、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律により一律に規定されることとなりました。

この制度改正により、本別町の個人情報保護制度は、本別町個人情報保護条例から改正された個人情報の保護に関する法律の基に運用されることとなるため、現行条例を廃止し、新たに法律から委任された事項等を規定する本別町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するため提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町個人情報の保護に関する法律施行条例。

趣旨。

第1条、この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

定義。

第2条、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2項、この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び国民健康保険病院事業の管理者をいう。

個人情報取扱事務の届出。

第3条、実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届出なければならない。当該届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、同様とする。

第1号、個人情報取扱事務の名称。

第2号、個人情報取扱事務の目的。

第3号、個人情報の対象者の範囲。

第4号、個人情報の記録項目。

第5号、記録項目で要配慮個人情報が含まれるときは、その旨。

第6号、個人情報の収集先。

第7号、個人情報の利用の範囲及び提供先。

第8号、前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項。

第2項、実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、または変更され、もしくは廃止された日以後において同項の届出をすることができる。

第3項、町長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第4項、第1項の規定は、町の職員又は職員であった者に関する個人情報であって、

専らその人事、服務、給与及び福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項に係るものを取扱う事務については、適用しない。

第3条の規定につきましては、本条例施行前までに作成しておりました個人情報取扱事務簿につきまして、引き続き使用することができるように規定したものであります。手数料等。

第4条、法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、有料とする。

第2項、前項に規定する手数料は、本別町手数料徴収条例（平成12年条例第1号）の定めるところによる。

第3項、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しを交付する場合には、当該写しの作成又は送付に要する費用は開示請求者の負担とし、規則で定める。

第4条の規定につきましては、開示請求に係る手数料につきまして、法律では手数料を納めなければならないとされていることから、本別町手数料徴収条例に委任するための規定を設けておりますが、国のガイドラインにおきまして無料とすることも可能とされていることから、利用者の利便性を鑑み、当分の間、手数料条例において額を定めず、手数料を無料とすることとしております。なお、コピー代等の実費につきましては、これまでどおり徴収することを規定しております。

開示決定等の期限。

第5条、開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第2項、前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

開示決定等の期限の特例。

第6条、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第1号、この条の規定を適用する旨及びその理由。

第2号、残りの保有個人情報について開示決定等をする期限。

訂正決定等の期限。

第7条、訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第2項、前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

訂正決定等の期限の特例。

第8条、実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第1号、この条の規定を適用する旨及びその理由。

第2号、訂正決定等をする期限。

利用停止決定等の期限。

第9条、利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第2項、前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

利用停止決定等の期限の特例。

第10条、実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第1号、この条の規定を適用する旨及びその理由。

第2号、利用停止決定等をする期限。

第5条から第10条までの規定につきましては、まず、第5条、第7条、第9条に規定する、各種決定等の期限につきましては、法律におきまして、決定及び延長につきましては30日以内と規定されておりますが、その範囲内であれば条例において短縮することが許容されていることから、開示請求者の利便性等を低下させないよう、現行条例どおり14日以内とし、事務処理上の困難等、正当な理由がある場合は、さらに14日以内に限り決定等を延長することができることを規定するものであります。なお、期限を延長した場合におきましては、請求者に対し書面にて通知することを定めております。第6条、第8条、第10条に規定する、各種期限の特例につきましては、その手続きにおきまして、取り扱うべき個人情報大量であるため、前条に定める延長を含めた28日の期間内においても処理をすることができない場合は、一部において開示等し、残りについては、期限を過ぎてから開示等することを許容する旨を規定しております。なお、この場合におきましても、請求者に対し書面にて通知することを定めております。

審査会への諮問。

第11条、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、本別町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和〇〇年条例第〇〇号）第1条に規定する本別町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

第1号、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合。

第2号、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合。

第3号、前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合。

第11条の規定につきましては、法律では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な見地に基づく意見を聴くことが必要である場合には、条例により審査会等に諮問することができることとされております。本別町におきましては、すでに情報公開・個人情報保護審査会が設置されており、この審査会において、本条例の運用について諮問することができるよう、設置の根拠について定めるものであります。

ただし、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用しており解釈を国が設置しております個人情報保護委員会が一元的に担うことから、本別町が設置する本審査会におきまして個別の事案を法に照らして適否の判断を行なうことはできないものとされております。

委任。

第12条、この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

本別町個人情報保護条例の廃止。

第2条、本別町個人情報保護条例（平成16年条例第25号）は、廃止する。

経過措置。

第3条、次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の本別町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項（旧条例第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

第1号、この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者。

第2号、この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いに係る業務の委託を受けたものである者またはこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の

取扱いに係る業務の委託を受けたものであった者。

第3号、この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者。

第2項、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前に旧条例第7条の規定によりなされた個人情報取扱事務の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第3項、施行日前に旧条例第16条第1項若しくは第2項（旧条例第22条第2項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）、第22条第1項若しくは第25条第1項若しくは第2項の規定による請求、旧条例第29条第1項若しくは同条第5項において準用する旧条例第16条第2項の規定による申出又は旧条例第30条第1項若しくは同条第2項において準用する旧条例第16条第2項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正（追加及び削除を含む。）及び利用停止、是正の申出並びに是正の再申出については、なお従前の例による。

第4項、施行日前に旧条例の規定により本別町情報公開条例(平成14年条例第1号)第16条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する本別町情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

附則第3条の規定につきましては、経過措置を定めるもので、第1項の規定につきましては、旧条例施行中に知り得た情報について、新条例施行後においても、他人に知らせ、または不当に利用してはならないことを規定しています。なお、第1号から第3号につきましては、この附則適用を受ける者についてを規定しています。第2項の規定につきましては、旧条例において運用されている個人情報事務取扱事務登録簿につきまして、引き続き条例第3条の規定によるものとするを規定、第3項につきましては、新条例施行前にされた個人情報の開示請求等につきましては、新条例施行後であっても、旧条例により処理することを規定するもの、第4項につきましては、新条例施行前に審査会に諮問された事項については、旧条例により処理することを規定しております。

旧条例による個人情報の取扱いに関する罰則。

第4条、次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号、この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者。

第2号、前条第1項第3号に掲げる者。

第2項、前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（同号に規定する保有個人情報に該当しない同条第8号に規定する保有特定個人情報を含む。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと

きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第3項、前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

附則第4条の規定につきましては、新条例施行前に保有または、知り得た情報につきまして、新条例施行後において不正に提供、盗用した場合における罰則を規定しているものであります。

第5条、附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附則第5条の規定につきましては、新条例施行前において保有または、知り得た情報について、不正に提供、盗用した場合における罰則を規定するものであります。

以上、議案第15号本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） ページ数が出てないんですけども、後から3枚目になりますか、第11条の関係です。

第11条審査会への諮問のところで、説明では町として法に照らして適否な判断はできないので、そのことについての対応をしていくというような趣旨だったと思います。全部十分に聞き取れません。

町は法としての適否はそれはできないもんだというのは理解できるわけですけども、そういうケースのときの具体的な対応というのはどのようにされるのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 例えばこの個人情報についての取扱いについて、適否なのかというところについては今回審査会においては審査することができなくなっておりまして、この場合におきましては、国で設置しております個人情報保護委員会のほうに届出をしまして、そちらのほうで法の適否について判断をしていただくという形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 発議第1号

○議長(篠原義彦) 日程第7 発議第1号本別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○7番(藤田直美)〔登壇〕 発議第1号本別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方議会は法の適用除外となり、新たに条例制定する必要性が生じたため、本条例を提案するものです。

それでは、制定の条文について朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) ただいま、方川議員から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号本別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、説明を省略することの動議は可決されました。

○7番(藤田直美) 御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから、質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから、発議第1号本別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号本別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 議案第19号

○議長(篠原義彦) 日程第8 議案第19号本別町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第19号本別町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほど議決をいただきました、本別町個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する諮問機関につきまして、その設置についてを規定するため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町情報公開・個人情報保護審査会条例。

設置。

第1条、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、本別町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、実施機関。本別町情報公開条例(平成14年条例第1号)第2条第1号に規定する実施機関、本別町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第〇号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第2条第2項に規定する実施機関及び本別町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第〇号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第1条に規定する議会をいう。

第2条第1号の規定につきましては、本審査会に該当する実施機関につきまして、本別町個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する実施機関に加えまして、本別町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく機関が保有する個人情報についても取り扱うことができるようにするため規定するものであります。

第2号、公文書。本別町情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。

第3号、保有個人情報。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

所掌事務。

第3条、審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

第1号、本別町情報公開条例第16条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第2号、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第3号、個人情報保護法施行条例第11条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第4号、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じ意見を述べること。

第5号、議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第2項、前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る重要事項について、実施機関に対して意見を述べることができる。

第3条の規定につきましては、審査会の所掌事務を定めるもので、第1項第1号は、情報公開条例に関する審査請求について調査・審議することを規定、第2号は、個人情報保護法の規定により諮問される開示・訂正・利用停止の決定若しくは請求に係る不作為に係る審査請求について調査・審議することを規定、第3号は、条例の規定により諮問される条例改正等に関し調査・審議することを規定、第4号は、特定個人情報保護ファイルの取扱い等について意見を聴取することを規定、第5号は、議会における個人情報保護条例に関する個人情報の取扱い、審査請求等について調査・審議することを規定しております。

組織。

第4条、審査会は、委員5人で組織する。

第2項、委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた見識を有する者のうちから町長が委嘱する。

第3項、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条の規定につきましては、本別町情報公開条例に規定する審査会の規定を引き継ぐため規定するものであります。

審査会の調査権限。

第5条、審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（本別町情報公開条例第16条の規定により審査会に諮問をした実施機関、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何

人も審査会に対し、その提示された公文書及び保有個人情報の公開を求めることができない。

第2項、諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

第3項、審査会は、諮問実施機関に対し、審査請求のあった処分に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法に分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提示するよう求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された公文書及び保有個人情報の公開を求めることができない。

第4項、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5条の規定につきましては、審査会の調査権限を定めるもので、第1項は、審査会に付された事案について、審査のために公文書または保有個人情報を提出させることができることを規定をしております。また、審査の公正性を担保するため、審査会に提出された文書につきましては開示請求できないことを規定しています。第3項では、審査会に付された事案について、文書量や情報量が多い場合には、実施機関に対し、その情報を整理等した書類を作成させ提出させることができることを規定しております。また、第1項同様に、審査の公正性を担保するため、作成され審査会に提出された文書については開示請求できないことを規定しております。

守秘義務。

第6条、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

委任。

第7条、この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

本別町情報公開条例の一部改正。

第2項、本別町情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 救済手続及び救済機関（第15条—第16条）」を「第3章 救済手続（第15条・第16条）」に改める。

「第3章 救済手続及び救済機関」を「第3章 救済手続」に改める。

第15条の2を削る。

第16条を次のように改める。

審査会への諮問。

第16条、この条例による公文書の公開の請求に対する処分または不作為について審査請求があったときは、裁決をする町長または実施機関は、次の各号のいずれかに該当

する場合を除き、当該審査請求について、遅滞なく、本別町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第〇号）第1条に規定する本別町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該裁決をしなければならない。

第1号、審査請求が不適法であり、却下する場合。

第2号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第三者から当該公文書の公開について反対の意思を表示した書面が表示されている場合を除く。）。

附則第2項の規定につきましては、本条例施行に伴い、本別町情報公開条例の一部を改正する必要があることから、所要の改正をしているものでございます。

本別町情報公開条例の一部改正に伴う経過措置。

第3項、この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）前に附則第2項による改正前の本別町情報公開条例（次項において「旧条例」という。）第16条第3項の規定により町長から本別町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱を受け、施行日においてなお同条第4項に規定する任期を満了していない者（この項において「旧審査会委員」という。）は、施行日においてこの条例中第4条第2項の規定による委嘱を引き続き受けているものとみなす。この場合において、旧審査会委員の任期の起算日は、旧条例の規定により町長から委嘱を受けた日とする。

附則第3項の規定につきましては、現行の本別町情報公開条例により審査委員会に委嘱され、この条例施行日までにその任期を終えない場合は、引き続き委嘱を受けているものとみなし、任期を情報公開条例により委嘱された日とすることを規定するものであります。

第4項、この条例の施行前において旧条例第16条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する本別町情報公開・個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧条例第16条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

附則第4項の規定につきましては、附則第3項において引き続き委嘱を受けているものとみなした委員につきまして、守秘義務にあっても引き続きものとするを規定するものであります。

以上、議案第15号本別町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号本別町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号本別町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長(篠原義彦) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告(午後 2時36分)

# 令和5年本別町議会第1回定例会会議録（第4号）

令和5年3月16日（木曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

- |       |         |                            |
|-------|---------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 20号 | 令和5年度本別町一般会計予算について         |
| 日程第 2 | 議案第 21号 | 令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算について   |
| 日程第 3 | 議案第 22号 | 令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について  |
| 日程第 4 | 議案第 23号 | 令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算について   |
| 日程第 5 | 議案第 24号 | 令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 25号 | 令和5年度本別町簡易水道特別会計予算について     |
| 日程第 7 | 議案第 26号 | 令和5年度本別町公共下水道特別会計予算について    |
| 日程第 8 | 議案第 27号 | 令和5年度本別町水道事業会計予算について       |
| 日程第 9 | 議案第 28号 | 令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |

## ○会議に付した事件

- |       |         |                            |
|-------|---------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 20号 | 令和5年度本別町一般会計予算について         |
| 日程第 2 | 議案第 21号 | 令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算について   |
| 日程第 3 | 議案第 22号 | 令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について  |
| 日程第 4 | 議案第 23号 | 令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算について   |
| 日程第 5 | 議案第 24号 | 令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 25号 | 令和5年度本別町簡易水道特別会計予算について     |
| 日程第 7 | 議案第 26号 | 令和5年度本別町公共下水道特別会計予算について    |
| 日程第 8 | 議案第 27号 | 令和5年度本別町水道事業会計予算について       |
| 日程第 9 | 議案第 28号 | 令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |

## ○出席議員（12名）

- |    |     |       |     |     |      |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 篠原義彦  | 副議長 | 11番 | 柏崎秀行 |
|    | 1番  | 宮本やよい |     | 2番  | 加藤徹己 |
|    | 3番  | 丑若浩行  |     | 4番  | 水谷令子 |
|    | 5番  | 梅村智秀  |     | 6番  | 石山憲司 |
|    | 7番  | 藤田直美  |     | 8番  | 方川一郎 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木	基裕	副町長	村本	信幸
会計管理者	藤野	和幸	総務課長	三品	正哉	
農林課長	篠原	順彦	保健福祉課長	長屋	和幸	
住民課長	倉崎	景一	子ども未来課長	松本	恵	
建設水道課長	加藤	勉	企画振興課長	小川	芳幸	
老人ホーム所長	前佛	清治	国保病院事務長	松本	秀規	
総務課主幹	上原	章司	建設水道課主幹	小出	勝栄	
総務課主査	石川	雅康	教育長	高橋	哲也	
教育次長	武田	敏英	社会教育課長	千代	孝徳	
農委事務局長	高橋	優	選管事務局長	三品	正哉	

## ○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川	雅之	総務担当主査	越後	忠
総務担当主事	今井	綾香			

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第20号ないし日程第9 議案第28号

○議長（篠原義彦） 日程第1 議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、ないし日程第9 議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件についてを一括議題といたします。

はじめに、令和5年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

村本副町長。

○副町長（村本信幸） それでは、私から、令和5年度予算編成の考え方及び主に一般会計予算の概要について御説明を申し上げます。お手元に一般会計の予算書、御用意ください。

最初に、国の令和5年度予算につきましては、令和4年度第2次補正予算と合わせ、歴史の転換期を前に、わが国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予算とされています。

また、昨年12月に公表された地方財政対策では、地方交付税を前年度比1.7%増の18兆3,611億円とし、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は前年度比0.2%増の62兆1,635億円が確保されたところであります。

本町の令和5年度予算につきましては、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図り、本町の活計化に向けた取組を推進するとともに、第7次本別町総合計画の理念を基調としつつ、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまち、本別町を築くことができるよう、所要額を計上しております。

それでは、一般会計予算書の210ページをお開きください。

本別町予算総括表。

一番下の合計欄ですが、一般会計と6特別会計、2企業会計の予算総額は118億8,672万2,000円となり、前年度と比較しますと1億290万5,000円、0.9%の減となっております。

上段の一般会計ですが、70億3,886万7,000円で、前年度比1億3,757万9,000円、1.9%の減となりました。

なお、特別会計及び企業会計予算の概要につきましては、各担当より御説明をいたしますので、私からの説明は割愛をさせていただきます。

次に、予算書の9ページをお開きください。

一般会計であります、1、総括の歳入を御覧ください。

1款町税は前年度比697万3,000円、0.7%減の9億4,015万2,000円を見込んでおります。

税ごとの主な内容ですが、12ページ、13ページをお開きください。



1 項町民税、1 目個人のうち個人所得割については前年度比 5 6 5 万 3,0 0 0 円、1. 6 %減の 3 億 5,1 5 2 万 3,0 0 0 円を計上しております。

2 目法人のうち法人税割は、前年度比 8 0 0 万 8,0 0 0 円、2 3. 6 %減の 2,5 8 5 万 3,0 0 0 円を計上いたしました。

2 項固定資産税は、1 目固定資産税のうち土地については、前年度比 2 3 万 5,0 0 0 円、0. 4 %減の 5,9 2 5 万 1,0 0 0 円、家屋については、前年度比 1 9 0 万 1,0 0 0 円、1. 0 %増の 1 億 8,4 8 8 万円、償却資産については、前年度比 2 4 0 万 4,0 0 0 円、1. 3 %増の 1 億 8,7 2 6 万円を計上しております。

9 ページにお戻りください。

1 0 款地方交付税については、前年度比 1 億 6 8 9 万 1,0 0 0 円、3. 6 %増の 3 0 億 8,8 8 6 万 5,0 0 0 円を見込んでおります。

内訳ですが、普通交付税については 2 8 億 2,3 4 2 万 9,0 0 0 円を計上しておりますが、総務省の示した基準財政需要額の伸び率では、個別算定経費を前年度算定比で 0. 5 %程度の増、包括算定経費を 3. 5 %程度の増とされておりますが、これらの伸び率を参考とした上で、公債費算入額の減少などを考慮し、前年度比 1 億 6 8 9 万 1,0 0 0 円、3. 9 %の増を見込んでおります。特別交付税は前年度当初予算額と同額の 2 億 6, 5 4 3 万 6,0 0 0 円としました。

1 8 款繰入金であります。総体で前年度比 6,4 3 1 万 4,0 0 0 円、1 1. 6 %減の 4 億 9,0 2 2 万 6,0 0 0 円を計上いたしました。

基金繰入金の主な内容ですが、3 6 ページ、3 7 ページを御覧ください。

一番下段にあります 2 項基金繰入金中、1 目財政調整基金繰入金は、前年度比 1,0 0 0 万円増の 2 億 8,0 0 0 万円、2 目減債基金繰入金は、前年度比 2,0 0 0 万円減の 5, 0 0 0 万円を財源調整のため計上しております。

特定目的基金繰入金につきましては、特定の行政目的のために資金を積み立て、運用するよう設置されたものでありますが、5 目農業振興基金繰入金については、前年度比 1 9 7 万 8,0 0 0 円増の 2,7 8 2 万 6,0 0 0 円、3 8 ページ、3 9 ページをお願いします。

1 3 目個性あるふるさとづくり基金繰入金は、前年度比 4 0 0 万円増の 8,6 0 0 万円、次の 4 0 ページ、4 1 ページをお願いします。

一番上段の 1 7 目森林環境譲与税基金繰入金については、前年度比 9 4 万 8,0 0 0 円増の 2,1 6 3 万円を計上しております。

9 ページへお戻りください。

一番下段にあります 2 1 款町債につきましては、前年度比 1 億 2,9 5 4 万 6,0 0 0 円、1 7. 7 %減の 6 億 3 6 5 万 3,0 0 0 円を計上しております。

これにより、令和 5 年度末の地方債現在高の見込額は、前年度比 1 億 2,9 8 8 万 9, 0 0 0 円減の 7 0 億 5,1 4 8 万 7,0 0 0 円を見込んでおります。

一般会計の歳入につきましては、普通交付税を前年度比 1 億 6 8 9 万 1,0 0 0 円増の 2 8 億 2,3 4 2 万 9,0 0 0 円を計上し、財政調整基金を前年度比 1,0 0 0 万円増の 2

億8,000万円取り崩すことで一般財源を確保することとなりました。

なお、現時点における令和4年度予算の執行状況を基に推計した財政調整基金の令和5年度末残高は7億5,679万9,000円を見込んでおります。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出であります。令和5年度につきましては、農業基盤整備事業、地籍調査事業をはじめ、バレイショ等の種子生産奨励事業、企業誘致対策、小学校エアコン設置、本別公園魅力アップ事業として、ゴーカート購入、遊具更新事業等を取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、出産祝い金の贈呈、高校卒業までの医療費助成や、保育料軽減事業、妊産婦支援事業等を継続してまいります。

各款ごとの状況であります。2款総務費は、前年度比6,647万円減の10億3,759万5,000円を計上。増減の主なものとしましては、退職手当組合清算納付金が6,787万円の減となっております。地域活性化企業人派遣事業1,040万円、個性あるふるさとづくり基金積立金は1,300万円増の1億1,300万円などを計上しております。

6款農林水産業費は、前年度比2億3,998万4,000円減の6億2,181万8,000円となりました。農業農村整備事業として、引き続き農地耕作条件改善事業、道営畑地帯総合整備事業を取り組むとともに、新規就農者等支援事業2,116万円、地籍調査測量1,778万7,000円等を計上しております。道営美蘭別地区営農用水事業につきましては、前年度比2億2,247万8,000円減の1億38万6,000円を計上しております。

8款土木費は、前年度比5,834万4,000円増の9億6,000万9,000円となりました。地方道路整備事業が前年度比4,092万7,000円増の1億6,926万7,000円、橋梁長寿命化事業が3,675万8,000円増の1億5,825万7,000円を計上しております。

9款消防費は、前年度比3,190万8,000円減の2億9,843万9,000円を計上。増減の主なものとしましては、水槽付消防ポンプ自動車購入が4,985万円減となりました。防火水槽更新工事1,642万円などを計上しております。

10款教育費は、前年度比1億3,901万5,000円増の7億2,248万円となりました。小学校エアコン設置工事4,081万2,000円、静山研修センター解体工事8,957万3,000円などを計上しております。

なお、普通建設事業費であります。一般会計では、前年度比1億756万2,000円減の10億9,246万7,000円を計上しております。

令和5年度の予算編成に当たりましては、物価高騰による影響により不透明かつ不安定な地域経済の状況下、町民サービスの確保などを総合的に検討し、また、国が進めるデジタル田園都市国家構想に連動した取組を進めるなど、組織・機構の改編も含め、第7次本別町総合計画に掲げる本別町の将来像、心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐまちづくりを目指し、町民生活に密着した予算編成に努めたところでございます。

以上、令和5年度予算の概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これより、各会計について、順次提案理由の説明を求めます。

議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第20号令和5年度本別町一般会計予算につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま、副町長より予算の大綱につきまして御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により、主な事務事業について御説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

予算総則でございますが、令和5年度本別町一般会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億3,886万7,000円と定める。

第2条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

申し訳ありません、先ほど第2条とお読みしましたが第2項の誤りです。訂正いたします。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上でございます。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。

まず各科目にわたります、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、別添資料の給与費明細書で説明をさせていただきます。

211ページをお開きください。

1、特別職に係る給与であります。本年度の欄を御覧ください。

長等につきましては、3人。町長、副町長及び教育長であります。

議員は12人で、その他の特別職は407人、合計が422人で、報酬から共済費までの総額は1億1,715万3,000円で、前年度比較53万1,000円の減となっております。

212ページを御覧ください。

2、一般職であります。職員数は前年度より3名増の149人で、括弧内の職員数は会計年度任用職員のうちパートタイム職員の人数を外書きしたものであります。

給与費等につきましては、報酬1億4,233万6,000円、給料4億9,206万1,000円、職員手当3億8,375万8,000円、共済費1億9,724万8,000円で、合計は12億1,540万3,000円となり、前年度比較7,425万円、5.8%の減となっております。

増減の主なものとしたしましては、213ページ、214ページになりますが、給料では、一般職員の昇給による642万円の増、人事異動等による951万円の減、職員手当では、管理職手当が人事異動等による215万7,000円の減、勤勉手当が制度改正による353万1,000円の増、退職手当組合負担金が清算納付金による6,787万円の減が主なものとなっております。

なお、215ページ以降の給料及び職員の手当の状況につきましては、説明を省略をさせていただきます。

戻りまして、事項別明細書の48ページ、49ページをお開きください。

3、歳出であります。各科目の給与費等の説明は省略をしておりますので御了承願いたいと思います。

主なものでございますが、56ページ、57ページをお開きください。

17節備品購入費中、車両、普通自動車434万7,000円は、町長車につきまして、低公害車に更新するものであります。

62ページ、63ページをお開きください。

下段の7目防災対策費、10節需用費中、消耗品費、防災用148万9,000円は、災害備蓄品として避難所用間仕切りテント、簡易トイレ、非常用食料アルファ米、パン、飲料水などを購入するものであります。

64ページ、65ページをお開きください。

中段の8目住民生活推進費は、機構改革に伴いまして、これまで企画振興課で行なっておりました住民相談事業及び住民課、保健福祉課で行なっておりました交通防犯事業につきまして、住民課において執行するため新設した目となっております。

下段の9目企画費、66ページ、67ページをお開きください。

12節委託料中、業務委託料、生活維持路線運行1,418万1,000円は、本別と浦幌を運行する路線バス運営事業、高齢者等生活交通支援事業916万5,000円は、令和3年度から行なっておりますハイヤー助成事業について引き続き行なうものであります。

68ページ、69ページをお開きください。

10目まちづくり推進費は、こちらも機構改革に伴いまして、これまで企画振興課で行なっていたまちづくり推進事業につきまして、新設する未来創造課において執行するため新設した目となっております。

1節報酬、会計年度任用職員2,201万円は、地域おこし協力隊として、現在の観光振興、農業支援、健康スポーツのほか、新たに有害鳥獣捕獲推進、地域振興、社会教育支援などに関する活動に従事する隊員、合わせて9名分を計上するものであります。

2つ下の7節報償費、ふるさと納税記念品代3,300万円は、返礼品代として寄付金見込み額1億1,000万円の30%を計上しております。

一番下の11節役務費中、手数料、ふるさと寄付金業務2,645万5,000円は、7社分のふるさと納税ポータルサイト手数料及び返礼品送料を計上するものであります。

70ページ、71ページをお開きください。

一番上の12節委託料中、業務委託料、ふるさと寄付金事業1,471万5,000円は、ふるさと納税の管理及び運営を委託するものであります。

3つ下の18節負担金補助及び交付金、交付金中、地域活性化企業人材派遣事業1,040万円は、関係人口創出を目的にワーケーション推進及び起業家支援の調査、研究事業に従事するため、三大都市圏に所在する企業等の社員を受け入れるための費用を計上するものであります。

補助金中、移住・定住促進事業549万2,000円は、本年度から助成しております、町内企業への新規採用者や移住希望者等に対し、町内に居住するための家賃や引越し費用、町内での就業のための仕事体験にかかる交通費を引き続き助成するものであります。

82ページ、83ページをお願いいたします。

中段の4項選挙費、2目北海道知事及び道議会議員選挙費、予算総額626万9,000円は、令和5年4月22日に任期満了を迎える北海道知事及び令和5年4月29日に任期満了を迎える北海道議会議員の選挙に要する執行経費のうち、4月1日以降の期日前投票経費や開票事務経費などについて計上しているものであります。

86ページ、87ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、88ページ、89ページをお願いいたします。

14節工事請負費、防犯カメラ設置工事218万9,000円は、犯罪抑止や見守りなどの役割として、定点カメラ3台を設置するものであります。

92ページ、93ページをお開きください。

2段目の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、18節負担金補助及び交付金中、94ページ、95ページをお願いいたします。

補助金一番下の住宅確保要配慮者専用住宅家賃低廉化事業1,008万円は、社会福祉協議会が管理する高齢者住宅等が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として北海道知事の登録住宅となっていることから、当該住宅の入居者の家賃軽減分について、住宅

確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、家主に対して助成するものであります。

98ページ、99ページをお願いいたします。

3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節報償費中、出産祝い金300万円は、令和5年度30人の出産予定として計上しているものであります。

106ページ、107ページをお開きください。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金中、108ページ、109ページをお願いいたします。

補助金、不妊治療費助成事業200万円は、不妊治療を受けた方の経済的負担軽減を目的として、自己負担分につきまして、上限額を定めて助成するものであります。

120ページ、121ページをお開きください。

下段の5款労働費、1項1目労働諸費、12節委託料中業務委託料、季節労働者雇用対策1,006万7,000円は、冬季間の雇用対策として、向陽町教員住宅、勇足コミュニティセンターなど4件の解体工事を行なうものであります。

124ページ、125ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金中、補助金126ページ、127ページをお願いいたします。

2つ目の種子生産奨励事業300万円は、需要が高まっておりますバレイショなどの種子を生産している農業者に対しまして補助することで、生産量の拡大等を図ることを目的として計上しております。

128ページ、129ページをお開きください。

5目農地費、下から4つ目の14節工事請負費中、農地耕作条件改善事業5,300万円は、西仙美里地区延長97メートル及び拓農地区延長210メートルの明渠排水の工事を行なうものであります。

2つ下の18節負担金補助及び交付金中、負担金、道営畑地帯総合整備事業8,160万円は、2つの地区の暗渠排水172ヘクタールの整備を行なうものであります。

130ページ、131ページをお開きください。

6目営農用水管理費、一番下の18節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業負担金は、令和5年度完了予定として1億38万6,000円を計上しております。

132ページ、133ページをお開きください。

上段の7目地籍調査費、12節委託料中、用地確定測量委託料、地籍調査測量1,778万7,000円は、足寄町と隣接しております仙美里地区7.37平方キロメートルの地籍測量を行なうための経費を計上するものであります。

134ページ、135ページをお開きください。

2項林業費、2目林業振興費、下から3つ目の14節工事請負費、林業専用道2,550万円は、フラツナイの町有林に延長690メートルの林道を整備するものであります。

136ページ、137ページをお開きください。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、138ページ、139ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金中、下から3つ目の企業誘致奨励事業1,400万6,000円は、一定の条件を満たして本町に工場等を新設または増設した企業に対し、5年間の固定資産税相当分などを支援するもの。その下、起業家支援奨励事業660万円は、起業家等支援2件、新製品等開発支援2件を見込んでおります。

144ページ、145ページをお開きください。

上段の5目農産物加工施設費、7節報償費、謝礼金、講習会118万円は、農産物加工料理講習会を開催するにあたって依頼する講師への謝礼を計上するものであります。

148ページ、149ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、150ページ、151ページをお願いいたします。

14節工事請負費中、町道維持事業、町道防災対策補修工事1,300万円は、負箆西4線道路及び山手町通りの排水整備を行なうものであります。

中段の3目道路新設改良費は、総事業費1億8,815万9,000円を計上しております。

別冊の予算説明資料9ページをお開きください。

右側中段の事業説明であります。事業路線は、町道東中西中間道路、舗装延長350メートル、町道美里別川沿道路、改良延長50メートル、用地確定測量委託、用地買収と補償、町道負箆西4線道路、改良延長130メートル、舗装延長130メートルと舗装、町道上押帯西18号道路、改良延長190メートル、事務費を含めました総事業費1億6,926万7,000円の4事業であります。

左側の財源内訳であります。国庫支出金1億318万円、地方債6,590万円、一般財源18万7,000円となっております。

以下、この表の説明は省略をさせていただきます。

予算書に戻りまして150ページ、151ページをお開きください。

下段の4目橋りょう維持費、152ページ、153ページをお願いいたします。

上段の12節委託料5,000万円、14節工事請負費1億600万円は、こちらも別添の予算説明資料14ページをお願いいたします。

右側中段、事業説明であります。道路メンテナンス事業補助、水道橋など4橋の橋りょう補修、架換工事1億600万円、坂下橋など3橋の橋梁補修調査設計委託4,900万円、愛のかけ橋の物価調査100万円、事務費を含めました総事業費1億5,825万7,000円となります。

左側の財源内訳でございます。国庫支出金7,392万円、地方債8,420万円、一般財源が13万7,000円となっております。

予算書に戻りまして、152ページ、153ページをお願いいたします。

下段の4項都市計画費、2目公園費、154ページ、155ページをお願いいたします。

12節委託料中、調査設計委託料、都市公園安全・安心対策事業130万円、14節工事請負費、都市公園事業、都市公園安全・安心対策事業3,500万円は、義経公園及び本別公園の遊戯施設につきまして物価調査及び遊具の整備を行なうものであります。

156ページ、157ページをお開きください。

上段の17節備品購入費中、公園等備品、ゴーカート249万2,000円は、交通公園遊具としてエンジン式ゴーカート2人乗り1台を購入するものであります。

下段の5項住宅費、1目住宅管理費、158ページ、159ページをお開きください。

14節工事請負費、公営住宅改修、向陽町団地公営住宅改善事業（個別改善）1,481万7,000円は、屋根・外壁改善工事2棟10戸を行なうものであります。その下、共栄団地公営住宅改善事業（個別改善）1,183万6,000円は、屋根・外壁改善工事2棟8戸、外壁改善工事2棟4戸を行ない、長寿命化を図るものであります。

162ページ、163ページをお開きください。

9款1項消防費、3目消防施設費、164ページ、165ページをお願いいたします。

14節工事請負費中、消火栓、消火栓更新工事902万円は、老朽化しております消火栓3か所について更新するもの。その下、防火水槽、防火水槽更新工事1,642万円は、設置から54年を経過した勇足元町の防火水槽につきまして、耐震性貯水槽に更新するものであります。

下段の10款教育費、1項教育総務費、166ページ、167ページをお願いいたします。

4目諸費、18節負担金補助及び交付金中、168ページ、169ページをお願いいたします。

補助金、本別高校の教育を考える会3,667万3,000円は、国際理解教育・英語教育の集大成として、本別高校生の姉妹都市オーストラリア・ミッチェルへの海外派遣研修の支援として1,167万2,000円をこの中で計上をしております。

その下、20節貸付金、本別町野田永述育英奨学資金貸付金46万円は、本年度、設置をいたしました基金を活用し、入学及び修学に係る貸与金1名分を計上するものであります。

2段目の2項小学校費、1目学校管理費、172ページ、173ページをお開きください。

中ほどの14節工事請負費、小学校エアコン設置工事4,081万2,000円は、各小学校の普通教室等にエアコン22台を設置するものであります。

180ページ、181ページをお開きください。

下段の4項社会教育費、1目社会教育総務費、182ページ、183ページをお願いいたします。

14節工事請負費、施設解体工事、静山研修センター8,957万3,000円は、本年度実施をいたしました解体実施設計を基に、休館から16年を経過した静山研修センターの解体を行なうものであります。



186ページ、187ページをお開きください。

3目図書館費、190ページ、191ページをお開きください。

17節備品購入費中、施設等備品、絵画用額縁13万円は、本別町出身の絵本作家きくちちきさんから寄贈を受ける絵画用の額縁、美術品、絵画16万5,000円は、きくちちきさん専用展示スペースに展示する絵画を購入するため計上するものであります。

194ページ、195ページをお開きください。

5項保健体育費、2目スポーツ振興費、198ページ、199ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金中、200ページ、201ページをお願いいたします。

補助金、スポーツイベント実行委員会180万円は、町内及び町外を対象としたスポーツイベントを開催することで、健康な心と体づくりと併せ、地域の賑わいや活性化を図ることを目的に計上しているものであります。

以上で歳出を終わりました、12ページ、13ページにお戻りください。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承願います。

1款町税につきましては、副町長から説明がありましたので省略をさせていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から16ページ、17ページ、下から2段目、9款1項地方特例交付金までは、令和4年度実績見込み及び令和5年度地方財政対策を参考にそれぞれ計上したものであります。

下段の10款1項1目地方交付税につきましても、先ほど副町長から説明を申し上げましたので説明は省略をさせていただきます。

36ページから41ページにかけましての18款繰入金、2項基金繰入金は18基金で、総額4億9,022万4,000円の繰入れを計上いたしましたが、前年度当初と比較し6,431万4,000円の減額となっております。

主なものでは、36ページ、37ページの1目財政調整基金は、財政調整として前年度当初比1,000万円増の2億8,000万円、2目減債基金は、公債費償還一般財源として前年度当初比2,000万円減の5,000万円、5目農業振興基金は、新規就農者等支援事業に2,116万円、地域農業支援事業に200万円、農業振興基金貸付金利息補給に12万円、営農指導対策協議会補助に144万7,000円、鳥獣被害防止総合対策事業に29万9,000円、種子生産奨励事業に280万円の合計2,782万6,000円、38ページ、39ページの7目町有林振興基金は、町有林造林事業に1,100万円、9目社会教育施設等整備基金は、中央公民館床長尺シート張替え修繕に280万円、12目公共施設等整備基金は、小学校エアコン設置工事に300万円、13目個性あるふるさとづくり基金は、保育料軽減事業に1,000万円、就学前教育・保育施設給食費助成事業に410万円、学校給食費多子世帯軽減事業に120万円、不妊治療助成事業に200万円、小学校エアコン設置工事に2,000万円、国際理解教育の充実に1,950万円など合計8,600万円、15目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、地方バス路線運行維持対策費補助に637万円、ふるさと銀河線代替バス振興会議に13万

円、道の駅外構修繕に100万円の合計750万円、40ページ、41ページの17目森林環境譲与税基金は、町民植樹祭に31万1,000円、民有林造林促進事業に794万円、私有林等整備事業に707万1,000円、林道整備事業に565万円など合計2,163万円を充てるため繰入れをしております。

46ページ、47ページをお開きください。

21款1項町債でございますが、一番下の計の欄、総額6億365万3,000円で、前年度当初比1億2,954万6,000円、17.7%の減となっております。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業分でも4億7,780万円で前年度当初比9,510万円、16.6%の減となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、6ページをお開きください。

第2表債務負担行為。

事項、インターネットシンクライアントシステム機器更新事業。期間、令和5年度から令和9年度。限度額4,502万9,000円。

事項、本別町水道施設維持整備業務委託。期間、令和5年度から令和7年度。限度額2,263万8,000円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、土木用作業車。期間、令和5年度から令和9年度。限度額199万2,000円。

事項、小学校教育用パソコン購入事業。期間、令和5年度から令和9年度。限度額1,485万9,000円。

事項、中学校教育用パソコン購入事業。期間、令和5年度から令和9年度。限度額1,209万7,000円。

次の7ページ、第3表地方債でございます。

起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額2,220万円。地域活性化事業、限度額390万円。緊急防災・減災事業、限度額2,390万円。公共施設等適正管理推進事業、限度額8,060万円。8ページをお願いいたします。緊急自然災害防止対策事業、限度額1,850万円。辺地対策事業、限度額8,860万円。過疎対策事業、限度額3億4,190万円。臨時財政対策債、限度額2,405万3,000円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

以上で、令和5年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時54分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第21号令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算について、ないし議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、以上2件について、倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第21号令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、令和5年度における国保運営の概要について説明をさせていただきます。

財政の根幹をなす保険税収入は、団塊の世代が75歳に到達し後期高齢者医療に移行することや新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の経済状況など先行きが不明確であることなどから、前年度と比べ収入減を見込んでおります。

また、国保税の税率については、コロナ禍の影響を鑑み、改定を見送ったところであります。

次に、予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、被保険者数1,757人、世帯数を923世帯と見込んでおります。加入割合は1月末現在の人口、世帯数で申しますと、被保険者数で27.6%、世帯数で26.7%の加入割合となっています。

それでは予算書の1ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,845万4,000円と定めるものとございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めるものとございます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出の合計欄の欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして703万円、0.7%の増となっております。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、歳出の予算について主なものから説明をさせていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金中、北海道クラウド264万2,000円は、一昨年度より参加しました市町村事務処理標準システムに伴う北海道クラウド参加のための負担金です。

次に、下段の1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、15ページ、16ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金74万5,000円につきましては、国保税滞納分8件を十勝滞納整理機構へ依頼するものです。

3段目の2款保険給付費、1項療養諸費から17ページ、18ページ、5項葬祭費までについては、全額北海道からの交付金で賄われるもので、北海道が過去3年間からの実績から示した額を基に計上しております。また、6項傷病手当金については新型コロナウイルス感染症に伴うもので、全額、国の交付金で賄われるものです。

下段の3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分は、前年比0.9%、196万8,000円増の2億3,151万3,000円、19ページ、20ページをお開きくだ

さい。

2項後期高齢者支援金等分、前年比1.7%、116万8,000円増の7,007万9,000円、その下段、3項介護納付金分、前年比2.6%、69万1,000円増の2,738万6,000円については、本町が北海道へ納める納付金でございます。

一番下段の5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料中、健康診査委託料の特定健康診査379万8,000円、特定保健指導18万2,000円、21ページ、22ページをお開きください。

特定健診未受診者対策626万9,000円は、被保険者の疾病の早期発見・早期治療により医療費適正化を図るもので、未受診者対策については、はがきの送付、電話による健診の勧奨をするものでございます。

以上で歳出を終わりました、歳入でございます。

7ページ、8ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税につきましては、前年比2.0%、480万3,000円減の2億4,018万4,000円となっております。

9ページ、10ページをお開きください。

上段の4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付金）保険給付費6億701万9,000円は、広域化により北海道から全額交付される保険給付費等で、療養給付費、高額療養費、出産育児諸費などの費用に充てられます。

11ページ、12ページをお開きください。

2段目の6款繰入金、2項1目1節基金繰入金、国民健康保険事業運営費支払準備基金繰入金4,538万円につきましては、歳入歳出不足分を国民健康保険基金から繰入れるものでございます。

なお、29ページ以降の添付資料、給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、本特別会計の概要について説明させていただきます。

本医療制度は、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療給付費の審査、支払いなどを行ない、特別会計の中で医療給付に関する経費が予算化されております。

一方、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届出など窓口での取次ぎ業務を行ない、本特別会計では被保険者から徴収した保険料と保険料軽減に係る公費補助分である保険基盤安定分及び広域連合事務費などを広域連合へ支出する予算内容となっております。

本町の後期高齢者医療における年間平均の被保険者見込数につきましては1,570人としており、前年度当初は1,574人で4人の減を見込んでおります。

それでは予算書の1ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,298万2,000円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについて、歳出から説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年比8.9%、1,215万7,000円増の1億4,943万6,000円を、北海道後期高齢者医療広域連合への納付金として計上し、このうち広域連合の事務費負担金として521万7,000円、保険料等が1億4,421万9,000円で、保険料の内訳として、保険料分が1億717万6,000円、保険基盤安定制度の軽減分が3,704万3,000円となっております。

戻りまして、6ページ、7ページをお願いします。

歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料は前年比11.1%、1,074万円増の1億717万6,000円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数1,570人分の保険料は、1人当たり平均6万8,265円の収納を見込んでおり、全道平均の1人当たり保険料72,167円の94.6%となっております。

その下段、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、対前年比2.8%、122万1,000円増の4,530万3,000円で、歳出で説明いたしました保険基盤安定繰入金3,704万3,000円と、その他一般会計繰入金826万円の合計であります。

以上で、議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、議案第23号令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算について、長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第23号令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

別冊、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,602万円と定めるもので、対前年度比0.8%減となったところであります。

令和5年度の介護保険事業特別会計は、令和4年度の給付実績見込みを勘案しつつ、

第8期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の3年度目、最終年といたしまして、計画に基づき執行することとなり、第1号被保険者につきましては、前年度より36人少ない2,722人を見込み、高齢化率は42.7%と推計しております。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきまして御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出です。

15ページ、16ページをお願いいたします。

中段の2款保険給付費、1項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、1目介護サービス給付費は、居宅及び施設介護サービス給付費、2目審査支払手数料、3目高額介護サービス給付費、4目特定入所者介護サービス費を合わせまして前年度比905万9,000円増の9億5,247万7,000円を計上しております。

17ページ、18ページをお開きください

下段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、19ページ、20ページをお願いいたします。

12節委託料1,372万5,000円中、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援522万5,000円は第9期銀河福祉タウン計画策定を行なうものであります。

以上で歳出を終わります、7ページ、8ページにお戻りください。

2、歳入であります、上段の1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、1節現年度分は、第1号被保険者数を2,722人とし、前年度比243万1,000円減の1億8,146万9,000円を見込んでおります。

3段目の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、1節現年度分は前年度比27万1,000円減の1億6,418万7,000円を見込んでおります。

9ページ、10ページをお開きください

一番下の段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の総額は1億8,837万円で、前年度と比較し55万3,000円、0.3%増となっております。これは地域支援事業交付金限度額超過分の減及び事務費の増によるものであります。

なお、23ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、令和5年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,748万5,000円と定めるもので、前年度と比較しまして538万2,000円、率にして1.5%の減となっ

たところであります。

それでは、事項別明細書により新たなもの、増減の大きい部分につきまして、歳出から御説明させていただきます。

10ページ、11ページお開きください。

3、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費3億690万5,000円は、特別養護老人ホームの運営経費で、前年度と比較しまして570万4,000円、率にして1.8%の減となっております。

増減の主なものとしまして、上段の1節報酬2,428万8,000円は、パートタイム会計年度任用職員19人分で、対前年101万1,000円の減、2節給料1億368万4,000円は、一般職員28人、フルタイム会計年度任用職員1人の計29人分で、対前年53万9,000円の減、3節職員手当等8,573万4,000円は、全職員48人分で、対前年51万6,000円の減、4節共済費3,218万9,000円は、対前年61万2,000円の減で、いずれも採用、退職等の人事異動等によるものであります。

中段の7節報償費、謝礼金、職員研修3万円は、業務改善及びみとり介護導入に向けた職員研修会を実施するものであります。

その2つ下、10節需用費中、消耗品費、調理室用117万3,000円は、対前年73万6,000円の増で、使い捨て食器の購入によるもの及び介護材料470万3,000円は、対前年161万1,000円の増で、感染予防対策に必要な資材の購入などが増加の要因であります。

12ページ、13ページをお開きください。

下段の17節備品購入費、車両等備品、14ページ、15ページをお開きください。ドライブレコーダー5万7,000円は、職員の安全意識及びマナーの向上、事故発生時における責任の明確化を図ることを目的に設置するものであります。

中段の2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費3,800万8,000円は、居宅介護支援事業所の運営経費で、前年度と比較しまして33万4,000円、率にして0.9%の増となっております。

下段の17節備品購入費、事務用備品、居宅介護支援システム64万4,000円は、機器の更新のため、北海道市町村備荒資金組合事業を活用し、令和2年度に購入したもので、4年目の償還分であります。

16ページ、17ページをお開きください。

上段の2目介護予防支援事業費257万2,000円は、介護予防支援事業所の運営経費で、前年度と比較しまして1万2,000円、率にして0.5%の減となっております。

以上で歳出を終わります。次に、歳入にまいります。6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入2億1,001万2,000円は、前年度と比較しまして197万4,000円、率にして0.9%の減となっております。これは食費、居住費の自己負担金収入との負担割合調整によるもの及びケアプラン作成数を見込んだものであります。

その下、2目自己負担金収入4,318万6,000円は、前年度と比較しまして56万2,000円、率にして1.3%の減となっております。これは食費、居住費の介護給付費との負担割合調整によるものであります。

8ページ、9ページをお開きください。

上段の4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金9,410万2,000円は、前年度と比較しまして284万7,000円、率にして2.9%の減となっております。これは先程説明いたしました歳出のうち、人事異動等による人件費の減、令和4年度に実施したエアコン設置工事の完了したことなどによるものであります。

以上で歳入を終わらせていただきます。

なお、18ページからの添付資料につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、議案第25号令和5年度本別町簡易水道特別会計予算について、ないし議案第27号令和5年度水道事業会計予算について、以上3件について、加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第25号令和5年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

簡易水道の本年度の給水計画であります。給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別3か所の簡易水道を合わせて492戸、1,107人、年間総配水量30万立方メートルを計画しております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,698万5,000円と定めるもので、前年度より2,337万円の増となったところであります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条の第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものであります。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8,000万円と定めるものであります。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、2節給料から4節共済費ま



での対前年363万4,000円の増は、人事異動による人件費の増額です。

10節需用費中、光熱水費電気料1,137万9,000円、対前年114万2,000円の増は、電気料金単価の増及び配水流量が近年増えていることから動力系電気使用量の増加を見込んだものです。

下段にあります、12節委託料中、電算業務委託料、14ページ、15ページをお開きください。

上段のシステム修正の51万2,000円は現行の検針システムのインボイス対応の改修、その下、システム移行の200万8,000円は、公営企業法適用化より、現会計システムを新会計システムに移行させるための委託料になります。

3行下、保守点検等委託料中、ボイラー9万9,000円は3年に1度の保守点検になります。

計装設備434万6,000円、対前年176万1,000円増は、3年から5年おきに行なっている機器の保守点検で、点検対象機器が変わることによる増額となっており、令和5年度は、仙美里ポンプ場、勇足増圧ポンプ場、美里別導水ポンプ場、西美里別第1配水池内の機器が対象となります。

13節使用料及び賃借料中、データセンター50万1,000円は、新会計システムのクラウド化に伴うデータセンター使用料で、試験使用期間を含め、5か月分を計上しています。

2目維持修繕費、10節需用費、修繕料150万円、対前年155万9,000円の減は、仙美里簡易水道の導水管修繕の完了による減になります。

14節工事請負費3,141万円の工事内訳は、計量法による8年ごとの量水器更新工事122箇所、対前年29箇所減の実施を475万2,000円で、勇足簡易水道給水連絡管整備工事2,285万8,000円は、北糖地区の専用水道が廃止になり勇足簡易水道での給水を開始する予定ですが、ビート搬入時における糖分測定などに多くの水道水を使用するため、勇足浄水場からの配水量では不足することが想定されるため、上水道の水を一部区域に給水するため、連絡管を整備するものです。

美里別簡易水道機器整備工事380万円は、美里別配水池屋内配管の整備及び残留塩素計更新の工事になります。

15節原材料費220万1,000円は、量水器更新工事の量水器122基分の購入費で、対前年31万7,000円の減となっております。

16ページ、17ページをお開きください。

3款1項公債費、1目元金では、対前年28万6,000円増の4,088万2,000円となっており、2目利子では、対前年62万9,000円減の759万7,000円となっております。

以上で歳出を終わりました、次に、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入ですが、1款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、1節現年度分は、対前年771万7,000円増の5,176万円を見込んでおり、増額の主な理由は北糖地区の給水開始による家事用で234万3,000円の増、業務用で496万7,000円

の増を見込んでいます。

下から3段目の3款1項繰入金、1目一般会計繰入金は、対前年146万8,000円減の6,065万9,000円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

6款1項町債、1目簡易水道事業債は、前年度より2,710万円増の3,360万円となっております。内訳については、連絡管整備工事及び機器整備工事で2,660万円、地方公営企業法適用支援業務委託及びシステム移行などに、公営企業会計適用債700万円を充当するものです。

次に、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為であります。本別町水道施設維持整備業務委託については、期間を令和5年度から令和7年度までと定め、限度額を1,742万4,000円とするものであります。

これは、水道施設維持整備業務等を3年契約とするもので、3か年分として額を大きくし設計することで経費率が下がり、単年の業務価格が軽減されます。

また、今後3年間の労務単価上昇に左右されないなど、経常経費の削減として、令和2年度から提案させていただいております。

第3表、地方債であります。起債の目的は、簡易水道事業として、限度額を2,660万円、公営企業会計適用債で限度額を700万円とするもので起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上で、令和5年度本別町簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第26号公共下水道特別会計予算からとします。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第26号令和5年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

令和3年度末における下水道の普及状況ですが、公共下水道区域内の下水道普及率は、98.40%、水洗化率は93.72%、浄化槽の普及率は57.14%、両方合わせた汚水処理人口普及率は85.37%となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,512万7,000円と定めるもので、前年より2,599万7,000円の増となっております。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものです。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものです。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、電算業務委託料、システムの修正の57万6,000円は、現行の検針システムのインボイス対応の改修、その下、システム移行の200万8,000円は、公営企業法適用化より現会計システムを新会計システムに移行するための委託料になります。

13節使用料及び賃借料、データセンター50万1,000円は、新会計システムのクラウド化に伴うデータセンター使用料で、試験使用期間を含め5か月分を計上しています。

15ページ、16ページをお開きください。

10節需用費、消耗品費、処理場用330万円は、水処理及び汚泥処理用薬品で前年度までは処理場維持整備委託に含めていましたが、令和6年度の公営企業会計化に向けて流動資産の貯蔵品になるため、新たに購入品を計上したものです。

燃料費A重油68万7,000円も、先ほどの消耗品費と同じ理由により計上するものです。

光熱水費、電気料1,440万4,000円、対前年379万7,000円の増額は、電気料単価の値上げによるものです。

修繕料、機械器具416万2,000円、対前年376万2,000円の増額は、地下タンク内の内面ライニング修繕及び6年に1回実施している処理場沈砂池に設置してあります、揚砂ポンプ1台の修繕によるものです。

12節委託料、業務委託料中、下水道管理センター3,696万円、対前年178万2,000円の増は、主に労務単価の増によるものです。

3目個別排水処理施設管理費、12節委託料、保守点検等委託料1,165万5,000円、対前年174万2,000円の増は、合併処理浄化槽基数の増及び労務単価、燃料費の増によるものです。

17ページ、18ページをお開きください。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、2節給料から4節共済費までの対前年429万4,000円の減は、人事異動による人件費の減額です。

12節委託料2,680万円、対前年80万円の増は、令和6年度以降更新予定機器2機種と汚泥ストックヤードの調査設計を行なうものです。

14節工事請負費中、公共下水道終末処理場機器更新工事8,800万円の内容は、オキシデーションディッチに設置している曝気装置2基の更新工事を実施するものであります。

2目個別排水処理施設新設費、19ページ、20ページをお開きください。

14節工事請負費2,715万円、対前年748万2,000円の減は、前年度は8基計上のうち14人槽1基、21人槽1基を計上していましたが、本年度は5人槽2基、7人槽4基、10人槽2基の計8基の整備で計上させていただき、減額になっております。

3款1項公債費、1目元金は、対前年462万円増の2億1,795万7,000円で、主な理由は、平準化債の返済額増によるものです。

2目利子は、対前年240万2,000円減の2,292万7,000円で、主な理由は既往債の支払い完了によるものです。

次に、9ページ、10ページにお戻りください。

2、歳入ですが、中段2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料は、6,901万9,000円、2目個別排水処理施設使用料は1,526万3,000円で対前年76万8,000円の減で見込んでいます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金6,180万円、対前年1,030万円の増は、社会資本整備総合交付金事業の増によるものです。

4款1項繰入金、1目一般会計繰入金は、対前年1,337万3,000円増の2億3,316万8,000円となっており、歳出で説明しました処理場管理費の増額が主なもので、対前年1,314万3,000円の増となっております。

11ページ、12ページをお開きください。

下から2段目、7款1項町債、1目土木債は、前年度より310万円増の1億3,090万円となっており、主に公共下水道整備事業の事業費の増および平準化債借入見込み額の増によるものです。

次に、4ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為であります。令和5年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を令和5年度から令和10年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、中段の令和5年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を令和5年度から令和10年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とし、下段の本別町下水道管理センター維持整備業務委託については、期間を令和5年度から令和7年度までと定め、限度額を1億1,088万円とするものであります。これは、維持整備業務を3年契約とし、経常経費の削減になることから、令和2年度から提案させていただいております。

次の5ページをお願いいたします。

第3表地方債であります。起債の目的は公共下水道整備事業で、限度額を5,300万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を2,150万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を4,940万円に、公営企業会計適用債の限度額を700万円にするもの

で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、令和5年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号令和5年度本別町水道事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量は、給水戸数を2,551戸、年間総給水量を51万4,438立方メートル、1日の平均給水量を1,405立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、原水及び浄水施設整備費799万1,000円、営業設備整備事業費2,340万5,000円を予定しているところであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と、支出の第1款水道事業費は、それぞれ対前年843万6,000円の増の1億4,833万7,000円と定めるものであります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,718万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額280万円、過年度分損益勘定留保資金5,933万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,504万4,000円で補填するものであります。

収入の第1款資本的収入では、対前年9,146万4,000円減の1,103万7,000円、支出の第1款資本的支出は、対前年8,521万4,000円減の9,822万円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

第6条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるもので、事項、本別町水道施設維持整備業務委託の期間は令和5年度から令和7年度までとし、限度額を5,979万6,000円とするものであります。これは、水道施設維持整備業務を3年契約とし、経常経費の削減になることから令和2年度から提案させていただきます。

第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額を740万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるものであります。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で対前年110万5,000円の増の2,606万7,000円であります。

第11条の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として、対前年904万1,000円の増の2,247万6,000円であります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は875万4,000円と定めるものであります。それでは次に、予算説明書により主な事業について御説明申し上げます。

18ページ、19ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は、対前年88万7,000円減の1億1,790万2,000円を見込んだところであります。主な増減は、家事用が対前年70万7,000円の減、業務用が対前年27万3,000円の減を見込んでおり、いずれも前年度実績見込みを勘案したものです。

2項営業外収益、対前年929万9,000円の増は、一般会計補助金の収益収支不足分の増額が主な要因であります。

20ページ、21ページをお開きください。

支出であります。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、対前年581万3,000円の増は、主なもので給料、対前年252万5,000円の増、下から2段目委託料、維持整備委託料で労務単価の上昇に伴い、対前年252万6,000円の増、次のページ右上から4段目になりますが、動力費、電気料、使用料単価増により、対前年75万1,000円の増によるものが主なものです。

2目配水及び給水費、対前年128万7,000円の増は、主に委託料、配水施設管理計器保守点検で、令和5年度は、山手町ポンプ室と浦幌坂配水池の管理計器の保守点検を3年に1回行なうもので、前年度は向陽町ポンプ室を行なっています。

24ページ、25ページをお開きください。

3目総係費、対前年174万3,000円増の主なもので、委託料、次のページ右上の1段目になりますが、財務会計システムデータ出力55万円は、簡水・下水の企業会計化により、新会計システムにデータ移行するためのもので、現会計システムからのデータを出力させる委託料です。

1つ下、検針システム改修86万1,000円は、現行の検針システムをインボイスに対応させるためのシステム改修委託料です。以上が増額の主なものです。

中段4目減価償却費54万3,000円の減額は、主に機械及び装置の減価償却費の減によるものです。

5目資産減耗費46万5,000円の増額は、量水器更新工事で取り外される量水器が、対前年66基増えることによるものです。

30ページ、31ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入、1項1目企業債、対前年5,850万円の減は、前年度の配水施設整備改良事業の町道モップ沢道路配水本管更新工事が完了したことによるものです。

支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水施設整備費工事請負費740万円は、本別浄水場の原水流入電動弁の機器更新工事を行ないます。

この機器は、本別川の第1取水からの取水した原水を着水井に流入させる水量を調整する重要な機器になります。

2目営業設備費2,340万5,000円は、計量法により8年で更新する量水器更新工事と量水器の購入費で、本年度は前年度より23台増の444台の更新を行ないます。

2項1目企業債償還金につきましては6,682万4,000円であり、年度末の未償還元金は7億8,051万4,000円となる見込みであります。

以上、令和5年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 次に、議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

条文を読み上げ説明させていただきますが、括弧書き及び該当なしの条文の朗読は省略させていただきます。

総則。

第1条、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、病床数60床。第2号、年間入院患者数14,640人。第3号、年間外来患者数32,592人。第4号、1日平均入院患者数40人。第5号、1日平均外来患者数134人となっております。前年と比較しますと入院は1日当たりで前年同数、外来では1日当たり5人の増となっておりますが、前年度実績等を勘案しながら見込んだところであります。

新年度の診療体制は、当面のところ内科2名、外科1名の常勤医師3名体制となりますが、前年度に引き続き定期非常勤医師やスポット派遣医師を活用しながら一般診療以外の公衆衛生活動等に支障が出ないように運営をしながら、常勤医の確保に全力で取り組む予定であります。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入の第1款病院事業収益は11億3,274万8,000円、支出の第1款病院事業費用は11億7,592万9,000円となっております。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,999万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,305万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額693万8,000円で補填するものとするもので、収入の第1款資本的収入は1億3,832万3,000円、次の2ページになりますが、支出の第1款資本的支出は1億6,831万6,000円となっております。

企業債。

第7条、起債の目的。限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるもので、起債の目的、病院施設設備等改修事業、限度額2,820万円、医療機械器具整備事業、限度額750万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のと

おりとなっております。

一時借入金。

第8条、一時借入金の限度額は3億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第10条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

次の3ページ、第1号、職員給与費7億9,718万7,000円、第2号、交際費40万円とするものであります。

他会計からの補助金。

第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

第1号、一時借入金支払利息20万8,000円、第2号、医師看護師等研究研修経費180万円、第3号、退職手当組合事前納付金587万3,000円、第4号、基礎年金拠出金公的負担経費1,790万2,000円、第5号、公立病院経営強化の推進に要する経費384万2,000円であります。

たな卸し資産の購入限度額。

第13条、たな卸資産の購入限度額は1億5,800万7,000円と定めるものであります。

重要な資産の取得及び処分。

第14条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとするもので、取得は、種類、建物付帯設備、名称、空調設備、数量、一式となっております。

次の4ページから21ページまでは説明を省略させていただき、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

22、23ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。1款病院事業収益、1項医業収益、1目1節入院収益は3億7,112万4,000円で、前年度比64万9,000円、0.2%増、2目1節外来収益は2億9,146万8,000円で、前年度比454万3,000円、1.6%増で見込んだところであります。なお、入院収益、外来収益とも本年度より節の区分を一つにまとめさせていただいておりますので御承知おき願います。

3目その他医業収益、3節一般会計負担金2億1,400万円、一番下から2段目の2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金2,962万5,000円及び3目負担金交付金、次の24、25ページ、一番上の1節一般会計負担金1億4,164万2,000円を合わせた3億8,526万7,000円は一般会計からの繰入金で、前年度より355万8,000円、0.9%の増額となっております。

一番下から4段目、7目繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金1,085万2,000円は、国保特別会計から繰入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分600万円及び国民健康保険調整交付金485万2,000円を当初予算で見込むものであります。



26、27ページをお開きください。

支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は7億9,718万7,000円、前年度比2,133万2,000円、2.7%増となっております。給与費の内訳は、正職員が69名、会計年度任用職員が50名で、総数119名となっており、前年度に比べ2名の増となっております。

2目材料費、1節薬品費4,999万6,000円、前年度比382万3,000円、7.1%の減及び2節診療材料費5,902万3,000円、前年度比257万6,000円、4.2%の減は、前年度実績を勘案したものとなっております。

28、29ページをお開きください。

3目経費ですが、11節修繕費583万4,000円のうちインターネット設備改修は、院内にフリーWi-Fiスポットを整備するためのものです。

13節賃借料1,235万円のうちハイヤー借上料369万5,000円は前年度比107万6,000円の増であります。定期非常勤医師等の送迎の増によるものとなっております。

次に、30、31ページをお開きください。

15節委託料8,295万6,000円のうち、次の32、33ページをお開きください。

中段やや下の接遇研修業務99万円は職員の接遇研修実施のためのもので、ロールプレイを含めた研修の実施を予定しております。その2つ下、経営強化プラン策定支援384万3,000円は、令和5年度中の経営強化プラン策定に対する業務支援を行なうものです。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、次に資本的収入及び支出であります。支出のほうから説明させていただきます。

42、43ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目病院施設改修工事費、1節委託料591万8,000円及び2節工事請負費5,971万1,000円は、院内の空調設備の更新を実施するもので、部門系統ごとに分割して5年を目途に更新を行なう1年目となっております。3目固定資産購入費、1節器械及び備品購入費2,008万円は、内視鏡システム・ビデオスコープ一式、多用途透析用監視装置・個人用透析装置一式、財務会計システム一式、栄養給食室冷凍冷蔵庫1台、電子カルテ端末2台の5品目を購入するものです。

次に、38、39ページにお戻りください。

収入であります。1款資本的収入、1項1目1節企業債3,570万円と、2項出資金、1目他会計出資金、1節一般会計出資金のうち病院施設設備等改修事業2,810万円と医療機械器具整備事業750万円は、支出で計上しました空調設備更新及び機器の整備に充当する病院事業債と過疎債を計上したもの、同じく1節一般会計出資金のうち企業債償還元金5,068万円は、企業債償還元金の一部を一般会計から出資を受けるものであります。2項出資金と次の3項負担金、1目他会計負担金、1節一般会計負担金301万4,000円を合わせた8,929万4,000円が、資本的収支に係る一般会計

からの繰入金で、前年度比1,373万8,000円、18.2%の増となりますが、増額の主な要因は設備投資に係る過疎債充当分の増となっております。

4項繰入金、1目他会計繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金1,332万5,000円は、前年比1,167万5,000円の増となりますが、空調設備更新に対して920万円、器械及び備品購入費に対して412万5,000円の国民健康保険調整交付金を充当するものであります。

以上、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、ないし議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については議長を除く11名の委員をもって構成する令和5年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をし審査することとしたいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、ないし議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する令和5年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

休憩中に、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において令和5年度各会計予算審査特別委員会を招集します。

ただちに議員控室に参集願います。これをもって通知済みといたします。

午後 2時15分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました令和5年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に石山憲司委員、副委員長に阿保静夫委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

---

### ◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日3月17日から23日の7日間は休会であり、3月24日午後1時30分からの

再開であります。

これをもって通知済みといたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時16分）

# 令和5年本別町議会第1回定例会会議録（第5号）

令和5年3月24日（金曜日） 午後1時30分開議

---

## ○議事日程

- 日程第 1 (令和5年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)  
議案第20号 令和5年度本別町一般会計予算について  
議案第21号 令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算について  
議案第22号 令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第23号 令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算について  
議案第24号 令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について  
議案第25号 令和5年度本別町簡易水道特別会計予算について  
議案第26号 令和5年度本別町公共下水道特別会計予算について  
議案第27号 令和5年度本別町水道事業会計予算について  
議案第28号 令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 2 常任委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査の件  
(産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)
- 

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 (令和5年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)  
議案第20号 令和5年度本別町一般会計予算について  
議案第21号 令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算について  
議案第22号 令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第23号 令和5年度本別町介護保険事業特別会

計予算について

議案第24号 令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について

議案第25号 令和5年度本別町簡易水道特別会計予算について

議案第26号 令和5年度本別町公共下水道特別会計予算について

議案第27号 令和5年度本別町水道事業会計予算について

議案第28号 令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

日程第 2 常任委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査の件  
(産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)

日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)

---

○出席議員 (12名)

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

---

○欠席議員 (0名)

---

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	高橋哲也
教育次長	武田敏英	社会教育課長	千代孝徳
農委事務局長	高橋優	選管事務局長	三品正哉

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之

総務担当主査 越 後 忠

総務担当主事 今 井 綾 香

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第20号ないし議案第28号

○議長（篠原義彦） 日程第1 議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、ないし議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件を一括議題といたします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

令和5年度各会計予算審査特別委員会、石山憲司委員長、御登壇ください。

○予算審査特別委員会委員長（石山憲司）〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、令和5年3月16日の第1回定例会において付託を受けた下記の事件について、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

- ①議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について。
- ②議案第21号令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算について。
- ③議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。
- ④議案第23号令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算について。
- ⑤議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。
- ⑥議案第25号令和5年度本別町簡易水道特別会計予算について。
- ⑦議案第26号令和5年度本別町公共下水道特別会計予算について。
- ⑧議案第27号令和5年度本別町水道事業会計予算について。
- ⑨議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

2、委員会開催日。

令和5年3月20日、22日、23日。

3、審査の結果。

- ①議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、原案可決。
- ②議案第21号令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。
- ③議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。
- ④議案第23号令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。
- ⑤議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。
- ⑥議案第25号令和5年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。
- ⑦議案第26号令和5年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。
- ⑧議案第27号令和5年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

⑨議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） お諮りします。

本案9件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準103により省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定をいたしました。

これから、議案第20号令和5年度本別町一般会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第20号令和5年度本別町一般会計予算につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

本予算提案におきまして、8款土木費にて町の声、地域の要望などを反映させる予算提案がなされたこと、具体的には支障木の伐採で250万円の計上、こちらは農大から仙美里市街地への支障木、邪魔な木や枝などの伐採、これらによって道路や歩道、これらの整備が行なわれ、交通安全確保がなされるものであります。

続きまして、町道補修工事では昨年よりも400万円増の2,300万円の予算計上、うち長らく着工できないでいた勇足元町の歩道縁石工事などを含む町道補修への取組が強化されるものであります。

続きまして、町道防災対策補修工事、新規事業でございます。こちら1,300万円の計上、うち900万円を負簞西4線道路の豪雨時の災害対策として側溝整備などが提案されており、これらをもって十分な予算計上とまでは言い切れないものの評価ができるものであります。しかるに、その他本別公園魅力アップ事業など新規事業への取組等があっても、その迅速性、スピード感のなさや相乗効果創出の観点に欠けており、また、その取組によって具体的にどのように町が発展することにつながるのか、具体的に町民生活にどのように寄与することにつながるのか、町への経済効果、経済波及効果はいかほどなのかとの、その目標値の設定に至る説明や答弁がなく、具体性を欠き、効果をイメージすることができません。

また、防災体制の脆弱さが露呈したのもでもあり、仮に厳冬期に震度7程度の地震など大災害が発生した際、備蓄食料が乏しいこと、暖房用燃料の供給想定は甘さなどから適切な避難所運営がなされない可能性が高く、高齢者や障がい者を含む町民が頼るべき公助の役割が十分に果たせるのか大いに疑問があります。町民の自助に頼るほかないのかとの認識を有しておるところであります。

さらには町国保病院の運営、経営について、直近令和4年度においても約4億5,000万円、うち町一般財源から約1億5,000万円程度の繰り出しがなされていることから明らかにおり、抜本的改善改革がなされることなく、漫然と病院運営、経営がな



され、結果として赤字補填のための税金支出が繰り返されており、その支出、町民負担に伴った安心と信頼ができる医療サービスが提供されてはいない。接遇に課題が多いとの町民の声は少なくなく、病院改革、改善を望む心ある職員、医療従事者のための労働環境改善も見込めません。コンサルへの委託により新たに策定される経営強化改革プランについても、策定ないし実施については令和6年度事業年度を想定しており、実際の運用は令和6年度からとなることから、この予算提案上令和5年度の病院運営、経営において、具体的にこの病院の運営や経営が好転する、または医療サービスの質の向上、充実というものがなされると認めることはできません。一般会計からの赤字補填のための多額の繰出金は、効果的な支出と認めることはできず、極めて大きな課題を残したままの病院運営、経営が継続されることとなるのであります。

町長より、歳出はもう削るところがないとの趣旨の答弁がありましたが、聖域なき行財政改革のはずが、しっかりと聖域は設けられている。年間1,039万2,000円にも及ぶ御自身の給与や手当等、4年の任期満了ごとに受け取る退職手当約1,500万円程度など、身を切る覚悟も示されない上での町長の御答弁でありましたが、しからば歳入、入ってくるものを増やす、これに尽きるのであります。厳しい町財政下において重要と位置付けられるふるさと納税の取組姿勢、関係人口の構築や新しい人流、まちの活性化、雰囲気づくり、新たな課題解決の取組に寄与するであろう地域おこし協力隊の任用受入体制もしかり、極めて消極的な姿勢が見受けられたところであります。

町の課題が少ない、安定した町政下、つまりは平時であればこれらで良いものの、町の現況、人口減、顕著な高齢化、厳しい町財政、財政難は待ったなしであり、このままではじり貧であります。これらの重要課題に具体的に成果を得ることができる、効果的で能率的な予算提案とは認めることができず、本予算提案には反対をいたすものであります。

改めまして、この令和4年度の町政運営において、何が、どこが、どのように変わり、本別町の未来に具体的に期待が持てたのかをお考えの上で、議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願いを申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 議案第20号令和5年度本別町一般会計予算に賛成の立場から討論を行ないます。

令和5年度の一般会計予算は70億3,886万7,000円で、前年度当初比1億3,757万9,000円、1.9%の減となっております。

これまでの事業に加え今年度取り組む新たな事業として、特に関係人口創出事業、地域公共交通計画策定、企業ニーズ調査、不妊治療費助成事業などは人口減対策としても意味があると思います。

また、農業振興では、バレイショなどの種子生産奨励事業は、現在農家が抱える課題に対応していくものと考えます。

また、空襲という悲惨な経験を持つ本町が、平和や核兵器をなくそうという運動に理

解を示していることも重要だと考えます。核兵器廃絶は、唯一の被爆国日本として当然の願いであり、世界的にも認識、理解されているものです。

日本原水爆禁止協議会が毎年本町を訪れ、町からは核兵器禁止運動への協力をいただいています。その構成員に日本共産党があることを問題視するような意見がありましたが、原水禁運動に一構成員として参加しているのは、戦争反対を命をかけて貫いてきた日本共産党としては当然のことであり、空襲の経験を持つ本町がこの運動に賛同してきたのは、至極当然と思います。今後も原水禁平和運動に町としても賛同、理解されていくことを願うものです。

以上、現在本町が抱える諸課題に着実に対応がされていることを望み、令和5年度本別町一般会計予算に賛成の討論といたします。

議員の皆さんの賛同のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

新型コロナワクチン接種後死亡報告事例は、3月10日時点の厚労省の発表で2,001人となっています。また、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害救済制度による審査結果は、3月14日時点で受理件数6,657件に上ります。本町においても、健康被害だけでなく死者が出る可能性がほかのワクチンに比べ高いという認識、危機感を持ち、しっかりワクチン被害の実態調査を行ない、具体的な被害状況やワクチンの危険性を町民へ伝えるべきだと思います。

ワクチン接種を希望する人が、添付文書を熟読したり、国のホームページを見たり、納得するまで調べる人はごく僅かだと思います。特に、優先的に接種されている高齢者ほど情報を得る手段が限られ判断材料が乏しいということも、町側が認識してしっかり情報提供すべきだと思います。国や町の進めることは、みんな無条件に大丈夫と思って信頼安心して受けます。ワクチン接種は自己判断ですが、国がやっている事業を町が全て良しとすることは無責任であり、今後町内でも様々な被害実態が明らかになったとき、町は責任を取れるのでしょうか。町民の命と健康を預かる重要な事業であるにもかかわらず、あまりにも簡単に考えているとしか思えません。因果関係が認められていなくても命を落としたり、健康被害が町内でも実際に起きています。そして今後は被害者が増えていくことが予想されます。そのときにしっかりフォロー、救済できる体制づくりが必要です。このワクチンに関しては中長期的な安全性は不明であると、多くの医師や研究者が初期の段階で訴えていました。現に今遺族会が結成され、国に対して裁判を起こす準備が進められています。緊急的に特例承認を受けたワクチン、緊急事態でなくなった今、まだ必要でしょうか。ワクチンはリスクを冒してまで行なうものではありません。この予算案からはワクチンを進めるだけで、被害者を守る、出さないという強い姿勢や町独自の対策は見受けられません。町独自でしっかりとした対策を考える必要があると思います。

また、本町の防災体制においても、脆弱さが十分に改善されず、いつ起こるかわからない災害に対し危機感が薄く、町民を守ろうという姿勢を感じるできません。

国保病院においても、毎年毎年赤字であり、以前から問題とされている接遇について、町民の声を聞く限りいつになっても改善されることがありません。今後も基本理念であるおもいやりをもち、人にやさしく、ていねいな医療の実践により、地域に愛される病院が成立するとは考えにくく、赤字補填のために多額の繰り出しを行なう本予算提案には反対します。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本定例会の初日に、佐々木町長、高橋教育長からそれぞれ行政方針が示されました。今委員会に付託をされた予算については、この方針に基づき適切に計上されていると思います。ただいま反対討論をされた方からも一部評価があったように、私はその他にも例えばコロナ後にあっても町民の声やいろんな状況を踏まえて予算を適正に計上していると思っています。そういう意味では、この予算が確実に執行されることが町民にとって大切なことであることを訴え、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

丑若議員、御登壇ください。

○3番（丑若浩行）〔登壇〕 議案第20号令和5年度一般会計予算に反対する立場で討論を行ないます。

まず、この予算書を作り上げた職員の皆様の努力に敬意を表します。しかしながら、時代にあった予算とは言い難く、環境保護、SDGsの観点からデジタル化をさらに進める予算であってほしいと考えます。来年度からデジタル田園都市国家構想に取り組んでいくとの話もいただいたところですが、本別町予算がなかなかデジタル化が進んでいないという予算編成になっております。一部自助努力で紙資源の保護に取り組むという予算提案もございましたが、行政DXを推し進めよとの御意見もある中、この予算に生かされているかは疑問の残るところです。

また防災面においても、明日大災害が起こるかもしれないというこの現状で、スピード感が感じられません。

農業関係予算でも、従来予算も大切ですが、今、昨年からの廃業の危機にある酪農、畜産への積極的な関与が望まれるところです。

以上の理由で本予算案には反対するものです。

議員諸氏の御理解をお願いします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○11番（柏崎秀行）〔登壇〕 令和5年度一般会計予算につき、賛成の立場で討論させ

ていただきます。

まずもって3日間の長い時間、度重なる質疑、答弁繰り返されました。なぜ説明員の皆さんがストレスチェックで高ストレスなのか、その要因がうかがえたと思うところです。

先ほどから昨日と同じ討論が繰り返されています。なぜでしょう。

昨日議員を除く11人で構成された予算特別委員会において、委員長報告のとおり原案可決されています。我々議員がなさなければならないのは、この可決された予算の中で、いち早く4月1日から町民に届けるべく職員の背中を押し、そしてこの予算案で審議された内容を町民に伝え、町民の生活が楽になる、安心して暮らせる、そこに尽きるのではないかと考えています。

議員の皆さん、考えてください。この予算が否決されたときのことを。4月1日からこの予算は執行されません。しかしながら、国の法律により扶助費等の使わなければならないお金は支出されます。しかしながら、例えば病院会計に繰出すお金も支出されません。年度末資金不足を生じ、病院が運営できない、休まなければならないという状況になります。その重みを分かってください、議員の皆さん。何回も言うようですが、昨日原案可決されています。それを基に我々は前に進みましょう。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

新年度の歳出予算には、住民生活の安全性の確保や福祉の向上を図ろうとする内容が感じ取れるとともに、要望の一部が採用されていることから賛成するものです。

まず先ほどの反対討論の中にもあったように、町民生活に密着した予算では町道補修工事がかなりの増額となっております。また町道拡幅化バリアフリー工事も前年度より増額されております。各地域の生活環境の整備が進むことが期待されるものです。

次に、特に子育てに関することについて。教育環境の整備では、今年度小学校普通教室エアコン設置工事が始まります。学習環境が良くなること、これは他町ではまだ実施設計が始まったばかりだというようなところも多い中でスピード感をもって計上されております。ここは大変評価することだと思います。また、食材費の高騰による増額分が計上されておりますが、児童生徒の学校給食費に反映せず据え置きとし、保護者負担軽減に努めております。母子保健では妊婦健診に加え産後健診、支援の拡充、不妊治療費助成拡充と子育て世代の支援として、子どもたちが安心して楽しく笑顔で暮らせる予算と考えます。

観光拠点の充実についてもそうです。ゴーカートの購入や遊具の更新、キャンプ場の利用者のごみ回収サービスの提供を計上しており、町内外の来園者のサービスの向上、

子どもたちへの遊具利用の円滑化が図られております。

また、先ほどワクチン接種に関しての討論の中で御意見があったかと思いますが、ワクチン接種に関しては国の予算で執行しており、本町の予算では希望する方へ接種できる環境の整備を整えておりますが、その希望する方も知り得る情報を受けた上でそれぞれが判断していることだと考えております。

また、病院の繰り出しについてですが、救急医療確保、また災害時における病床を持つ病院の医療を提供する中核病院として、町民の命と健康を守る病院に必要な経費と判断しているところです。

デジタル田園都市構想、行政DXに関してでもですが、機構改革が今年度行なわれ、新設された課によりこれからスピード感を持って進めることを期待しているところです。

以上のことから、私はこの議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、賛成いたします。

議員各位の同意、賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員、御登壇ください。

○2番（加藤徹己）〔登壇〕 議案第20号令和5年度本別町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

賛成討論を先にしております議員に同意いたしまして、内容の重複するところは一部省略させていただきます。

一般会計予算は対前年度比1.9%減としてはおりますが、アフターコロナを見据えながら第7次本別町総合計画の3年を迎え、心あわせてみんなの笑顔を未来につなぐ、その実現に向けて5つの基本目標を着実に進めるために、あらゆる分野においてバランスを考え、積極的に配分された守りから攻めへの予算であります。

ここまでの予算編成に取り組んでいただいた職員各位に、敬意と感謝を申し上げます。

予算概要のほんの一部に触れてみますと、子育て世代への重点的な支援をはじめ、基幹産業である農業が元気になる支援及び森林認証などSDGsに取り組み林業への支援、町なか活性化へ新たな企業誘致など商工業への伴走型の支援、子どもたちへの給食も含めたあらゆる教育支援、命と財産を守るため災害への備えに万全を期す取組、いつまでも住みなれたこの町に健康で心豊かに暮らせる様々な事業が展開され、高齢社会への取組もしっかりと対応する予算であります。

令和5年度においても第6次本別町行政改革推進計画に基づき、持続可能な行政運営の確立に向け、引き続き適切な予算執行と財源の確保に気を引き締めて当たっていただきたい。特に、歳入の13.4%なる町税は対前年比0.7%減としていますが、十勝市町村税滞納整理機構との連携とそこで習得した滞納整理技術を十分に発揮し、さらなる収納率向上対策により迅速な滞納整理に取り組み、貴重な自主財源確保へ最大限の努力を願いたい。

ふるさと納税への取組も新たな取組がスタートし、増額への兆しが見えておりますが、財政的には厳しいものがあります。

佐々木町長を先頭に、役場が一丸となって職員一人一人が持てる能力を発揮して、元気な挨拶と笑顔で町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに積極的に、アグレッシブに取り組んでいただくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第20号令和5年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第20号令和5年度本別町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第21号令和5年度本別町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 それでは、令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行ないたいと思います。

本町の後期高齢者医療保険料は、昨年は6万1,268円で、本年は約7,000円増の6万8,265円となっています。これは道平均7万2,167円の94.6%だとは言え、7,000円の保険料増は大きいと考えます。これは高齢者の所得が増えたからではなく、団塊の世代が75歳以上となる中、現役並みの所得ある方は1割から2割負担に引き上げることによるものです。また、決算時の収入未済額の推移は、令和4年度はまだ示されていませんが、令和2年度144万2,864円、令和3年度94万3,592円となっており、解消には至っていないと思います。

また昨年10月より病院窓口負担が、所得により1割から2割に引き上げられた方もおり、病気になる率が高いと思われる高齢者の負担は厳しい状況ではないかと考えます。国に対して制度の抜本的な改善を求めていくことが必要だと思っておりますし、また、町独自の支援策も必要ではないかとも考えるものです。

以上の理由から、本会計予算に反対の討論といたします。

議員諸氏の御賛同のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行ないます。

本制度は、高齢者の方々の医療を国民皆で支え合う医療保険制度であります。高齢者が窓口で支払う自己負担分を除いた費用につきまして、約5割を公費、つまりは税金で。約4割を子育て世代を含む若者ら現役世代の保険料で、残りを高齢者の保険料で賄う仕組みであります。

高齢者の窓口負担分についても、年齢や所得生活環境等に応じて軽減や減免が認められており、負担割合が異なるなど、合理的なものでもあります。

予算提案説明にもあったとおり、運営の主体は全道市町村で構成される広域連合であり、本町は徴収や窓口での取次業務を担っているにすぎず、予算内容及び事務実務においても問題とされる点は見受けられません。事務実務計画においても問題とされる点は見受けられません。

よって本提案には賛成をいたすものであります。

しかるに、反対討論にもあったとおり、現役世代の負担軽減を図るためとは言え、高齢者の負担増との傾向があることは事実であり、顕著な高齢化と併せて人口減を緩やかにするとの課題を抱えている本町の事情を鑑み、現実的な政策として一般会計における高齢者、現役世代支援の具現化のために町議会としての取組が必要であることを付言いたします。なお、町独自の取組を勘案していくのであれば、一般会計に賛成をしておきこの特別会計にのみ反対をするということについては、大きな疑念を抱くところでございますので、これらも勘案した上で議員諸兄弟の御賛同を賜りたくお願いを申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第22号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第23号令和5年度本別町介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

みとりについては特養でもやるべきだと一般質問で取り上げましたが、町長からはみとりについてニーズが高まっていると認識しているとの答弁があったにもかかわらず、



実行されるどころかこれから研修という段階。ニーズが高まっていると認識しているのであれば、早急に対応するべきではないでしょうか。また、入所の基準では在宅酸素は認められていませんが、高度な医療技術が必要なわけでもなく、個人が自宅で管理できているものをなぜ受け入れできないのか。たんの吸引を必要としている人にしても看護師である必要はなく、一定の研修を受けることで介護士もその行為を実施できるようになったにもかかわらずなぜできないのか。なぜすぐにやろうとしないのか。経口摂取が困難になったときも、胃ろうを造設するか退所するか、その選択肢しかなく、本当は胃ろう造設はしたくなかったけど退所となったら自宅で見ることができない、だから胃ろう造設するしかない。これが方針でうたわれている一人一人のニーズや状態にあった介護サービスなのでしょうか。利用者の幸せを追求した満足していただけるサービスなのでしょうか。行なわれているサービス内容は方針からほど遠く、実行できているとは思いません。みとりをやっていないから他市町村へ転居する方もいます。町民から何を求められているのか、町民が何を求めているのか、この予算案は町民の声、思いに応えられるような内容ではなく、さらにみとりの導入に向けてのスピード感ある具体的な計画内容であるとは認めることができません。よって、反対いたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

日々介護現場で働く職員の方には感謝申し上げます。介護人材が不足している中、本町の事業所では、基準が3対1のところ2.2対1と充実していることが昨日の質疑によって分かりました。しかしながら、年齢の構成が高くなってきているということもあり、大変きついという声も職員の方から聞いております。

これは私の経験からですが、生活をしていく中でみとるということは大変なメンタルと体力、覚悟がいることだと思えます。いろいろなケースに対応するスキルや経験に勝るものはないと思えますが、最期はなるべく家族と過ごせる環境整備、十分なスペースの確保などいるのではないかと考えております。

みとりに関してやる気がないという声も反対討論の中でありましたが、今年度研修ということで計上されております。みとりについて、特老でみとってほしいという希望があったかどうかというのは伺っておりませんが、現在は最期を迎える心配な状況、必要な状況になったとき病院へ行くことになっているということは、入所をされる方も理解して入っているのではないかと考えているので、そういう方たちも含め、今後は希望に添えるよう研修を進めていることは前進していると判断し、本予算に賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

特別養護老人ホームの待機者は100名を超えていたところ、令和元年度より年々減少し令和3年度には43人、令和4年度においては24名程度との見込みであります。そうした状況も鑑み、介護サービスの質の向上、業務改善が必須となる中での予算提案において、人員配置条件は満たしているものの、みとり看護の導入についてもいまだ内部の共通認識、意思疎通が図り切れておらず、導入に向けた研修を行なうとしながらも、みとり看護導入時に必須となるであろう、たんの吸引に関する研修は検討するとの答弁にとどまり、また必要となる医療機関等との連携についての第一段階の協議すらもなされておられません。極めて迅速性、スピード感に欠けるものと断じざるを得ません。歩みが遅すぎるのであります。

また、コロナ禍で面会制限等があるにもかかわらず、入所者と御家族との連絡は主に3か月に一度、写真と職員からの一言が添えられた文書にとどまり、到底利用者や御家族に寄り添った介護サービスが提供されているとは認識ができません。利用者の御家族は目の行き届かない御自身の御家族、入所者に、仮にサービスに対しまして強い要望等をした場合、何らかの意趣返し等がなされないかとの不安も有していることから、意見や要望を強く述べられないんだといった声も少なからず届いております。そうした利用者、また利用者の御家族、関係者の方の心情等をおもんばかり、寄り添った配慮がなされるという様子もうかがえないところであります。予算審査特別委員会の答弁中、まだまだできることはあるとの言葉のとおり、まだまだできることの取組があるにもかかわらず、まだまだできることがなされていないし行なわれる具体的計画も確認ができませんでした。令和5年度中に速やかにみとり看護の導入につながる迅速で効果的な予算提案、事業計画であるとは到底認めることができず、併せて利用者や御家族、その関係者の方々のそれぞれのニーズや状態にあった介護サービスが提供されるものとは認めることができないため、本予算提案には反対をいたすものであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願いを申し上げ、討論を閉じます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから、議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算について採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第24号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号令和5年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号令和5年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第25号令和5年度本別町簡易水道特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第26号令和5年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号令和5年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第26号令和5年度本別町公共下水道特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第27号令和5年度本別町水道事業会計予算についての討論を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号令和5年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第27号令和5年度本別町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番(梅村智秀)[登壇] 議案第28号令和5年度国民健康保険病院事業会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

一般会計予算討論でも述べたとおり、法的に認められているとはいえ一般会計からの多額の繰入れを行ない、赤字補填を行なう病院経営であり、直近令和4年度も赤字補填の補正予算提案を行ない、延べ約4億5,000万円、うち一般会計から約1億5,000万円の繰入れを行ないました。令和3年度においても約4億6,000万円、うち一般会計から約1億8,000万円の繰入れを行ない、同程度の繰入額となっております。これらは厳しい町財政に重い負担を及ぼしていることは明らかであり、ついては子どもたちや現役世代を含む町民の将来負担を大きくするものでもあります。

本定例会会期中、3月7日の補正予算提案時、ないし3月14日一般質問時の答弁で、三品総務課長より一定の将来負担はこれから住むであろう人にも負担していただくことは必要である、今後の病院を残していくのであれば負担は当然と受け取れる趣旨の答弁がなされたところであります。当然のことながら、町民負担というものは必要である、それはそのとおりかもしれませんが、でもその負担を軽減するための最大限の努力は必要ではないでしょうか。努力によって軽減された税金は、取組によって軽減された税金は、諸物価高、光熱費等の負担で生活が苦しい方や未来を担う子育て世代、子どもたち、現役世代にとって有益に使うことができるはずで、その負担を軽減するための具体的取組が見受けられず、また負担に伴った高い医療サービスが受けられない、安心して病院にかかれないとの町の声があります。長年にわたり接遇が問題視され課題とされていても一向に改善する気配が見受けられず、町民からの相談も後を絶ちません。働く医療従事者の方からも人的信頼関係が構築できないとの少なからずの声もあり、外にも内にも現体制では解決が極めて困難ではないかとの認識を有しております。

改めて経営強化プランが策定されるが、実際に活用できるのは令和6年度の事業年度

との見込みであります。これまでの改革プランを確実に、着実に遂行できなかったことがないにもかかわらず新たな強化プランに頼るとするのは早計ではありませんか。いくら良いプランであってもそれを形にする、具現化する体制というものが伴わなければ絵に描いた餅であります。策定から実施まで令和5年度中のものとはならないことから、その強化プランが生かされた病院運営、経営というものがこの年度において、令和5年度においてなされることとはなりません。つまりはこれまでどおりの病院運営、経営がこれからの1年間もなされるということでもあります。

これまで何年もの間、町直営の運営、経営によって病院の改善改革というものがなされてこなかったのであります。町長より時間的猶予がほしいという趣旨の答弁もあったところですが、これを何年、これから何年、いつまで繰り返していくおつもりなのか。運営の主体を町の直営から改め民間等に変えるなど、抜本的改革、そうした取組を行なうべきであります。それらの機運が見受けられない本予算提案には反対をいたすものであります。

また、予算審査特別委員会上、水谷議員より、議員の発言は少なからず影響力がある、慎重であるべき、このような御意見が討論上において述べられたところでもあります。お考えの否定はいたしません。しかるに、私は軽率な発言を行なっているつもりはありません。議員として、住民の代表として、負託を受けた身として、相談を受けた身として、こうした町民の方、小さな声やか細い声、こうしたものに十分に寄り添っていき、こうした政治信念に基づいて行なっている発言であります。決して軽率な思いつきの発言等ではないということは御理解をいただきたい。なぜこの町にもともと、この町で生まれ育った私でない私に相談が寄せられてくるのか、私を頼ってくれるのか、そうした方がいらっしゃるうちは、しっかりと自分の政治信念にのっとなって言うべきことは言う、このような考え方を貫いていきたいと考えているところであります。

本定例会中、誤診という表現が一部問題視されたようでございますが、この誤診という定義が曖昧であれば初診と鑑別診断、最初に見たものと後で見たとの診断結果が異なるケースと改めさせていただきますが、最初と後で見たとの結果が異なるというケース、こうした相談をこの本定例会中受けて一般質問の機会も得たところでありますが、相談を寄せしてくれる方々は、その担当された医師や看護師等を糾弾してくれ等の考えを述べられているのではなく、こうしたことを機会として考えてほしい、病院を変えてほしい、同じ思いをする人たちが二度と現れないでほしいと、このような切なる願いを持っているものであります。変わってほしい、同じ思いをする人が現れないでほしい、それだけであります。それらが見込めない本予算提案には、残念ながら反対をいたすものであります。

接遇の研修も提案しておられますが、変わるんでしょうか。これまでやって変わらなかったものがなぜ変わるとお考えになられるのか。病院が公立である必要、運営の主体が町である必要はどこにあるんでしょうか。多くの町民が求めているものは、一定の負担は致し方ない、赤字であることもそれは理解できる。ただし、しっかりとした安心できる、信頼できる医療サービスを受けたい、ここに尽きるのではないのでしょうか。なぜ

公立である必要があるのか。どこを向いているのか。これは公務員の身分にすぎない職員  
のほうを向いているとしか私は考えられません。

病院がこのままで良いとは思わない方が多数であるはずですが、ではなぜこのままである  
ことが想定される予算案に賛成をし続けるのか。それらをよくよくお考えの上御賛同  
を賜りたいと、このように申し上げて討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計  
予算について、賛成の立場で討論いたします。

急速に少子高齢化が進む中、国の施策として病床の機能分化、連携、在宅医療、介護  
の推進、医療介護従事者の確保等、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築及び地域包  
括ケアシステムの構築が推進されており、加えて公立病院の役割として新たな感染症危  
機に備えた地域医療提供体制の強化が求められております。

本町国保病院事業におきましても、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中、  
町民の需要を的確に把握し、医療や介護が必要な状態になっても住みなれた地域で安心  
して生活を継続できるよう、地域の医療機関や介護事業所等と連携しながら医療、介護、  
訪問看護サービスの充実が求められていると思います。

令和5年度の予算では、病院経営の強化として引き続き常勤医師の確保を進めるとと  
もに、今年度見直しされる公立病院経営強化プランでは、運営体制、収益確保策につ  
いて新たな数値目標を掲げ経営改善に取り組み、持続可能な地域医療提供体制の確保が  
図られることとなっております。医療環境等の整備もそうです。老朽化が進む病院空調設  
備の更新、医療機器等の更新と医療提供環境の充実が図られております。また現在も、  
これからも地域医療連携室が行なっている医療介護相談及び在宅医療支援の充実により  
入退院や介護、在宅医療の様々な事例に対応するとともに、地域の医療機関、介護施設  
等と連携し、入院から在宅医療までの医療介護サービスの充実が図られ、加えて訪問診  
療の充実も図られております。

接遇に関する御意見もあったかと思いますが、町民の声を真摯に受け止め、研修で  
改善に努めている内容となっております。一方で町民からは感謝の声やとても感じが良  
くなったという、印象が良くなったという声もたくさん聞いております。

一般会計の繰入れに関しましても増額となっておりますが、この繰入れに関しては国  
の定める基準の中で行なっており、財政が続く限りこれは行政的医療だからできるもの  
だと考えております。

私は現時点で本町公立病院を経営効率を優先する独法化にすることは、地域医療を後  
退させるものと考えております。将来の子どもたちのためでもあると考えます。

よって、この予算は町民の命と健康を守る病院運営を維持していくための必要な経費  
と考え、この予算に賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

町民の命と健康を守るために24時間365日救急医療も担う病院はとても重要であり、なくてはならないと思います。しかし、必ずしも直営である必要はあるでしょうか。土曜日に受診したくて電話をすると、今日はやってる病院があるからそっちに行つてと言われてたり、診察はしてもらえたものの帰り際に、次何かあったらうちには来ないでねと言われてたり。これが丁寧な医療の実践、地域に愛される病院なのでしょうか。接遇研修も全スタッフ対象に行なうようですが、以前から指摘されていたにもかかわらず改善されることはなく、今さらではないでしょうか。病院にとっての接遇は、医療従事者である前に人として、社会人として当然、できて当たり前です。赤字経営については仕方ない部分もあるとは思っています。しかし、優しい言葉や丁寧な対応をしてもらえれば、多少のことは大目に見れる、でも対応が悪ければそうはいかない、それが人間の心情です。赤字補填のために使われるお金は町民の税金です。今はまだ大丈夫ではなく、先を見据え、運営主体を変えることも視野に入れるべきだと思います。このまま多額の繰り出しを行ない続ければ、近い将来本別町は町自体が破綻しかねません。

以上、本予算案には反対します。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○4番（水谷令子）〔登壇〕 議案第28号令和5年度国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場で討論します。

本別町にも高齢化が進み独り暮らしの方が増える中、国保病院が本別町に存在することが特別な重要な意味があります。福祉のまちとして本別町はいち早く取り組み、包括的支援事業の6項目の地域包括ケアシステムの強化が進み、直接本別町立国保病院と連携を取り、安心して町民が日常生活を守られるものと考えます。

国保病院の運営には、現在常勤医師、病院関係職員の確保と定着が求められています。本別町にせっかく来ていただいた医師、病院関係職員、皆さんの環境を整える必要があります。定着には議員としての言動は少なからず影響を与えられと考えられます。職員の方からも、町民の方からも不安の声が上がっています。議員として慎重な言動が求められると考えます。

また、町民の中から町にある個人病院と国保病院の連携、循環体制の強化を望む声が多くあります。このことは、国保病院の運営に当たり重要なことだと考えます。民間の経営コンサルタントの活用で新改革プランが作成され、運営の見直しが行なわれ、本別町民の心身の健康と命を守り、町民の皆さんが安心して日常生活を送るための予算計上だと考えます。

よって、賛成します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) これで、討論を終わります。

これから議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第28号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第2 常任委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第2 常任委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査の件を議題といたします。

産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました事項について閉会中に継続審査の申出があります。

お諮りします。

本件、申出のとおり閉会中の継続審査することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった閉会中の継続審査の申出は、申出のとおり決定をいたしました。

---

#### ◎日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所掌事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

本件、申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることを決定い



たしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和5年度第1回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 3月24日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 柏 崎 秀 行

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美